

官報号外 昭和二十六年三月三十一日

○第十回 参議院会議録第三十四号(その一)

昭和二十六年三月三十日(金曜日)午前 十時五十分開議	議事日程 第三十三号	午前十時閉議
昭和二十六年三月三十日	田正君外三十二名発議	(委員長報告)
(委員会審査省略要求事件)	正する法律案(内閣提出)	(委員長報告)
第一 戰勝者遺族戰傷病者及び留 守家族対策に関する決議案(千 田正君外三十二名発議)	改正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)	(委員長報告)
第二 教育職員免許法の一部を改 正する法律案(内閣提出)	第一〇 復興金融金庫に対する政 府出資等に関する法律の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)	(委員長報告)
第三 教育職員免許法施行法の一 部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)	第一一 たばこ專売法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)	(委員長報告)
第四 宗教法人法案(内閣提出、 衆議院送付)(委員長報告)	第一二 国税徵收法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)	(委員長報告)
第五 國立学校設置法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)	第一三 関税定率法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)	(委員長報告)
第六 市町村立学校職員給與負担 法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)(委員長報告)	第一四 中小企業等協同組合法の 一部を改正する法律案(内閣提 出、衆議院送付)(委員長報告)	(委員長報告)
第七 文化功勞者年金法案(内閣 提出)(委員長報告)	第一五 船員保険法の一部を改 正する法律案(衆議院提出)	(委員長報告)
第八 物品税法の一部を改正する 法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一六 國民健康保険法の一部を 改正する法律案(衆議院提出)	(委員長報告)
第九 鉱工品貿易公团の損失金補 てんのための交付金に関する法 律案(内閣提出、衆議院送付)	第一七 予防接種法の一部を改 正する法律案(内閣提出、衆議 院送付)(委員長報告)	(委員長報告)
官報号外	第一八 診療エックス線接觸法案 (谷口弘三郎君外六名発議)	(委員長報告)
昭和二十六年三月三十一日 参議院会議録第三十四号(その一)	頤	(委員長報告)

第一九 漁業法等の一部を改正す る法律案(衆議院提出)	第三二 三重県丹生川村の寒冷積 雪地手当に関する請願	第四三 三重県河波村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二〇 厚給法の一部を改正する 法律案(衆議院提出)	第三三 三重県治田村の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四四 三重県飯野町の寒冷積雪地 手当に関する請願
第二一 電波監理委員会設置法の 一部を改正する法律案(衆議院 提出)	第三四 三重県中里村の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四五 三重県白川村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二二 行政機関職員定員法の一 部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)	第三五 三重県阿下喜町の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四六 三重県加太村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二三 運輸省設置法等の一部を 改正する法律案(内閣提出、衆 議院送付)	第三六 三重県東鷹原村の寒冷積 雪地手当に関する請願	第四七 三重県朝日村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二四 農林漁業資金融通法案 (内閣提出、衆議院送付)	第三七 三重県古美村の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四八 三重県名張町の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二五 緊時物資需給調整法の一 部を改正する法律案(内閣提出、 衆議院送付)	第三八 三重県石樽村の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四九 三重県朝日村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二六 日本政府在外事務所設置 法の一部を改正する法律案(内 閣提出、衆議院送付)	第四〇 三重県椿村の寒冷積雪地 手当に関する請願	第五〇 三重県朝日村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二七 世界保健機関憲章を受諾 することについて承認を求める 件(衆議院送付)(委員長報告)	第四一 三重県朝田村の寒冷積雪 地手当に関する請願	五一 三重県立田村の寒冷積雪 地手当に関する請願
第二八 三重県山鹿町の地域給に 關する請願	第四二 三重県玉藻村の寒冷積雪 地手当に関する請願	五二 北海道名寄町の地域給に 關する請願
第二九 三重県野喜村の寒冷積雪 地手当に関する請願	第四三 地方公團移転に伴う仲代村の地 域給に関する請願	五三 新恩給法制定に關する請 願(十四件)
第三〇 三重県椿村の寒冷積雪地 手当に関する請願	四五 地方公團移転に伴う仲代村の地 域給に関する請願	五四 広島県大竹町の地域給に 關する請願(二件)
第三一 三重県朝田村の寒冷積雪 地手当に関する請願	五六 電気通信職員訓練所東京 頤(十四件)	五六 電気通信職員訓練所東京 頤(十四件)
第三二 三重県山鹿町の地域給に 關する請願	五六 電気通信職員訓練所東京 頤(十四件)	五六 電気通信職員訓練所東京 頤(十四件)

第五七 滋賀県大津市の地域給に 関する請願 (委員長報告)	第七六 香川県宇多津町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第九六 愛知県常滑市の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第五八 佐賀市の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第七七 香川県坂出市の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九七 千葉市 の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第五九 兵庫県柏原町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第七八 兵庫県香住町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九八 岡山市の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第六〇 兵庫県上久下村の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第七九 兵庫県宝塚地区の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第九九 佐賀県嬉野町の地域給に に関する請願 (委員長報告)
第六一 兵庫県成松町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八〇 福岡県久留米市の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一〇〇 北海道留萌市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六三 兵庫県沼脇村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八一 福岡県筑紫郡の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一〇一 香川県丸亀市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六四 兵庫県新井村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八二 佐賀県武雄町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一〇二 郵政省職員の特別俸給 表設定に関する請願 (委員長報告)
第六五 兵庫県黒井町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八三 宮崎県の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第一〇三 愛知県田原町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六六 兵庫県吉見、竹田両村の 地域給に関する請願 (委員長報告)	第八四 愛知県岩津町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一〇四 愛知県福江町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六七 兵庫県和田村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八五 神奈川県相模原町の地域 給に関する請願 (委員長報告)	第一〇五 愛知県二川町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六八 兵庫県久下村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八六 三重県一身田町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一〇六 山口県德山市の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第六九 兵庫県生郷村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第八七 福岡県新宮村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一〇七 香川県多度津町の地域 給に関する請願 (委員長報告)
第七一 鳥取県の地域給に関する 請願 (委員長報告)	第八八 兵庫県鳴尾村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一〇八 秋田県の薪炭手当に関する 請願 (委員長報告)
第七〇 高知県後免地区的地域給 に関する請願 (委員長報告)	第八九 滋賀県八日市町の地域給 に関する請願 (委員長報告)	第一〇九 岡山県瀬戸町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第七二 北海道天塩町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九〇 山口県内日村の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一一〇 静岡県北方町の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第七三 広島県可部町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九一 茨城県高山市の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一一一 群馬県土岐郡の地域給 に関する請願 (委員長報告)
第七四 千葉県柏町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九二 福岡県宗像郡の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一一二 平衡交付金の是正に関する 請願 (三件)
第七五 香川県土庄町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第九三 山梨県石和町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一一三 市財政確立に関する請 願 (委員長報告)
第九四 宮城県塩釜市涌谷地区の 地域給に関する請願 (委員長報告)	第九四 愛知県上野町の地域給に び配分の適正に関する請願 (委員 長報告)	第一一四 平衡交付金増額およ び配分の適正に関する請願 (委員 長報告)
第九五 愛知県上野町の地域給に に関する請願 (委員長報告)	第一一五 地方公務員法附則第一 十項に下水道事業追加の請願 大等に関する請願 (委員長報告)	第一一六 地方自治法中一部改正 に関する請願 (委員長報告)
第一一六 平衡交付金等増額に 関する請願 (委員長報告)	第一一七 平衡交付金等増額に する請願 (委員長報告)	第一一七 平衡交付金特別交付金 増額に関する請願 (委員長報告)
第一一八 行政書士法案中一部修 正に関する請願 (委員長報告)	第一一八 福知山市の警察更員定 数増加に関する請願 (委員長報告)	第一一九 遊興飲食料撤廃の請願 (委員長報告)
第一一九 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)	第一二〇 自治体警察職員の退職 手当支給に関する財源措置等の 請願 (委員長報告)	第一二〇 旅館の宿泊に対する遊 興飲食料撤廃の請願 (委員長報告)
第一二〇 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)	第一二一 地方自治法第百一條第 五項改正に関する請願 (委員 長報告)	第一二一 地方自治法第百一條第 五項改正に関する請願 (委員 長報告)
第一二一 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)	第一二二 平衡交付金の配分是正 に関する請願 (一件) (委員 長報告)	第一二二 平衡交付金増額に する請願 (委員長報告)
第一二二 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)	第一二三 消防署経費国庫支弁に 関する請願 (委員長報告)	第一二三 消防団員に対する公務 員災害補償法適用内容を持つ地 方公務員法制定の請願 (委員 長報告)
第一二三 消防署経費国庫支弁に する請願 (委員長報告)	第一二四 平衡交付金の配分に關 する請願 (委員長報告)	第一二四 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)
第一二四 行政書士法制定に關 する請願 (委員長報告)	第一二五 地方債の許可制度撤廃 に関する請願 (委員長報告)	第一二五 地方債の許可制度撤廃 に関する請願 (委員長報告)
第一二五 地方債の許可制度撤廃 に関する請願 (委員長報告)	第一二六 自治警察の選舉取締費 に関する請願 (委員長報告)	第一二六 自治警察の選舉取締費 に関する請願 (委員長報告)
第一二六 自治警察の選舉取締費 に関する請願 (委員長報告)	第一二七 北海道市町村上下水道 事業起債に関する請願 (委員 長報告)	第一二七 北海道市町村上下水道 事業起債に関する請願 (委員 長報告)
第一二七 北海道市町村上下水道 事業起債に関する請願 (委員 長報告)	第一二八 消防法中一部改正に する請願 (委員長報告)	第一二八 消防法中一部改正に する請願 (委員長報告)
第一二八 消防法中一部改正に する請願 (委員長報告)	第一二九 平衡交付金増額等に する請願 (委員長報告)	第一二九 平衡交付金増額等に する請願 (委員長報告)
第一二九 平衡交付金増額等に する請願 (委員長報告)	第一三〇 地方事業費起債わく拡 大等に関する請願 (委員長報告)	第一三〇 地方事業費起債わく拡 大等に関する請願 (委員長報告)
第一三〇 地方事業費起債わく拡 大等に関する請願 (委員長報告)	第一三一 平衡交付金中の教育費 算定基準改定に関する請願 (委員 長報告)	第一三一 平衡交付金中の教育費 算定基準改定に関する請願 (委員 長報告)

第一四七 畜糞業の獎励に關する請願	(委員長報告)
第一四八 福島県西白河郡の耕地災害復旧に關する請願	(委員長報告)
第一四九 国有牧野開放に關する請願	(委員長報告)
第一五〇 國有林野拂下げ促進に關する請願	(委員長報告)
第一五一 豊沢川農業水利事業予算増額に關する請願(委員長報告)	(委員長報告)
第一五二 露ヶ浦、北浦沿岸土地改良事業施行に關する請願	(委員長報告)
第一五三 国営山王海農業水利改良事業予算増額に關する請願	(委員長報告)
第一五四 胆沢平野土地改良事業を國營事業とするの請願	(委員長報告)
第一五五 北上川零石川沿岸農業の請願	(委員長報告)
第一五六 加賀三湖土地改良事業施行に關する請願(委員長報告)	(委員長報告)
第一五七 昭和二十一年度農地開係予算の復活に關する請願	(委員長報告)
第一五八 開拓開墾事業に対する助成の請願	(委員長報告)
第一五九 土地改良事業費国庫補助増額に關する請願(委員長報告)	(委員長報告)
第一六〇 農業共済組合連合会事務不足金処理等に關する請願	(委員長報告)
第一六一 謳早干拓事業促進に関する請願	(委員長報告)
第一六二 台湾糖業返還に關する請願	(委員長報告)
第一六三 農業協同組合組合等に關する請願	(委員長報告)
第一六四 利別川えん堤工事施行に關する請願	(委員長報告)
第一六五 水田うんか駆除用石油に關する請願	(委員長報告)
第一六六 高知県池川町内ヶ谷、宮ヶ原間安居林道改修工事施行に關する請願	(委員長報告)
第一六七 農林漁業費金融通法案中一部修正に關する請願	(委員長報告)
第一六八 農業災害補償法中一部改正に關する請願(四件)	(委員長報告)
第一六九 福島県大笹生村大平開拓道路開ざく工事施行に關する請願	(委員長報告)
第一七〇 四形肥料の普及に關する請願	(委員長報告)
第一七一 植物防疫法中一部改正に關する請願	(委員長報告)
第一七二 大豆かすを乳牛飼料として拂下げの請願	(委員長報告)
第一七三 秋田管林局管内水林国有林拂下げに關する請願	(委員長報告)
第一七四 神奈川県内郷村内国有林拂下げに關する請願	(委員長報告)
第一七五 杉崎紅茶試驗地を紅茶育種試驗地に指定の請願	(委員長報告)
第一七六 砂糖輸入および菓子用糖の請願	(委員長報告)
第一七七 マオラン麻事業救済策に關する請願	(委員長報告)
第一七八 開拓農業協同組合等に救済に關する請願	(委員長報告)
第一七八 在外事業資産返還に關する請願	(委員長報告)
第一七九 宮崎県飯野町を農村建設に關する請願	(委員長報告)
第一八〇 中小企業等協同組合の危機打開に關する陳情	(委員長報告)
第一八一 産業機械設備近代化法制定に關する陳情(委員長報告)	(委員長報告)
第一八二 關稅ならびに貿易一般協定參加促進に關する陳情	(委員長報告)
第一八三 岡山県玉野市の地域給付の請願	(委員長報告)
第一八四 埼玉県の地域給に關する陳情	(委員長報告)
第一八五 兵庫県明石市との地域給付に關する陳情	(委員長報告)
第一八六 広島県吳市の地域給付に關する陳情	(委員長報告)
第一八七 地方財政の特別措置に関する陳情(三件)	(委員長報告)
第一八八 平衡交付金増額に関する陳情	(委員長報告)
第一八九 平衡交付金等増額に関する陳情	(委員長報告)
第一九〇 地方財政危機打開に關係する陳情	(委員長報告)
第一九一 平衡交付金増額に関する陳情	(委員長報告)
第一九二 消防大字創設に關する陳情	(委員長報告)
第一九三 平衡交付金の基準額および補正係數に關する陳情	(委員長報告)
第一九四 地方起債のわく拡大および地方財政強化に關する陳情	(委員長報告)
第一九五 平衡交付金の算定基準訂正に關する陳情	(委員長報告)
第一九六 平衡交付金算定基準改訂に關する陳情	(委員長報告)
第一九七 行政事務再配分の実施等に關する陳情	(委員長報告)
第一九八 平衡交付金決定後法令等に基く地方の義務的負担経費に對する財源措置の陳情	(委員長報告)
第一九九 行政事務再配分に関する陳情(二件)	(委員長報告)
第二〇〇 行政事務配分に關する陳情	(委員長報告)
第二〇一 地方財政平衡交付金法中一部改正に關する陳情	(委員長報告)
第二〇二 六・三制校舍整備費の起債わく拡張に關する陳情	(委員長報告)
第二〇三 地方財政危機打開に關係する陳情	(委員長報告)
第二〇四 平衡交付金および起債額増額に關する陳情	(委員長報告)
第二〇五 地方自治法中一部改正に關する陳情	(委員長報告)
第二〇六 平衡交付金増額等に關する陳情(二件)	(委員長報告)
第二〇七 特殊税税率減に關する陳情	(委員長報告)
第二〇八 行政書士法案中一部修正に關する陳情	(委員長報告)
第二〇九 小笠原島住民の帰郷促進に關する陳情	(委員長報告)
第二一〇 比島に便箇派遣の陳情	(委員長報告)
第二一一 在外事業資産返還に關する陳情	(委員長報告)
第二一二 台湾糖業返還に關する陳情	(委員長報告)
第二一二 農業協同組合再建の大興に關する陳情	(委員長報告)
第二二三 牛の流行性感冒予防に關する陳情	(委員長報告)
第二二四 宅道湖西岸土地改良事業施行に關する陳情	(委員長報告)
第二二五 牧野改良事業費国庫補助に關する陳情	(委員長報告)

出されております。発議者要求の通り委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

〔異議な〕と申しますが

○議場（佐藤尚吉君）御興味ないと言
めます。よつてこれより発議者に對し
趣旨説明の發言を許します。千田正
君。

戦没者遺族戰傷者及び留守家族対策に関する決議案
右の議案を発議する。

府に對して速やかな対策の講じ及び
その実施を強く要望したのである。
しかるに今日諸情勢は、すでに露
和の近きを思はせるものがあるによ
かわらず、これら施策の成果につ
いては所期せられたところより相
たること甚だ遠く、國家義務に辦
事した戦没者の遺族及び未帰還者留
守家族の悲況及び戦傷病のため生活
の力を低減喪失した者の慘状が依然
として、國民の到底獸し得ない状態
に放置せられていることは、文化國
家として最も遺憾とするところであ
る。

よへて本院に請充當する眞夢の希望
整備の要ある状況にかんがみ、ここに
に決意を新たにし、これら戦歿者の
遺族戦傷病者及び留守家族に対し、
新たなる見地から早急に国家補償を
確立し断固として実施することを期
する。

政府もまた、この国民の強さを要請するに答へ、般諸の施政につき格段の努力を拂うべきである。

立及びその実施を強く要望したのである。
しかるに今日諸情勢はすでに調和の近きを思わせるものがあるにもかかわらず、これら施策の成果については所期せられたところより相へだたること甚だ遠く、國家義務に從事した戦没者の遺族及び未帰還者留守家族の悲況及び戦傷病のため生活の力を低減喪失した者の惨状が依然として、国民の到底歎く得ない状態に放置せられていることは、文化國家として最も遺憾とするところである。

よつて本院は講和受入態勢の急速整備の要ある状況にかんがみ、ここに決意を新たにし、これら戦没者の遺族、戦傷病者及び留守家族に対し、新たな見地から早急に国家補償を確立し堅固として実施することを期する。

政府もまた、この国民の強き要望に答え、諸般の施政につき格段の努力を拂うべきである。

右決議する。

と称して戦場に出され、國のためであります。ましようか、悲惨な戦闘の結果、戦場に傷き或いは倒れて逝つた人たちに何の罪がありましよう。いわんやそれらの人々の家族に如何ほどの一体罪悪があるでありますか。然るにもかかわらず、終戦以来六年になんくと子孫を残す。今日、なお且つ戦争による最大の犠牲者を強いられ、その生活は脅威せられ、或いは白衣の傷病者は街頭募金等をして最近も社会の問題になつておつたような状態に放逐されたままになつているのも皆御承知の通りであります。事実これら傷病者に支給されます。傷病者恩給は、驚くなれ、両眼視力を失つた完全なる盲目者に対しては年額二千三百円、兩足切断の歩行不能者は二千八百円、この金額は一ヵ年に支給されるところの金額であります。戦場で全く自分の責任に歸せられない原因で公務のため傷き病を得た不幸な人々に対し、これが現在我が國が行なつて居るところの補償であります。一例を申上げます。といふと信じて戦つた人々に何の罪がある

う情ない姿でありましようか。これが文化国家平和日本の眞の姿なのであります。口に文化を叫び、心に平和を願う国民といたしまして、この実態をこまま放置して我々は恥としないでありますようか。又戦歿者遺族の人々の悲惨なる状況も決してこれに劣るものではありません。現在におきましては、未復員者給與法に規定してありますところの遺骨引取に要する経費は二千二百円、遺骨埋葬に要しますするところの経費が三千円、計五千二百円の給與のみであります。その慰靈祭すら公には禁止されております。

一家の支柱を失つた大きな悲しみに加えて、世間の冷淡さにはまだ震懾の涙のみであります。未帰還者留守家族は、法律に規定された扶養親族のある人のその扶養親族のみが憚かな扶養手当を受けてはおりますが、それ以外は殆んど放置されております。

遺族、留守家族とも大部分はその子弟に六三三の義務教育さえも満足に與えることができない実情でありますて、更に老齢の遺族はその生活さえも

遺族、留守家族とも大部分はその子弟に六三三の義務教育さえも満足に與えることができない実情であります。更に老齢の遺族はその生活さえも支えることができないような悲惨な状況にあるのであります。

被災者遺族戦傷病者及び留守家族対策に関する決議案につきまして、発議者を代表し、その趣旨を説明いたします。

先づ決議案の本文を朗讀したします。
戦殲者遺族慰傷病者及び留守家
族対策に関する決議案

対策に關する決議案
去る昭和二十四年五月第五国会に
おいて、本院は「未亡人並びに戦没者
遺族の福祉に關する決議」を行ひ、政

官報号外 昭和二十六年三月三十日 参議院会議録第三十四号(その一)

戦殲者遺族戰傷病者及び留守家族対策に関する決議案

におきましては、本院において未亡人並びに戦没者遺族に関する決議案が満場一致を以て議決されたことは皆様の御記憶に新たなることと存するのであります。併しながら国民の熱情も、国会の努力も、今日までその実を結ぶことができ得なかつたのであります。が、諸般の情勢も変化いたしまして、待望の講和会議に關しても、連合国各國の注視的となつておる今日におきまして、社会的道義の立場からも、又文化

国家として講和会議に臨まんとする立場からも、著しく貧弱なるこの戦争犠牲者に対する施策の面を是正する急務を感じまして、ここに重ねて本案を提出するに至つた次第であります。

各國の状況を見ましても、米国、英國、ソ連等はもとより、すでにこの方面に対しまして特段の施策をなしておられます。敗戦國として我が國と同様の立場にありますところの西ドイツにおいてすら、すでに昨年十一月二十日、九十二カ条よりなる戦争犠牲者の扶助に関する法律を、連邦議会各派の支援を得まして満場一致にて可決し、これに伴う予算としましても約三十億マルク、邦貨に換算しまして約二千七百億円を計上しまして、戦没者遺族、戦傷病者等の救護を始めておるのであります。勿論西ドイツと比較して経済的復興の差異はありましても、國家の結果すべき社会的道義の点においては何ら劣るものではないといふことを確信するものであります。或いは政府としましては、連合国よりの覚書とか、或いは予算措置とか、種々の旗幟を指摘せられるでありますようが、眞に国际平和を要望し、人類社会の正しい道義に立脚して、平和日本の姿を以て講

和会議に臨まんとする国民の熱意を了知するならば、関係各國に誠意を披瀝して、文化国家の面目を保つためにも、その理解を深めて、よんば經濟的に乏しいといつたしましても、この不幸なる犠牲者のために万難を克服して速かにその施策を実行すべきであると確信するものであります。(拍手)以上謹々所信を申述べましたが、過去六九年、敗戦の痛苦と懺悔の生活のうちから一点光明の講和の光のささんとするとき、八千万国民の悲しい願い

でありますこの戦争の犠牲者に対する施策具現のために、平和日本、道義の國民代表たる諸君、何とぞ正しい御理解の下に満場一致の御賛同をお願いします。私の趣旨弁明に代える次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決を行ないます。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 只今の決議に対し厚生大臣より発言を求められました。黒川厚生大臣、

「国務大臣黒川武雄君登壇、拍手」
〔国務大臣黒川武雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(黒川武雄君) 第五回国会に

おきまして、衆参両院におかれまして

は未亡人並びに戦没者遺族の福祉に關

ては決議の御趣旨に副うよう実現に努

めました。立候補して参りましたが、何分終戦直

後のことでもあり、問題は軍人に関す

ることであるが故に、特別の保護をす

る、特別の待遇をするということは、

當時の諸情勢からしていたしかねたので

あります。

教育職員免許法の一部を改正する

法律案

教育職員免許法の一部を改正する

</div

る基礎資格を有する者は、
これに相当する者として文部
省令で定めるものを含むもの
とする。

同項の次に次の二項を加える。

7 隨時免許状については、当分の
間、相当期間にわたり普通免許状
又は仮免許状を有する者を採用す
ることができない場合に限り、第
九條第三項の規定にかかるらず、
都道府県の教育委員会及び都道府
県知事が協議して、都道府県の教
育委員会規則又は都道府県規則
で、その有効期間を二年とするこ
とができる。

8 義務助教認免許状は、保健婦助
産婦看護婦法（昭和二十三年法律
第二百三号）による乙種看護婦の
免許（以下「乙種看護婦の免許」と
いふ）を有する者又は同法第五十
三條に該当する者で、第五條第一
項第一号に該当しない者にも授與
することができる。

別表第一の備考第一号中「学校教
育法第九十八條第一項に規定する專
門学校及び「生徒及び」を削り、同
表備考第一号中「大學の別科」の下に
(昭和二十五年度における課程に限
る。)を加え、同表備考第三号中「及
び外國語」を「外國語及び宗教」に
改め、同表備考に次の二号を加え
る。

四 この表の中学校教諭の一級普
通免許状及び高等学校教諭の二
級普通免許状の項の教諭に関する
専門科目についての大学にお
ける最低修得単位数二十単位の
うち五単位は、当分の間、當該
免許状に係る教科に関する専門

科目について修得することがで
きる。

五 この表の中学校及び高等学校
の教諭の免許状の項の教職に関
する専門科目についての大学に
おける最低修得単位数について
は、当分の間、中学校にあつて
は音楽及び図画工作、高等学校
にあつては音楽、図画、工作、
書道、農業、工業、商業、水産
及び商船の各教科の免許状の授
與の場合には、その半數（前号
によつて当該免許状に係る教科
に關する専門科目について修得
することを認められた単位数を
含めて計算するものとする。ま
での単位は、当該免許状に係る
教科に關する専門科目について
修得することができる。

別表第三の基礎資格の欄中（昭和
二十三年法律第二百三号）を削り、
「高等学校を卒業し、保健婦助産婦
看護婦法による乙種看護婦の免許
（以下「乙種看護婦の免許」とい
う。）を有する者又は同法第五十
三條に該当する者で、第五條第一
項第一号に該当しない者にも授與
することができる。

別表第一の備考第一号中「学校教
育法第九十八條第一項に規定する專
門学校及び「生徒及び」を削り、同
表備考第一号中「大學の別科」の下に
(昭和二十五年度における課程に限
る。)を加え、同表備考第三号中「及
び外國語」を「外國語及び宗教」に
改め、同表備考に次の二号を加え
る。

四 第一欄に掲げる学校の教員に
は、これに相当するものとして
文部省令で定める学校以外の教
育施設において教育に従事する
者を含むものとし、証明すべき
所轄廳については、文部省令で
定める。

別表第五の第二欄中「次の項に掲
げる」を中学校又は高等学校の第一
欄に掲げるそれぞれの実習について
の教諭の」に改める。

別表第六の第二欄中「の次に次の
一号を加える。」

一項の第四欄に「六」を加える。
同表の備考を次のように改める。

別表第七中盲学校、ろう学校又は
養護学校の教諭の一級普通免許状の
項の第四欄に「六」を加える。

同表の備考を次のように改める。

備考 第三欄中「校長」には、大學
（学校教育法第九十八條の從
前の規定による大学、大学予
科、高等学校、専門学校及び
教員養成諸学校を含む。以下
同じ。）の長及び教育公務員特
別法（昭和二十四年法律第一
号）第二條第三項（第二十四條
第一項及び第二項において準
用する場合を含む。）に規定す
る部局長（私立の大学における
これに相当する職員を含
む。）並びに文部省令で定める
学校以外の教育施設の長は、
「教員」には、同法第二條第二
項（第二十四條第一項及び第
二項において準用する場合を
含む。）に規定する大学の教員
及び文部省令で定める学校以
外の教育施設において教育に
従事する者を含むものとし、
証明すべき所轄廳について
は、文部省令で定める。

別表第四の備考に次の二号を加え
る。

右

昭和二十六年三月十五日

文部委員長 堀越 勝武殿

審査報告書

右

昭和二十六年三月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

教育職員免許法施行法の一部を改
正する法律案

改正する法律案

教育職員免許法施行法（昭和二十
四年法律第百四十八号）の一部を次
のように改正する。

第一條第一項の表の第九号の下欄

中「幼稚園の教員の二級普通免許状

を「幼稚園の教員の二級普通免許状

及び小学校の教員の仮免許状」に改
める。

第二條第一項の表の第七号の三の
改正規定の上欄中「中学校」を「下欄

に掲げる相当学校」に、同号の改正
規定の下欄中「中学校」を「小学校及
び中学校」に改める。

同表第七号の四の改正規定の上欄

中「小学校」を「下欄に掲げる相当学

校」に、同号の改正規定の下欄中「小

学校」を「幼稚園及び小学校」に改
める。

第一項の規定により、同項の表

の下欄に掲げる教員の免許状を有
するものとみなされる者は、それ
ぞれ当該下欄に掲げる教員の免許
状の交付を受けるものとする。

前項の免許状の交付は、免許法

第十五條に規定する免許状の再交
付とみなす。

第二條第一項の表の第三号の上欄

中「卒業した者」の下に「これに相
当するものとして文部省令で定める者

を含む。」を加える。

同表の第七号の下欄中「及び中

学校」を「中学校及び高等学校」に
改める。

同表の第七号の二の次に次の二号

を加える。

右全会一致をもつて別冊の通り修正
議決した。よつて多數意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。

この法律の施行に伴い、別に經
費を要しない。

教育職員免許法施行法の一部を改
正する法律案

改正する法律案

教育職員免許法施行法（昭和二十
四年法律第百四十八号）の一部を次
のように改正する。

第一條第一項の表の第九号の下欄

中「幼稚園の教員の二級普通免許状

を「幼稚園の教員の二級普通免許状

及び小学校の教員の仮免許状」に改
める。

第二條第一項の表の第七号の三の
改正規定の上欄中「中学校」を「下欄

に掲げる相当学校」に、同号の改正
規定の下欄中「中学校」を「小学校及
び中学校」に改める。

同表第七号の四の改正規定の上欄

中「小学校」を「下欄に掲げる相当学

校」に、同号の改正規定の下欄中「小

学校」を「幼稚園及び小学校」に改
める。

第一項の規定により、同項の表

の下欄に掲げる教員の免許状を有
するものとみなされる者は、それ
ぞれ当該下欄に掲げる教員の免許
状の交付を受けるものとする。

前項の免許状の交付は、免許法

第十五條に規定する免許状の再交
付とみなす。

第二條第一項の表の第三号の上欄

中「卒業した者」の下に「これに相
当するものとして文部省令で定める者

を含む。」を加える。

同表の第七号の下欄中「及び中

学校」を「中学校及び高等学校」に
改める。

同表の第七号の二の次に次の二号

を加える。

事件の利害得失

教員の資質の向上と身分の安定
によつて、教育の成果を挙げる利
益がある。

五〇五

七の三	旧国民学校令による国民学校專科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の教員（文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	中学校の教員の二級普通免許状
七の四	旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上小学校的教員（文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有するもの	小学校の教員の二級普通免許状
二十の三	甲種二等航海士又は甲種二等機関士（以下「甲種二等機関士」という。）による上級船員免狀を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の四	甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海拔免狀を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の五	甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海拔免狀を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の假免許状

同表の第九号の上欄中「昭和二十三年三月三十日現に」を「昭和二十二年三月一日から昭和二十三年三月三十日までの間において」に改める。

同表の第十四号の上欄中「教員となることのできる者」の下に「（この表の第二十号の三の上欄に掲げる者を除く。）」を加える。

同表の第二十号を次のように改める。

二十の三	船橋職員法（明治二十九年法律第六十八号）第三條の規定による甲種二等航海士（以下「甲種二等航海士」という。）又は甲種二等機関士（以下「甲種二等機関士」という。）の教員の假免許状	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の四	甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海拔免狀を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の五	甲種二等航海士又は甲種二等機関士の海拔免狀を有し、五年以上船舶に關し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の六	前條又は本條若しくは第七條の規定により、教員の一級普通免許状若しくは二級普通免許状を有するものとみなされた者はその授與を受けることのできる者で、一級普通免許状の場合につては三年以上、二級普通免許状の場合につては十年以上、教育職員（これに相当するものとして、文部省令で定める学校の校長及び教員並びに学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に從事する者を含む。以下第二十六号から第二十八号までの場合においても同様とする。又は官公署若しくは私立学校における教育事務に関する者（イに掲げる者を除く。）で、この法律施行の際現に校長の職にある者）	中学校及び高等学校の教員の假免許状
二十の七	（イ）この表の第二十六号及び第二十七号に該当しない者（イに掲げる者を除く。）で、この法律施行の際現に校長の職にある者	中学校及び高等学校の教員の假免許状

同表の第二十九号の上欄中「教育長又は官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員」を「教育長、官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十号の上欄中「、若しくは官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員」を「官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十一号の上欄に次の二号を加える。

二 大学の教員（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として五年以上教育に関する科目を担当し、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者

第七條第一項本文中「文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに」を「文部省令で定める学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に従事する者並びに」に改める。

第八條第一項本文中「第一條、第二條又は第七條の規定により免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けた者を除く。」を「第一條第三項、第二條又は第七條の規定により、免許状の交付又は授與を受けた者を除く。」に、「昭和二十六年三月三十一日まで」と「昭和二十七年三月三十一日まで」に改め、同條に次

月三十一日までに改め、同條に次の一項を加える。

2 昭和二十六年三月三十一日において学校教育法第九十八條に規定する從前の規定による商船学校の教員である者は、免許第三條第一項の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日まで、國立

校範圍法第九條に掲げる商船高等學校の教員であることができる。

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで、」を「昭和三十六年三月三十一日まで、」に改め、同項を附則第三項とする。

附則 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

同表の第三十一号の上欄中「、若しくは官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員」を「官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十二号の上欄中「、若しくは官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員」を「官公庁の一級若しくは二級の官吏若しくは更員又はこれらに相当する職員」に改める。

同表の第三十三号の上欄に次の二号を加える。

二 大学の教員（これに相当するものとして文部省令で定める旧令による学校の教員を含む。）として五年以上教育に関する科目を担当し、良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有する者

第七條第一項本文中「文部省令で定める旧令による学校の校長及び教員並びに」を「文部省令で定める学校の校長及び教員、文部省令で定める学校以外の教育施設の長及びその施設において教育に従事する者並びに」に改める。

第八條第一項本文中「第一條、第二條又は第七條の規定により免許状を有するものとみなされた者又はその授與を受けた者を除く。」を「第一條第三項、第二條又は第七條の規定により、免許状の交付又は授與を受けた者を除く。」に、「昭和二十六年三月三十一日まで」と「昭和二十七年三月三十一日まで」に改め、同條に次

第三章 管理（第十八條—第二十

五條）

第四章 規則の変更（第二十六條—第三十一條）

第五章 合併（第三十二條—第四十二條）

第六章 解散（第四十三條—第五十一條）

第七章 登記（第五十二條—第六十五條）

第八章 祀拜用建物及び敷地の登記（第六十六條—第七十

九條）

第九章 宗教法人審議会（第七十一條—第七十七條）

第十章 記則（第八十八條—第八十九條）

第十一章 補則（第七十八條—第八十七條）

第十二章 記則（第八十八條—第八十九條）

第十三章 補則（第七十八條—第八十九條）

第十四章 記則（第七十八條—第八十九條）

第十五章 記則（第七十八條—第八十九條）

第十六章 記則（第七十八條—第八十九條）

第十七章 記則（第七十八條—第八十九條）

第十八章 記則（第七十八條—第八十九條）

第十九章 記則（第七十八條—第八十九條）

第二十章 記則（第七十八條—第八十九條）

第二十一章 記則（第七十八條—第八十九條）

第二十二章 記則（第七十八條—第八十九條）

自由に基いて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行ふことを制限するものと解釈してはならない。

（宗教団体の定義）

第二條 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拜の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道院、教会、司教区その他これらに類する団体

三 参道として用いられる土地

四 宗教上の儀式行事を行うため用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む）

五 庭園、山林その他祭嚴又は風教を保持するために用いられる

（境内建物及び境内地の定義）

第三條 この法律において「境内建物」とは、第一号に掲げるような宗教法人の前條に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の建物及び工作物をいい、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同様に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

（法人格）

第四條 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

2 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となつた宗教団体をいう。

（所轄庁）

第五條 宗教法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 他の都道府県内にある宗教法人を包括する宗教法人にあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

第一章 総則（第一條—第十一條）

第二章 設立（第十二條—第十七

宗教法人 法案

參議院議長 佐藤尚武殿
宗教法人 法案

昭和二十五年三月二十六日

宗議院議長 林 靖治

宗議院議長 佐藤尚武殿

宗教法人 法案

昭和二十五年三月二十六日

宗議院議長 佐藤尚武殿

宗教法人 法案

昭和二十五年三月二

(公益事業その他の事業)

第六條 宗教法人は、公益事業を行ふことができる。

2 宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行ふことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該宗教法人、当該宗教法人を包

括する宗教団体又は当該宗教法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(宗教法人の住所)

第七條 宗教法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記の効力)

第八條 宗教法人は、第七章第一節の規定により登記しなければならない事項については、登記に因り効力を生ずる事項を除く外、登記の後でなければ、これもつて第三者に对抗することができない。

(登記に関する届出)

第九條 宗教法人は、第七章の規定による登記(所轄庁の嘱託)によつて登録なく登記簿の謄本又はその登記した事項に係る抄本を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(宗教法人の能力)

第十條 宗教法人は、法令の規定に従い、規則で定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負つ。その員数、任期及び職務権限、代務者についてはその職務権限

第十一條 宗教法人は、代表役員その他の代表者がその職務を行うにつき第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 宗教法人の目的の範囲外の行為に因り第三者に損害を加えたときは、その行為をした代表役員その他他の代表者及びその事項の議決に賛成した責任役員、その代務者又は仮責任役員は、連帶してその損害を賠償する責任を負う。

(設立の手続)

第十二條 宗教法人を設立しようとする者は、左に掲げる事項を記載した規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受けなければならぬ。

(設立の手続)

七 第六條の規定による事業を行う場合には、その種類及び管理運営(同條第二項の規定による事業を行う場合には、収益処分の方を含む。)に関する事項

(設立の手続)

八 基本財産、宝物その他の財産の設定、管理及び処分(第二十

(設立の手續)

九 規則の変更に関する事項

(設立の手續)

十 説明の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項

(設立の手續)

十一 公告の方法

(設立の手續)

十二 第五号から前号までに掲げ

(設立の手續)

十三 前各号に掲げる事項に関連する事項を定めた場合には、そ

(設立の手續)

十五 代表役員、責任役員、代務

(設立の手續)

十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

二十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

三十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

四十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

五十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

六十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

七十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

八十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

九十九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一〇 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一四 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一五 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一六 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一七 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一八 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百一九 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二〇 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二一 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二二 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二三 法務員についての任期及び

(設立の手續)

一百二四 法務員についての任期及び

則を認証することができない旨の決定をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならぬ。

4 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から三月以内に、第一項の規定による認証に関する決定をし、且つ、認証する旨の決定をしたときは当該申請者に対し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付し、認証することができない旨の決定をしたときは当該申請者に対しその理由を附記した書面でその旨を通知しなければならない。

5 所轄庁は、第一項の規定による認証に関する決定をするに当たり、当該申請者に対し第十二條第一項各号に掲げる事項以外の事項を規則に記載することを要求してはならない。

(成立の時期)

第十五條 宗教法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

(規則の認証に関する再審査)
第六條 第十四條第四項の規定による認証することができない旨の通知を受けた者は、これに対しても異議があるときは、その通知を受けた日から二月以内に、再審査請求

求書にその理由を記載した書類を添えて、これを所轄庁に提出し、その再審査の請求をすることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その受理の日を附記した書面でその旨を当該請求者に通知した後、左の各号の規定に従つて当該各号に掲げる決定をしなければならぬ。

一 当該再審査の請求が前項の期間の経過後になされたとき、又は他の手続上の不備がある場合に相当の期間内にその不備の補正を求めたのにかかわらずなおその不備が補正されなかつたときは、当該請求を却下する旨の決定

二 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十條第二項の規定に準じ当該事案を再審査し、当該事案が同項各号に掲げる要件を備えていると認めたときは、あらためて当該規則を認証する旨の決定

三 当該請求者が異議を申し立てた事項を十分に考慮して、第十條第一項の規定に準じ当該事案を再審査し、当該事案が同項各号に掲げる要件を備えていたと認めたとき、又はその受理

載によつてはこれらの要件を備えているかどうかを確認することができないときは、当該規則を認証することができない旨の通知

を受けてた者は、その認証することとができるときは、当該規則

3 第十四條第一項、第三項及び第五項の規定は、前項の規定による第五項の規定は、前項の規定による決定の場合に準用する。

4 第二項の場合において、所轄庁が都道府県知事であるときは、当該所轄庁は、同項第三号の規定による決定をしようとするときは、文部大臣を通じて宗教

5 所轄庁は、第二項第一号の規定による決定をしようとするときは、文部大臣に訴願をすることができない。

6 第十四條第四項の規定は、第一項第二号又は第三号の規定による決定の場合に準用する。この場合において、第四項の規定に該当するときは、同條第四項中「三月」とあるのは、「六月」と読み替えるものとする。

7 第二項第一号の規定により相当の期間内に不備の補正を求めたときは、所轄庁が同項の規定による

定による期間にその補正を求めた期間を加算した期間とする。

(規則の認証に関する訴願)

第十七條 前條第六項の規定による認証することができない旨の裁決を受けた者は、その認証することとができる場合は、当該規則

3 第十四條第二項の規定は、文部大臣が前項第三号の規定による裁決をする場合に準用する。

4 文部大臣は、第二項第一号又は第三号の規定による裁決をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を開かなければならない。

5 都道府県知事は、第二項第一号の規定による裁決があつたときは、退帰なく当該訴願に係る規則を認証し、且つ、当該訴願人に付し認証書及び認証した旨を附記した規則を交付しなければならない。

6 第三章 管理
(代表役員及び責任役員)
第十八條 宗教法人には、三人以上の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

2 代表役員は、規則に別段の定がないれば、責任役員の互選によつて定める。

3 代表役員は、宗教法人を代表し、その事務を総理する。

4 責任役員は、規則で定めるところにより、宗教法人の事務を決定する。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合に

は、当該訴願を棄却する旨の裁決

3 第十四條第二項の規定は、文部大臣が前項第三号の規定による裁決をする場合に準用する。

4 文部大臣は、第二項第一号又は第三号の規定による裁決をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を開かなければならない。

5 代表役員及び責任役員は、常に法令、規則及び当該宗教法人を包括する宗教団体が当該宗教法人と協議して定めた規程がある場合に

1	所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その再審査の請求をすることができる。
2	所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その再審査の請求をすることができる。
3	所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その再審査の請求をすることができる。
4	所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その再審査の請求をすることができる。
5	所轄庁は、前項の規定による再審査の請求を受理したときは、その再審査の請求をすることができる。

はその規程に従い、更にこれらの法令、規則又は規程に違反しない限り、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して、当該宗教法人の業務及び事業の適切な運営をはかり、その保護管理する財産については、いやしくもこれを他の目的に使用し、又は濫用しないようしなければならない。

(事務の決定)

第十九條 規則に別段の定がなけれ

ば、宗教法人の事務は、責任役員

の定数の過半数で決し、その責任

役員の議決権は、各々平等とす

る。

(代務者)

第二十條 左の各号の一に該当する

ときは、規則で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

一代表役員又は責任役員が死亡

その他の事由に因つて欠けた場

合において、すみやかにその後

任者を選ぶことができないと

き。

二代表役員又は責任役員が病氣

その他の事由に因つて三月以上

その職務を行ふことができないと

き。

三代表役員及び責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者は、規則で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

四代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

五代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

六代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

七代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

八代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

九代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

十代表役員又は責任役員は、宗

教法の規定で定めるところによ

り、代務者を置かなければならな

い。

と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、規則で定めるところにより、仮代表役員を選ばなければならない。責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、規則に別段の定がなければならぬ。但し、第三号から第五号まで掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

一 不動産又は財産目録に掲げる

宝物を処分し、又は担保に供す

ること。

二 借入（当該会計年度内の収入

で償還する一時の借入を除く。）

又は保証をすること。

三 主要な境内建物の新築、改築、

増築、移築、除却又は著しい模

機替をすること。

四 境内地の著しい模様替をする

こと。

五 主要な境内建物の用途若しく

は境内地の用途を変更し、又は

これらを当該宗教法人の第二條

に規定する目的以外の目的的た

めに供すること。

（行為の無効）

第六條 の規定による事業を行

う場合には、その事業に関する

書類

第七章 規則の変更

（規則の変更の手続）

第八條 完教法人は、規則を変

更しようとするときは、規則で定

めるところによりその変更のため

の手続をし、その規則の変更につ

いて所轄庁の認証を受けなければ

ならない。この場合において、宗教

法人が当該宗教法人を包括する宗

教団体との関係（以下「被包括関

係」という。）を廃止しようとする

ときは、当該関係の廃止に係る規

則の変更に関し当該宗教法人の規

則中に当該宗教法人を包括する宗

教団体が一定の権限を有する旨の

規定がある場合でも、その権限に關

する規則の規定によることを要し

ないものとする。

宗教法人は、被包括関係の設定

又は廃止に係る規則の変更をしよ

うとするときは、第二十七條の規

定による認証申請の少くとも一月

前に、信者その他の利害関係人

財産目録を作成しなければならない。

二 宗教法人の事務所には、常に左

に示してその旨を公表しなければ

なければならない。

三 被包括関係の設定

の規定による認証申請前に当該関

係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しよ

うとする場合には前項の規定によ

に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公表しなければならない。

三 宗教法人は、被包括関係の設定

又は廃止に係る規則の変更をしよ

うとするときは、当該関係を設定

しようとすると、当該関係を設定しよ

うとするときは、当該関係を設定しよ

前記による場合には、前項第一項

の規定による公告及び同條第三項の規定による通知をしたこと

を証する書類

第二十九條 所轄庁は、前條の規定による認証の申請を受理した場合に、その受取の日を附記した書面でその旨を当該宗教法人に通知した後、当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、第十四條第一項の規定に準じ当該規則の変更の認証に関する決定をしなければならない。

一 その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること。

二 その変更の手続が第二十六条の規定に従つてなされていること。

三 第十四條第二項から第五項までの規定は、前項の規定による認証に關する決定の場合に準用する。

この場合において、同條第四項中「認証した旨を附記した規則」とあるのは、「認証した旨を附記した規則」である。

(規則の変更の時期)
第三十條 宗教法人の規則の変更是、当該規則の変更に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

(合併に伴う場合の特例)
第五章 合併

第三十一條 合併に伴い合併後存続する宗教法人が規則を変更する場合においては、当該規則の変更に関する事項にかかる旨を公表し、第五章の定めるところによること。

第三十二條 二以上の宗教法人は、合併して一の宗教法人となることができる。

(合併)

第三十三條 宗教法人は、合併しよとするとときは、第三十四條から第三十七條までの規定による手続と、「当該規則」とあるときは、「当該規則の変更」と、同項第三項中「そ

の受理した規則」とあるのは「その受理した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとす

る。

二 第十七條の規定は、前項において準用する第十六條第二項第三号の規定による認証することができない旨の決定に対して異議がある場合に準用する。この場合において、第十七條第五項中「当該証明に係る規則」とあるのは、「当該証明に係る規則」とあるのは「当該証明に係る規則」である。

三 前項に規定する各宗教法人が選任した者は、第三十八條第一項の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害關係人に対する旨を附記した変更しようとする事項を示す書類」と読み替えるものとする。

(規則の変更の手続)
第三十六條 第二十六条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、合併しようとする宗教法人が、当該合併に伴い被包括關係を設定するときには、合併しようとする場合に、前項の期間内に、その債権者が対し合併に異議があればその公告の日から二月を下らない一定の期間内にこれを申し述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には各自に催告しなければならない。

四 合併しようとする宗教法人は、債権者が前項の期間内に異議を申し述べたときは、これに弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を専門銀行に相当の財産を信託しなければならない。

五 第二項後段中「当該關係の廃止に係る規則の変更」とあるのは、「当該關係の廃止に係る規則の変更その他の該關係の廃止」である。

六 第二項中「第二十七條」とあるのは、「第三十八條第一項」「当該規則の変更の案」とあるのは「被包括關係の設定又は廃止に関する事項」である。

七 第三項中「第二十七條」とあるのは「第三十九條第一項」「前項」とあるのは「第三十四條第一項」である。

八 第四項中「被包括關係の廃止

序の認証を受けなければならない。うとするときは、規則で定めるとする規則に別段の定がないときは、

合併しようとする各宗教法人が選り、規則に別段の定がないときは、

2 合併に因つて宗教法人を設立しようとする場合は、規則で定めるとする場合は、「被包括關係の廃止を伴う合併の手続」「前項」とあるのは「第三十四條から第三十二項まで」

合併しようとする各宗教法人が選り、規則に別段の定がないときは、

に係る規則の変更の手続」とあるのは「被包括關係の廃止を伴う合併の手続」「前項」とあるのは「第三十四條から第三十二項まで」

合併しようとする各宗教法人が選り、規則に別段の定がないときは、

四 第三十五条第一項又は第二項

の規定に該当する場合には、同條第一項又は第二項の規定によ

る手続を経たことを証する書類

五 第三十五条第二項の規定に該

当する場合には、合併後成立す

る団体が宗教団体であることを

証する書類

六 第三十五条第三項又は第三十

六條において準用する第二十六

條第二項の規定による公告をし

なければならぬ場合には、當

該公告をしたことを証する書類

七 合併に伴い被包括關係を設定

し、又は廃止しようとする場合

には、第三十六条において准用

する第二十六条第三項の規定に

よる承認を受け、又は同項の規

定による通知をしたことを記す

る書類

2 前項の規定による認証の申請

は、合併しようとする各宗教法人

の連名でするものとし、これらの

宗教法人の所轄庁が異なる場合に

は、合併後存続しようとする宗教

法人又は合併に因つて設立しよう

とする宗教法人の所轄庁をもつて

当該認証を申請すべき所轄庁とす

(合併の認証)

第三十九條 所轄庁は、前條第一項

の規定による認証の申請を受理し

た場合には、その受理の日

を附記した書面でその旨を当該宗

教法人に通知した後、当該申請に

係る事案が左に掲げる要件を備え

ているかどうかを審査し、第十四

條第一項の規定に準じ当該合併の

認証に関する決定をしなければな

らない。

一 当該合併の手続が第三十四条

から第三十七条までの規定に從つてなされていること。

二 当該合併が第三十五条第一項

又は第二項の規定に該当する場

合には、それぞれその変更しよ

うとする事項又は規則がこの法

律その他の法令の規定に適合し

ていること。

三 当該合併が第三十五条第二項

の規定に該当する場合には、當

該合併後成立する団体が宗教團

体であること。

2 第十五条第二項から第五項まで

の規定は、前項の規定による認証

に関する決定の場合に適用する。

この場合において、同條第四項中

「認証した旨を附記した規則」とあ

るのは、「當該合併が第三十五条

第一項又は第二項の規定に該当す

る場合には、當該合併の認証した旨を附記した

規則」と読み替えるものとする。

第一項又は前項において適用す

る第十四条第四項の規定による宗

教法人に対する所轄庁の通知及び

変更しようとする事項を示す書類又

は規則」と読み替えるものとする。

第一項又は前項において適用す

る第十四条第四項の規定による宗

教法人に対する所轄庁の通知及び

認証書等の交付は、當該認証を申

請した宗教法人のうちの一に対し

てすれば足りる。

(合併の時期)

第四十一条 宗教法人の合併は、合

併後存続する宗教法人又は合併に

因つて設立する宗教法人がその主

たる事務所の所在地において第五

十七条の規定による登記をするこ

(合併の効果)

第四十二条 宗教法人は、前條第一

項の規定による解散をしようとな

るときは、第二項及び第三項の規

定による手続きをした後、その解散

について所轄庁の認証を受けなければならぬ。

(任意解散の手続)

第四十三条 宗教法人は、前條第一

項の規定による解散をしようとな

るときは、第二項及び第三項の規

定による手続きをした後、その解散

について所轄庁の認証を受けなければならぬ。

(解散の事由)

第四十四条 宗教法人は、前條第一

項の規定による解散をしようとな

るときは、第二項及び第三項の規

定による手続きをした後、その解散

について所轄庁の認証を受けなければならぬ。

3 宗教法人は、信者その他の利害

関係人が前項の期間内にその意見を

述べるべき旨を公告しなければな

らない。

4 宗教法人は、任意に解

散することができる。

第五章 解散

を進めるかどうかについて再検討

しなければならない。

(任意解散の認証の申請)

第四十五条 宗教法人は、前條第一

項の規定による認証を受けようとな

るときは、認証申請書に左に掲

げる書類を添えて、これを所轄庁

に提出し、その認証を申請しなけ

ればならない。

一 解散の決定について規則で定

める手続(規則に別段の定がないときは、第十九條の規定によ

る手続)を経たことを証する書類

をしたことを証する書類

2 第四十五条第一項の規定によ

る所轄庁の認証の取消

3 破産

四 第八十條第一項の規定によ

る裁判所の解散命令

五 第八十一條第一項の規定によ

る宗教団体を包括する宗教法人

にあつては、その包括する宗教

団体の欠亡

六 宗教法人は、前項第三号に掲げ

る事由に因つて解散したときは、

遅滞なくその旨を所轄庁に届け出

なければならない。

(任意解散の手続)

第七章 所轄庁は、前條の規定

による認証の申請を受理した場

合においては、その受理の日を附

記した書面でその旨を当該宗教法

人に通知した後、当該申請に係る

解散の手続が第四十四条の規定に従つてなされているかどうかを審査し、第十四条第一項の規定に準じて当該解散の認証に關する決定を下さなければならぬ。

2 第十四條第二項の規定による認

証

3 認証書及び認証した旨を附記

した規則

4 認証書及び認証した旨を附記

した規則

5 認証書及び認証した旨を附記

した規則

6 認証書及び認証した旨を附記

した規則

7 認証書及び認証した旨を附記

した規則

8 認証書及び認証した旨を附記

した規則

9 認証書及び認証した旨を附記

した規則

10 認証書及び認証した旨を附記

した規則

11 認証書及び認証した旨を附記

した規則

12 認証書及び認証した旨を附記

した規則

13 認証書及び認証した旨を附記

した規則

14 認証書及び認証した旨を附記

した規則

15 認証書及び認証した旨を附記

した規則

16 認証書及び認証した旨を附記

した規則

17 認証書及び認証した旨を附記

した規則

18 認証書及び認証した旨を附記

した規則

19 認証書及び認証した旨を附記

した規則

20 認証書及び認証した旨を附記

した規則

21 認証書及び認証した旨を附記

した規則

22 認証書及び認証した旨を附記

した規則

23 認証書及び認証した旨を附記

した規則

24 認証書及び認証した旨を附記

した規則

25 認証書及び認証した旨を附記

した規則

26 認証書及び認証した旨を附記

した規則

27 認証書及び認証した旨を附記

した規則

28 認証書及び認証した旨を附記

した規則

29 認証書及び認証した旨を附記

した規則

30 認証書及び認証した旨を附記

した規則

31 認証書及び認証した旨を附記

した規則

32 認証書及び認証した旨を附記

した規則

33 認証書及び認証した旨を附記

した規則

34 認証書及び認証した旨を附記

した規則

35 認証書及び認証した旨を附記

した規則

36 認証書及び認証した旨を附記

した規則

37 認証書及び認証した旨を附記

した規則

38 認証書及び認証した旨を附記

した規則

39 認証書及び認証した旨を附記

した規則

40 認証書及び認証した旨を附記

した規則

41 認証書及び認証した旨を附記

した規則

42 認証書及び認証した旨を附記

した規則

43 認証書及び認証した旨を附記

した規則

44 認証書及び認証した旨を附記

した規則

45 認証書及び認証した旨を附記

した規則

46 認証書及び認証した旨を附記

した規則

47 認証書及び認証した旨を附記

した規則

48 認証書及び認証した旨を附記

した規則

49 認証書及び認証した旨を附記

した規則

50 認証書及び認証した旨を附記

した規則

51 認証書及び認証した旨を附記

した規則

52 認証書及び認証した旨を附記

した規則

53 認証書及び認証した旨を附記

した規則

54 認証書及び認証した旨を附記

した規則

55 認証書及び認証した旨を附記

した規則

56 認証書及び認証した旨を附記

した規則

57 認証書及び認証した旨を附記

した規則

58 認証書及び認証した旨を附記

した規則

59 認証書及び認証した旨を附記

した規則

60 認証書及び認証した旨を附記

した規則

61 認証書及び認証した旨を附記

した規則

62 認証書及び認証した旨を附記

した規則

63 認証書及び認証した旨を附記

した規則

64 認証書及び認証した旨を附記

した規則

65 認証書及び認証した旨を附記

議がある場合に準用する。この援合において、第十六條第一項第三号及び第三号中第十四條第一項第二項とあるのは「第四十六條第一項」と、「同項各号に掲げる要件」とあるのは「同項の規定による認証の要件」と、「当該規則」とあるのは「当該解散」と、同項第三号中「その受理した規則及びその添附書類」とあるのは「その受理した添附書類」と、「これらの要件」とあるのは「当該要件」と読み替えるものとする。

5 第二項の規定に該当するときは、宗敎法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかわらず、当該解散に因つて退職

て、第十七條第五項中「当該訴願に係る規則」とあるのは「当該訴願に係る解説」と、「認証書及び認証した旨を附記した規則」とあるのは「認証書」と読み替えるものとする。

(任意解散の時期)
第四十八條 宗教法人の第四十三條
第一項の規定による解散は、当該
解散に関する認証書の交付に因つ
てその効力を生ずる。

(清算人)
第四十九條 宗教法人が解散(合併及び破産)に因る解散を除く。したときは、規則に別段の定がある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任した場合を除く外、代表役員又はその代務者が清算人となる。

宗教法人が第四十三條第一項第四号又は第五号に掲げる事由に因

官報局外 昭和二十六年三月三日 參議院会議録第三十四号(その一)

教育職員免許法の一部を改正する法律

つて解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職務で、清算人を選任する。

第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

宗教法人の責任役員及びその代理人は、規則に別段の定がなれば、宗教法人の解散に因つて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

第二項の規定に該当するときは、宗教法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかるわらず、当該解散に因つて退任するものとする。

(残余財産の処分)

第五十條 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産の場合を除く外、規則で定めるところによる。

前項の場合において、規則にそ
の定がないときは、他の宗教團体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。

前二項の規定により処分されない財産は、國庫に歸属する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十條、第七十
三條、第七十五條、第七十六條及
び第七十八條から第八十二條まで
並びに非訟事件手続法(明治三十
一年法律第十四号)第三十五條第一
項、第三十六條第三十七條ノ二
第三百三十六條から第三百三十七條ま
で及び第三百三十八條の規定(法人
の解散及び清算)は、宗教法人の
解散及び清算に準用する。この場合
において、民法第七十條中「理
事」とあるのは「代表役員又は其代
務者」と、同法第七十五條中「前
條」とあるのは「宗教法人法第四十
九條第一項」と読み替えるものと
する。

第七章 登記

第一節 宗教法人の登記

(設立の登記)

第五十二條 宗教法人の設立の登記は、規則の認證書の交付を受けた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的(第六條の規定による事業を行ふ場合には、その事業の種類を含む。)

二 名称

三 事務所

四 当該宗教法人を包括する宗教團体がある場合には、その名称及び住所。

五 基本財産がある場合には、そ
の額

六 代表役員及び責任役員の氏名
及び住所。

七 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三條第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項。

八 規則で解散の事由を定めた場
合には、その事由。

九 公示の方を。

3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。
(従たる事務所の新設の登記)

(変更の登記)
第五十五条 第五十二条第一項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

所の所在地においては三週間以内に前條第二項各号に掲げる事項を登記し、他の從たる事務所の所在地においては同期間内にその從たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 宗教法人の成立後主たる事務所又は從たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに從たる事務所を設けたときは、その從たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十四條 宗教法人が主なる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十二條第二項各号に掲げる事項を登記し、從たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は從たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

は、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に、代教者の氏名及び住所を登記しなければならない。

前條の規定は、前項の規定により登記した事項に変更を生じた場合に準用する。

(合併の登記)

第五十七條 宗教法人が合併するとときは、当該合併に関する認證書の交付を受けた日から、主たる事務所の所在地においては二週間に以内に、従たる事務所の所在地においては三週間に以内に、合併後存続する宗教法人について変更の登記を、合併に因つて解散する宗教法人については第五十二條第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第五十八條 宗教法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除く外、第四十三條第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認證書の交付を受けた日から

同條第二項各号に掲げる事由による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第五十九條 清算人が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

(登記申請書の添附書類)

第六十三條 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の原本並びに代表役員及び責任役員の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記

の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。

3 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

4 合併に因る設立、変更又は解散の登記の申請書には、前三項に掲げる書類の外、第三十四條第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

5 代務者の就任の登記の申請書には、代務者の資格を証する書類を添えなければならない。

6 清算人の就任の登記の申請書には、代役員又はその代務者の清

算を証する書類を添えなければならない。

7 この法律の規定による所轄庁の

(登記の申請人)

第六十二條 第五十二條から第五十七條までの規定による登記は、代役員又はその代務者の申請により、第五十八條から第六十條まで

の規定による登記は、清算人の申請によつてする。但し、宗教法人が第四十三條第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合における解散の登記は、当該所轄庁又は裁判所の嘱託によつてする。

(登記申請書の添附書類)

第六十三條 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の原本並びに代表役員及び責任役員の資格を証する書類を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第六十四條 登記した事項は、登記所において垂拂なく公告しなければならない。

(登記申請書の添附書類)

第六十五條 非訟事件手続法第百三十九條ノ一、第二百四十二條から第二百五十一條ノ六まで及び第二百五十條から第二百五十七條までの規定(商業登記に関する通則)は、この章の規定による登記に準用する。

第一節 亂用建物及び敷地の登記

(登記)

第六十六條 宗教法人の所有に係るその禮拝の用に供する建物及びその敷地については、当該不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる。

2 敷地に関する前項の規定による登記は、その上に存する建物について同項の規定による登記がある場合に限りすることができる。

(登記の申請)

第六十七條 前條第一項の規定による登記は、当該宗教法人の申請による登記は、當該宗教法人の申請による登記をした場合に適用する。

2 登記官吏は、前項の規定による登記をした建物又は土地について前條の規定による登記があるときは、あわせてその登記を抹消しなければならない。

(所有権の移転による登記の抹消)

第六十八條 登記官吏は、第六十六条の規定による登記をした建物又は土地について所有権移転の登記をしたときは、これとむしろ当該建物又は土地に係る同條の規定による登記を抹消しなければならない。

2 前項の規定は、前項の規定により建物について登記の抹消をした場合に適用する。

(会長)

第六十九條 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

4 併の場合は適用しない。

2 委員は、その職務に対しても報酬を受けない。但し、職務を行つたために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法

認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証書の原本を添えなければならない。

(登記事項の公告)

第六十四條 登記した事項は、登記所において垂拂なく公告しなければならない。

(登記申請書の添附書類)

第六十五條 非訟事件手続法第百三十九條ノ一、第二百四十二條から第二百五十一條ノ六まで及び第二百五十條から第二百五十七條までの規定(商業登記に関する通則)は、この章の規定による登記に準用する。

第一節 亂用建物及び敷地の登記

(登記)

第六十九條 宗教法人は、前條の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、垂拂なく同條の規定による登記の抹消を申請しなければならない。

(礼拝の用途廃止による登記の抹消)

第六十九條 宗教法人は、前條の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、垂拂なく同條の規定による登記の抹消を申請しなければならない。

(登記の申請)

第六十九條 宗教法人は、前條の規定による登記をした建物が礼拝の用に供せられないこととなつたときは、垂拂なく同條の規定による登記の抹消を申請しなければならない。

(委員)

第七十二條 宗教法人審議会は、十人以上十五人以内の委員で組織する。

(任期)

第七十三條 委員の任期は、二年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第七十四條 宗教法人審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、文部大臣が任命する。

3 会長は、宗教法人審議会の会務を総理する。

4 併の場合は適用しない。

2 委員は、その職務に対しても報酬を受けない。但し、職務を行つたために要する費用の弁償を受けることができる。

3 費用弁償の額及びその支給方法

は、文部大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(庶務)

第七十六條 宗教法人審議会の庶務は、文部大臣官房において処理する。

(運営の細目)

第七十七條 この章に規定するものを除く外、宗教法人審議会の議事の手続その他の運営に關し必要な事項は、文部大臣の承認を受け、宗教法人審議会が定める。

(被包括關係の廃止に係る不利益

(被包括關係の廃止等)

第七十八條 宗教団体は、その包括

被包括關係の廃止を防ぐことを目的として、又はこれを企てたことを理由として、第二十六條第三項

(第三十六條において準用する場合を含む)規定による通知前に又はその通知後二年間においては、当該宗教法人の代表役員、責任役員その他の役員又は規則で定める

その他の権限に於ける権限に制限を加え、それらの者に対し不利益の取扱をしてはならない。

2 前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

3 宗教法人は、他の宗教団体との被包括關係を廢止した場合においても、その關係の廃止前に原因を生じた当該宗教団体に対する債務の履行を免かれることができない。

(公益事業以外の事業の停止命令)
第七十九條 所轄庁は、宗教法人が

行う公益事業以外の事業について第六條第二項の規定に違反する事実があると認めたときは、当該宗教法人に対し、一年以内の期間を限りその事業の停止を命ずることができる。

該認証に係る事案が第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に三月以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

二 第一條に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしてたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。

三 当該宗教法人が第二條第一号に掲げる宗教団体である場合に

は、礼拜の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。

四 一年以上にわたつて代表役員及びその代理者を欠いていること。

五 第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証に明示する認証書を交付した日から一

年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四條第一項第一号又は第三十九

條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。

六 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び

能たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

七 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判によりその代理者を欠いている機関を備えること。

(随伴者に対する意見を述べる機会の供與)

第八十二條 文部大臣及び都道府県知事は、この法律の規定による認証その他の事項に關し宗教法人の代表者若しくは代理人又は第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人の意見を聞く場合においては、これらの者の外、助言者、弁護人等としてこれらの方に随伴した者に対し、意見を述べる機会を與えなければならない。但し、必要があると認められたときは、その意見を述べる機会を與える随伴者の数を三人までに制限することができる。

(裁判の取消)

第八十條 所轄庁は、第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証をした場合において、當

該宗教法人の裁決をしようとするときは、あらかじめ宗教法人審議会に諮詢してその意見を開

かなければならぬ。

2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。

4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはそ

の代務者は、当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害關係人又は

請求により又は職權で、その解散の代務者又は当該宗教法人の代理

(礼拝用建物等の差押禁止)

第八十三條 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建

物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特權、抵当権又は質権の実行のためにす

る場合及び破産の場合を除く外、

規定による裁判に対し即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。

裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散

した宗教法人の主たる事務所及び能たる事務所の所在地の登記所に

解散の登記の嘱託をしなければならない。

前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判によりその代理者を欠いている機

会の供與)

第八十二條 文部大臣及び都道府県

知事は、この法律の規定による認証その他の事項に關し宗教法人の

代表者若しくは代理人又は第十二条第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人の意見を聞く場合においては、これらの者の外、助言者、弁護人等としてこれらの方に随伴した者に対し、意見を述べる機会を與えなければならない。但し、必要があると認められたときは、その意見を述べる機会を與える随伴者の数を三人までに制限することができる。

(隨伴者に対する意見を述べる機会の供與)

第八十三條 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建

物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特權、抵当権又は質権の実行のためにす

る場合及び破産の場合を除く外、

その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押えることができない。

(宗教上の特性及び慣習の尊重)

第八十四條 国及び公共団体の機關は、宗教法人に対する公租公課に

関係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に関し境内建物、境内地その他の宗教

法人の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に関する法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。

(解釈規定)
第八十五條 この法律のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を與え、又は宗教上の役職員の任命その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を與えるものと解釈してはならない。

第八十六條 この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に対して行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第八十七條 この法律のいかなる規定も、この法律に基いて文部大臣又は都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を

妨げるものと解釈してはならない。

第十章 罰則

第八十八條 左の各号の一に該当する場合においては、宗教法人の代表者、その代務者、仮代表者、又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 所轄庁に対し不実の記載をしたとき。

二 第九條又は第四十三條第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三條の規定に違反して同條の規定による公告をしないで同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五條の規定に違反して同條に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備附を怠り、又は同條第一項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 第五十一条において準用する民法第七十九條第二項又は第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第五十一條において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

八 第七章第一節の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

九 第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

十 第七十九條宗教法人を設立しようとする者が所轄庁に対し不実の記載をしたとき。

十一 第七十九條宗教法人を設立しようとする者が所轄庁の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十二 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十三 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十四 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十五 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十六 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十七 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十八 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

十九 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十一 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十二 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十三 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十四 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十五 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十六 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十七 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十八 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

二十九 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

三十 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

三十一 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

三十二 第七十九條宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

6 二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定(設立に関する罰則)に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、一の新宗教法人となることができる。

7 第三十四条第二項から第四項まで

この規定は、前項の規定により「以上

の規定を含む。」に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をする

こととする。

8 第五項又は第六項の規定により「以上

の規定による事業」とあるのは、「公

益事業その他の事業」と読み替えるものとする。

9 第五項又は第六項の規定により「以上

の規定による新宗教法人となるた

めの設立の登記の申請書には、旧

宗教法人のうち、教派、宗派及び

教団にあつてはその主たる事務所

の所在地の登記所において、神

社、寺院及び教会にあつてはその

所在地の登記所において、當該設

立の登記をする場合を除く外、旧

宗教法人の登記簿の謄本を添えな

ければならない。

10 第六項の規定により「以上

の規定による新宗教法人となるた

めの設立の登記の申請書には、

第七項において準用する第三十四

項第三項及び第四項の規定による

手続を経たことを証する書類を添

えなければならない。

11 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定による新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、被包括關係の廢止は、當該關係の廢止が當該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることと認めたときは、當該旧宗教法人の規則にかかる限り、特に現任の総代と同級の総代を選任して、當該決定に參與させることができるものとする。

12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人の主導者又は代務者は、信者その他の利害關係者の意見を反映させるため必要があると認めたときは、當該旧宗教法人の規則にかかる限り、特に現任の総代と同級の総代を選任して、當該決定に參與させることができるものとする。

13 旧宗教法人と當該旧宗教法人を

包括する宗教団体との被包括關係

の廢止は、當該關係の廢止が當該

旧宗教法人が第五項又は第六項の

規定により新宗教法人となること

と認められたときは、當該

規則にかかる限り、特に現任の

総代と同級の総代を選任して、當該

決定に參與させることができるものとする。

14 前項の規定により「以上

の規定による新宗教法人となるた

めの設立の登記の申請書には、被包括關係を廢止しようとする場

合の手続については、第十一項の

規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一 旧宗教法人令第六條後段の規定による手続を経ることを要しないこと。

二 当該被包括関係の廃止に関する規定による手続を経ることを要しないこと。

当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の規定がある場合においても、その権限が一定の権限を有する旨の規定がある場合においても、その権限に関する規定によることを要しないこと。

三 第十二條第三項の規定による公告と同時に、当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならないこと。

15 旧宗教法人は、第五項又は第六項の規定により新宗教法人となるとするとときは、この法律施行の日から一年六月以内に、第十三條の規定による認証の申請をしなければならない。

16 前項の規定による申請があつた場合における認証については、第十四條第四項中「三月」とあるのは、「一年六月」と読み替えるものとする。

17 旧宗教法人は、第十五項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその

認証を受けることができなかつた場合においては、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日(その日が当該認証の申請をすることができないことが確定した日(その日)において、これららの日前において解散したもの)を除いて、解散する。

18 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散を要しないこと。

19 第五項又は第六項の規定により新宗教法人となるたまに属せしめられた事務を処理すること。

20 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつた場合は教団で第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたもの所轄庁は、第五條第一項の規定により新宗教法人が承継する。

21 前項の建物及びその敷地については、第八十三條中「その登記後」とあるのは、「旧宗教法人令文は七十七号」の規定による登記後」とある。

22 旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたものの所轄庁は、第五條第一項の規定により新宗教法人となつたものとす。

23 教育委員会法(昭和二十三年法律第七百七十号)の一部を次のように改正する。

24 文部省設置法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のよう

25 民法施行法(明治三十一年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

26 登録税法(明治二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

27 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

28 関税定率法(明治四十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

29 教職員適格審査会(昭和二十二年政令第六十二号)に基き文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行ふこと。

30 「宗教法人審議会 文部大臣の諮問に応じて宗教法人に関する政令等に関する政令(昭和二十二年政令第六十二号)に基き文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行ふこと。

31 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

32 第三百四十八條第二項第二号を次のように改める。

33 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

34 第三百四十八條第二項第二号を次のように改める。

35 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

36 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

37 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

38 二 宗教法人がもつばらその本來の用に供する宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

中「工学部」を「農学部」に、同表名古屋大学の項中「工学部」を

「医学部」に改め、同條の次
「医学部」に、同表徳島大学の項中「医

に、同表大阪大学の項中「医学部」を
「医学部」に改め、同條の次
に次の二條を加える。

(國立短期大学の名稱及び位置等)
第三條の一 国立短期大学の名稱及
び位置は、左表の通りとし、その

国立短期大学は、同表下欄に掲げ
る国立大学に併設されるものとす
る。

國立短期大学の名稱	位 置	上欄の國立短期大学を併設する國立大学の名稱	
名古屋工業大学短期大 学校部	愛 知 県	名古屋大学	
京都工芸織維大学工業 短期大学部	京 都 府	京都工芸織維大学	
九州工業大学短期大学 部	福 岡 県	九州工業大学	
長崎大学 長崎大学短期大学	長 崎 県	長崎大学	

第四條の表中		東京教育大学	光学研究所	東 京 都	光学に関する學理及びその 應用の研究
東京医科歯科大学	歯科材料研究所	東 京 都	歯科材料に関する學理及びそ の應用の研究		
東京教育大学	光学研究所	東 京 都	光学に関する學理及びその 應用の研究		

京都大学		化学研究所	人文学研究所	東 京 都	世界文化に関する特殊事項の學理及びそ の應用の研究
京都教育大学	結核研究所	京 都 府	世界文化に関する人文科学の総合研 究		
工学研究所	木材研究所	京 都 府	結核の予防及び治療に関する學理及 びその應用の研究		
木材研究所	木材研究所	京 都 府	工学に関する學理及びその應用の総 合研究		
微生物病研究所	微生物病研究所	京 都 府	木材に関する學理及びその應用の研 究		

大阪大学		微生物病研究所	産業科学研究所	大 阪 府	微生物病に関する學理及びその應用の研 究
産業科学研究所	産業科学研究所	大 阪 府	微生物病に関する學理及びその應用の 研究		
音響科学研究所	音響科学研究所	大 阪 府	微生物病に関する學理及びその應用の 研究		

第五條を次のように改める。
(学部附属の学校又は教育研究施設)
第五條 国立大学の学部に、左表の通り、附屬の学校、教育施設又は研究施設を置く。

大學の名稱	學部	學校、教育施設又は研究施設
北海道大學	理學部 医学部	臨海實驗所 病院、病院分院、看護學校
帶広畜產大學	農學部 畜產學部	植物園、農場、演習林 農場
北海道學芸大學	學芸學部	小學校、中學校
弘前大學	醫學部 教育學部	病院、看護學校 小學校、中學校、幼稚園
岩手大學	農學部 教育學部	農場、演習林 農場、演習林
東北大學	理學部 醫學部 教育學部	臨海實驗所 小學校、中學校、幼稚園 小學校、中學校、幼稚園
秋田大學	農學部 教育學部	農場、演習林 小學校、中學校、幼稚園
山形大學	農學部 教育學部	農場、演習林 小學校、中學校
福島大學	學芸學部	小學校、中學校、幼稚園
茨城大學	教育學部	小學校、中學校
宇都宮大學	農學部 學芸學部	農場、演習林 小學校、中學校、幼稚園
埼玉大學	教育學部	小學校、中學校、幼稚園
群馬大學	學芸學部 医学部	小學校、中學校、幼稚園 病院、看護學校、內分泌研究施設

千葉大学	医学部	病院、看護学校
	園芸学部	農場
東京大学	教育学部	中学校、高等学校
	理学部	臨海実験所、植物園
東京医科大学	医学部	病院、病院分院、看護学校
	工学部	総合試験所
東京農業大学	農学部	農場、浜松林、水産実験所
	医学部	病院、病院分院、看護学校
東京教育大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
東京農工大学	織維学部	農場
	教育学部	盲学校、ろう学校、特殊教育教員養成施設
東京工業大学	工学部	高等学校
	水産学部	実驗水産場
横浜国大	農学部	農場、演習林
	医学部	小学校、中学校、幼稚園
新潟大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林
富山大学	医学部	病院、看護学校
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
金沢大学	医学部	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、看護学校
福井大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
	工学部	はづけ化学研究施設
山梨大学		

	教育学部	小学校、中学校	農學部	農場、演習林
信州大学	医学部	病院、看護学校	農學部	小学校、中学校、幼稚園
	農學部	農場、演習林	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	織維学部	農場	医学部	病院、病院分院、看護学校
	学芸学部	中学校	農學部	農場、演習林、農学研究施設
岐阜大学			教育学部	小学校、中学校、幼稚園
商船大学	農學部	農場、演習林	医学部	病院、病院分院、看護学校
静岡大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	理学部	臨海実験所
名古屋大学	理学部	臨海実験所	医学部	病院、病院分院、看護学校
愛知学芸大学	医学部	小学校、中学校、幼稚園	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
三重大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	農學部	農場、演習林
滋賀大学	学芸学部	小学校、中学校	理学部	臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究施設
京都大学	理学部	病院、看護学校	農學部	農場
京都学芸大学	医学部	農場、演習林	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
京都工芸織維大学	農學部	小学校、中学校、幼稚園	医学部	病院、看護学校
大阪大学	医学部	病院、病院分院、看護学校	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園
大阪学芸大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	農學部	農場
神戸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	教育学部	小学校、中学校
奈良学芸大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	医学部	病院、演習林、水産実験所
和歌山大学	学芸学部	小学校、中学校	農學部	小学校、中学校
鳥取大学	医学部	病院、看護学校	佐賀大学	小学校、中学校

	農學部	農場、演習林	島根大学	農學部	農場、演習林
岡山大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	医学部	小学校、中学校、幼稚園	小学校、中学校、幼稚園
	医学部	病院、病院分院、看護学校	農學部	農場、演習林、農学研究施設	小学校、中学校、幼稚園
広島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	理学部	臨海実験所	小学校、中学校
山口大学	農學部	農場	教育学部	小学校、中学校	小学校、中学校
	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	医学部	病院、看護学校	小学校、中学校、幼稚園
徳島大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	農學部	農場	小学校、中学校、幼稚園
香川大学	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	小学校、中学校、幼稚園
愛媛大学	医学部	小学校、中学校、幼稚園	農學部	農場	小学校、中学校
高知大学	教育学部	小学校、中学校	医学部	病院、看護学校	小学校、中学校
九州大学	農學部	農場	学芸学部	小学校、中学校	小学校、中学校
福岡学芸大学	教育学部	小学校、中学校	農學部	農場、演習林、水産実験所	小学校、中学校
長崎大学	佐賀大学	小学校、中学校	医学部	病院、病院分院、看護学校	小学校、中学校
熊本大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園	学芸学部	小学校、中学校、幼稚園	小学校、中学校、幼稚園
大分大学	医学部	小学校、中学校、幼稚園	農學部	農場、演習林	小学校、中学校、幼稚園
宮崎大学	学芸学部	小学校、中学校	教育学部	病院、看護学校	小学校、中学校

鹿児島大学	教育学部	小学校、中学校、幼稚園
	農学部	農場、演習林

前項の学校、教育施設及び研究施設の名称及び内部組織は、文部省令で定めるものを除く外、当該大学が定める。
第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條を次のように改める。
(名稱及び位置等)

第八條 国立高等学校的名称、位置及びその国立高等学校に包括される学校は、左表に掲げる通りとする。

國立高等学校の名称	位 置	学校教育法第九十八條の規定による学校で、上場の国立高等学校に包括されるもの
仙台電波高等学校	宮城県	
証明電波高等学校	香川県	
熊本電波高等学校	熊本県	
富山商船高等学校	富山県	富山商船学校
島羽商船高等学校	三重県	島羽商船学校
広島商船高等学校	広島県	広島商船学校
大島商船高等学校	山口県	大島商船学校
弓削商船高等学校	愛媛県	弓削商船学校

第四章を削り、第五章を第四章とし、第六章を第五章とする。

第十三條中「及び第五項」を削り、第十二條を第九條とし、以下三條ずつ繰り上げる。

附則第三項中「第三條に規定する大学は、」に、「並びに第三條に規定する大学を「並びに国立大学」に改め、附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項中「国立大学」を「国立大学及び国立高等学校」に改め、同項を附則第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 国立短期大学に属される職員の定員は、それぞれその国立短期大学を併設する国立大学の職員の定員に含まれるものとする。

8 左に掲げる国立大学の学部に、昭和二十八年三月三十一日まで、附屬の高等学校を置く。

附則第八項を次のように改める。

附則第八項を次のように改める。

附則第八項を次のように改める。

鹿児島大学教育学部

愛知学芸大学学芸学部

三重大学学芸学部

島根大学教育学部

岡山大学教育学部

山口大学教育学部

東京工業大学	九八一人
お茶の水女子大学	三一八人
電気通信大学	一五〇人
一橋大学	二三二人
東京水産大学	三三三人
崎浜国際大学	六二六人
新潟大学	一、五二八人
南山大学	四九〇人
金沢大学	一、六七三人
福井大学	三七七人
山梨大学	四〇八人
信州大学	一、三六七人
岐阜大学	四四八人
商船大学	二五一人
静岡大学	八〇二人
名古屋大学	一、九〇八人
愛知学芸大学	五七九人
名古屋工業大学	二四四人
三重大学	四六七人
滋賀大学	三〇三人
京都大学	三、四一八人
京都学芸大学	三四五人
京都工芸繊維大学	二、六〇三人
大阪大学	一〇二人
大阪外国语大学	六五六人
大阪学芸大学	

神戸大学	一、〇二三人
奈良学芸大学	二五七人
奈良女子大学	二三六人
和歌山大学	三一七人
鳥取大学	八八五人
島根大学	三五二八
岡山大学	
広島大学	
山口大学	一、四一七人
徳島大学	九六一人
香川大学	三六四人
愛媛大学	五五七人
高知大学	三七二人
福岡学芸大学	四八二人
九州大学	二、九〇五人
九州工業大学	二三四人
佐賀大学	三三〇人
長崎大学	一一七一人
熊本大学	一、四三七人
大分大学	三六〇人
宮崎大学	四八五人
鹿児島大学	八二五人
別表第二	高等学校に就かれる職員の定員
國立高等學校の名稱	高等学校に就かれる職員の定員
仙台電波高等学校	四六人
詫間電波高等学校	六三八人

熊本電波高等学校	五二一人
富山商船高等学校	五一人
島羽商船高等学校	五〇人
大島商船高等学校	五一一人
	五〇人

別表第三を削る。
附 則
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 第二條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

市町村立学校職員給與負担法の一
部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十五年三月二十六日

參議院議長 林 譲治

市町村立学校職員給與負担法の一
部を改正する法律案

市町村立学校職員給與負担法(昭
和二十三年法律第二百三十五号)の一
部を改正する法律案

第一條中「地方事務官たる職員の
俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、
扶養手当、勤務地手当、退官又は退
職に関する手当、日直及び宿直に關
する手当(以下俸給その他の給與と
いふ)」を「事務職員の給料、扶養手
当、勤務地手当、特殊勤務手当、日
直及び宿直に關する手当、年末手
当、寒冷地手当、石炭手当、退職手
当、退職年金及び退職一時金、死亡

一時金、旅費並びに公務災害補償
(以下給料その他の給與といふ)」に
改める。

第二條中「特別の時期及び時間」を
「夜間その他特別の時間又は時期に
改め、「又は夜間の課程」を削り、「俸
給その他の給與」を「給料その他の給
與」に改める。

第三條の次に次の二條を加える。

第三條前二條に規定する職員の定
数は、都道府県の條例で定める範
囲内で、教育委員会の置かれてい
る市町村にあつては当該市町村の
教育委員会が都道府県の教育委員
会に協議してこれを定め、教育委
員会の置かれていない市町村にあ
つては都道府県の教育委員会がこ
れを定める。

第四條第一項中「二年」と「一年」に
改める。

第五條第四項及び第五項を削る。

附則中第二項及び第三項を削り、
五年法律第二十二号は、廃止す
る。

〔審査報告書
文化功労者年金法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正
議決した。よつて多數意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。〕

昭和二十六年三月二十九日

文部委員長 堀越 儀郎

參議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

木内キヤウ 岩間 正男

成瀬 輝治 荒木正三郎

矢嶋 三義 高良 とみ

平岡 市三 加納 金助

梅原 真隆 山本 勇造

昭和二十六年三月二十九日

文部委員長 堀越 儀郎

參議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書
文化功労者年金法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正
議決した。よつて多數意見者の署名
を附し、要領書を添えて、報告す
る。〕

二、事件の利害得失
わが国文化の向上發達に資する
利益がある。

三、費用
この法律の施行に伴う経費は約
一、七〇〇万円である。

〔審査報告書
文化功労者年金法案
右全会に提出する。〕

昭和二十六年三月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

〔審査報告書
文化功労者年金法案
文化功労者年金法
(この法律の目的)
第三條第二項中「学術、芸術その
他の文化の発達」に改め
る。〕

〔審査報告書
文化功労者年金法案
第五條 文化功労者選考審査会に会
長、副会長各一人を置き、委員の
互選によつて定める。〕

2 会長は、文化功労者選考審査会
の会務を總理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長
他を削る。

〔審査報告書
文化功労者年金法案
文化功労者年金法
(この法律の目的)
第一條 この法律は、学術、芸術その
他の文化の発達に關し特に功績顯著
な者(以下「文化功労者」という。)
に年金を支給し、これを顕彰する
ことを目的とする。
(文化功労者選考審査会)

に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行ふ。

4 会長及び副会長の任期は、一年とする。但し、会長又は副会長が欠けた場合の後任の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

5 会長及び副会長は、再任されることができる。

（組織及び運営の細目）

第六條 前四條に定めるものは文化功労者選考審査会の組織及び運営の細目については、政令で定める。

（文化功労者の決定）

第七條 文化功労者は、文化功労者選考審査会が選考した者のうちから、文部大臣が決定する。

第八條 文化功労者には、終身、年金五十万円を支給する。

2 前項の規定による年金の支給方法については、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化功労者選考審査会の最初の任期に係る委員のうち半数の者の任期は、第四條第一項の規定にかかるわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）の一部を次のよう改訂する。

第七條第一項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の二号を加える。

一 文化功労者年金法（昭和二十六年法律第 号）に基き
文化功労者の選考その他の文部

省に属せしめられた事務を処理すること。

第二十四條第一項中「種類 目的」を「種類 目的」に改める。

文化功労者選考審査会	文部大臣の諮問に応じて文化功労者の候補者の選考に関する事項を調査審議すること。
------------	---

〔堀越儀郎君答覆、拍手〕

○堀越儀郎君 只今議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案に関する文部委員会の審議の経過及び結果を御報告申上げます。

政府提案の理由は、学校職員の免許制度を現下の教育界の実情に応ぜしむると共に、免許法上の不均衡を排除す

ることはあるとのことです。本法の骨子とすることは、第一に、私立の中学校及び高等学校における宗教教育の振興を図るために、私立学校にのみ

度を新たに設けたこと。第二に、当分の間特別的措置として、教職に關する

専門科目の単位のうち若干の単位を教科に関する専門科目について修得し得る途を開いたこと。第三に、臨時免許

状の有効期間を地方の実情に応じて二年とすることができるという特例を設けたことがあります。

2 文化功労者選考審査会の最初の任期に係る委員のうち半数の者の任期は、第四條第一項の規定にかかるわらず、一年とする。

3 前項の規定により任期を一年とする委員は、くじで定める。

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第二百四十六号）の一部を次のよう改訂する。

第七條第一項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の二号を加える。

充が甚だ困難であるから、この原則に對して更に、特別の事情がある都道府県で政令で定めるものにあつては、これを三年に延長することができるといふことを追加するといふのであります。

これに対し木村委員から、年限延長により研修の熱意を阻害させないこと、特別の地域及び事情に限りこれまで三年に延長するといふのであります。

官委員会としては、慎重審議を重ねることを追加するといふのであります。

大後、討論に入りました。荒木委員は五名の修正案が提出されて、荒木委員より提案の趣旨が述べられました。

その骨子とすることは、教育の実績と実情より勘案して、第一は、旧国民学校令による国民学校事科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の二級免許状授與に限定せず、小学校教員の二級免許状授與をも授與してもよいこと

は、中学校の二級普通免許状を授與することができるといふのであります。

次に教育職員免許法の一部を改正する法律案であります。

これに対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

政府提案の理由とするところは、先に申上げました教育職員免許法の一部を改正する法律案の提案理由と同様であ

りまして、本法案の骨子とするところは、第一は、上級免許状授與に関する

特例として定められた同法第七條の規定の有効期間を更に五年間延長する

こと。第二は、僻遠地の校長の供給を容易にするため、教員の二級普通免許

状所有者でも、十年以上の教職経験があれば校長免許状を受けられるよう

こと。第三は、商船高等学校的

教員免許状に関する規定を整備するこ

と。第四は、旧免許状の所有者に対する新免許状の交付に関する省令の規定

が必要であるが、二年以上長くする

を法律に移すことの三點であります。

本委員会としては、慎重審議を重ねた後、討論に入りました。荒木委員は

五名の修正案が提出されて、荒木委員より提案の趣旨が述べられました。

その骨子とすることは、教育の実績と実情より勘案して、第一は、旧

国民学校令による国民学校事科教員免許状を有する者で、五年以上中学校の二級免許状授與に限定せず、小学校教員の二級免許状授與をも授與してもよいこと

は、中学校の二級普通免許状を授與することができるといふのであります。

次に教育職員免許法の一部を改正する法律案であります。

これに対する文部委員会の審議の経過並びにその結果を御報告申上げます。

政府提案の理由とするところは、先に申上げました教育職員免許法の一部を改正する法律案の提案理由と同様であ

りまして、本法案の骨子とするところは、第一は、上級免許状授與に関する

特例として定められた同法第七條の規定の有効期間を更に五年間延長する

こと。第二は、僻遠地の校長の供給を容易にするため、教員の二級普通免許

状所有者でも、十年以上の教職経験があれば校長免許状を受けられるよう

こと。第三は、商船高等学校的

教員免許状に関する規定を整備するこ

と。第四は、旧免許状の所有者に対する新免許状の交付に関する省令の規定

が必要であるが、二年以上長くする

が、土地の状況によつては教員の補

られたる御の賛同をして賛成されました。

かくて採決の結果、委員会は全会一致を以て原案を修正議決いたすことになりました。

以上御報告申上げます。

本法案は十章八十九カ條及び附則
十八カ條からなる相当大部のものでございまして、終戦後ボツダム勅令としての宗教法人令によりまして久しく規正されて参りました我が国宗教団体に關しまして、ここに初めて民主的立法の原則に立つて法律制定の措置が講ぜられることがなつた次第であります。

この法律案の主たる目的といかんすれども、
すところは、宗教団体に法人格を與
え、財産権の主体性を明らかにし、こ
れに免稅その他の措置を通じまして、

宗教法人として自由で且つ自主的な活動をいたすための物的基礎を獲得させようとする点にあります。宗教につきましては、御承知の通り憲法第二十條

におきまして、信教自由、政教分離の基本原則が確立いたしておるわけであります。従つて宗教法人に関する本法案におきましても、当然これらの方の原則を守らなければなりません。

が留意されておりますと共に、他方、本法案は宗教団体に対して、その本質的使命に基き、自己の責任と公共性との配慮によるべきものとする所である。

を西園寺へきことおもております。要するに本法案は、宗教法人の「自由と自主性」と並びに「責任と公共性」という二つの要請を尊子として構成されております。

について規定いたしております。第二章は、宗教法人として設立される手続を、第三章は、かくして設立されました宗教法人の管理、第四章は規則の変更手続、第五章、合併、第六章、解散、第七章、登記、第八章、文部大臣の諸問題と機関としての宗教法人審議会の組織運営等という順序に従つておるのであります。

次に、本法案は從来の宗教法人令に比較いたしましておよそ次の三点につき著しい改正を行なつておるのであります。第一には、宗教法人の設立が從来準則主義、登記主義によつておりましたのに對して、新たに法人の設立には規則の認証を先づ受けねばならぬことといたしております。第二には、宗教法人の管理運営面において著しく民主化を図り、例えは責任役員を明確にすると共に、宗教法人の重要な事柄については、あらかじめ信者等に周知させるために公告制を設ける等の方法をとろうといたしております。第三には、新らしく宗教法人にも合併の制度を認めた点であります。

本委員会は、法案の非常な重要性に鑑みまして慎重な審議を重ね、且つ三月二十三日には特に宗教界及び学識論験者の中から参考人六名のかたの出席を求め、法案に対する意見を聽取いたしましたのであります。委員会においては、主として梅原、高橋、大谷等の各委員から広汎な御質疑がありましたが、詳細は会議録に譲ることにいたしました。

に立脚した法律の実施に当つては、田
民の宗教的教養の向上が先決問題であ
り、それがためには、広く大学におい
て宗教科を設ける等、種々の教育的措
策が必要なること、これを力説せられ
ると同時に、更に法務省裁に対して
は、宗教法人の解散命令に関する規定
の運用において明快適切なるべきを要
望され、法案に対する賛成意見の開陳

の新設及び合併、国立大学の学部附設の学校その他の教育施設の整備、及、国立学校の職員の定員改正等の諸点置かれております。

御承知の通り、現在我が国には七百余の多數に上る国立大学が設けられていますので、これらの運営方向或いは如何にして設備、教授陣容の充実図るべきかなどについて現在問題が積みたしておられます。本法案の審議に際しまして、これらの点に関する政

からも、本案に対し同議員の賛成意見が述べられました。かくて採決の結果、全員一致を以て原案の通り可決いたしました。以上御報告申上げます。

次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、この法律案の文部委員会における審議の経過及びその結果を御報告申上げます。

市町村立学校職員の給與に関する関係法令の改正等に伴い、当然改正を要する点が生じたのみならず、退職料及び公務災害補償の負担区分、小中学校の教員定数等につき解決を要する問題を生じたので、政府は法律案を提出されたわけであります。

本案の骨子とするところは、第一に、年末手当、寒冷地手当及び石炭手当が、都道府県の負担となることである。

の新設及び合併、国立大学の学部附屬の学校その他の教育施設の整備、及、國立学校の職員の定員改正等の諸点に關する御承認の通り、現在我が國には七百余の多數に上る國立大學が設けられていますので、これらの運営方向或いは如何にして設備、教授陣容の充実図るべきかなどについて現在問題がござつたとしております。本法案の審議際しまして、これらの点に関する政局の方針並びに見解について多數の委員から質疑が行われました。又多くの学校が廃止されますについては、これらの学校の職員の身分的措置が如何に取計られるかが問題となつたのであります。

かくて質疑を終了いたし、討論になりましたが、先づ荒木委員から、本案の附則第二項は、本法案の改正規程によつて「廃止された学校の職員は別に辭令を發せられないときは、昭二十六年三月三十一日限り職員の身分を失うるものとする。」と規定して、これが制度の改廢による職員を職員のみに負担させるものであり、まだ不當である、従つて本條項を削除する修正が必要と考えるのであるが、この條項に関する文部大臣の所見如何の質問に対し、文部大臣から、これの職員に対しては大学当局と共と極めて就職の斡旋及び退職金等についての別の待遇を講ずる等、温かい氣持をして失職者を生じないよう善處いたたいたいと思うとの言明がありました。つて同委員は、この言明に信頼して、この條項に関する修正案の提出を差しえる旨、及び本法案に賛成する旨の言があり、統して矢嶋委員、若木委員置かれております。

からも、本案に対し同議員の賛成意見が述べられました。かくて採決の結果、全員一致を以て原案の通り可決いたしました。以上御報告申上げます。

次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、この法律案の文部委員会における審議の経過及びその結果を御報告申上げます。

市町村立学校職員の給與に関する関係法令の改正等に伴い、当然改正を要する点が生じたのみならず、退職料及び公務災害補償の負担区分、小中学校の教員定数等につき解決を要する問題を生じたので、政府は法律案を提出されたわけであります。

本案の骨子とするところは、第一に、年末手当、寒冷地手当及び石炭手当が都道府県の負担であることを明らかにすると共に、新たに退職年金及び退職一時金並びに公務災害補償を都道府県の負担としたこと、第二に、高等学校の定時制課程のうちに夜間の課程が含まれることを明らかにしたこと、第三に、都道府県が給與を負担する職員の定数は都道府県の条例で定めることとし、教育委員会が設置されている市町村の場合、その教育委員会は都道府県の教育委員会と協議して、この範囲内において自己の職員定数を定めることとしたこと、第四に、都道府県の負担する給與については都道府県の条例で定めることとし、その議案の作成及び提出については教育委員会法第六十一条の規定の例によること、第五に、義務教育費国庫負担法を廃止することの諸点であります。

委員会における矢嶋、成瀬、高田の各委員の質疑に対する政府の答弁によつて明らかになりました主なる点は、

第二條第一項第二種第三号を次の
よろに改める。

三 サフカリソ、ヅルチソ及比等

ヲ原料トスル調味用固型人工甘

味料

イ サフカリソ及ヅルチソ

一品ニ付 千円

ロ サフカリソ又ハヅルチソ

原料トスル調味用固型人工甘

味料

サフカリソ又ハヅルチソ

ノ使用量一品ニ付 千円

第三條第三項中「及鱗寸ノ本數」

を、「鱗寸ノ本數及サフカリソ又

ハヅルチソ原料トスル調味用固型

人工甘味料ノ原料トスル調味用セラレ

タルサフカリソ又ハヅルチソノ量」

に改める。

第四條中「第二種第四号」を「サフ

カリソ又ハヅルチソ原料トスル調

味用固型人工甘味料ニ付テハ製造場

ヨリ移出セラレタル當該調味用固型

人工甘味料ニ使用セラレタルサフカ

リソ又ハヅルチソノ量、第二種第四

号」に改める。

第八條第一項中「第二種第四号」を

「サフカリソ又ハヅルチソ原料ト

スル調味用固型人工甘味料ニ付テハ

サフカリソ又ハヅルチソノ使用量、

第二種第四号」に改める。

第十六條ノ二中「受取書ノ発行」の

下に「第一種又ハ第二種ノ物品(第

七條第一項第一号又ハ第二号ノ規定

ニ依リ移出シタルモノト看做サレタ

ルモノ及第十一條第一項、第十二條

第一項又ハ第十三條第一項ノ規定ノ
適用ヲ受ケテ移出スルモノノ除ク)

ヲ原料トスル調味用固型人工甘

味料

イ サフカリソ及ヅルチソ

一品ニ付 千円

ロ サフカリソ又ハヅルチソ

原料トスル調味用固型人工甘

味料

サフカリソ又ハヅルチソ

ノ使用量一品ニ付 千円

第三條第三項中「及鱗寸ノ本數」

を、「鱗寸ノ本數及サフカリソ又

ハヅルチソ原料トスル調味用固型

人工甘味料ノ原料トスル調味用セラレ

タルサフカリソ又ハヅルチソノ量」

に改める。

第四條第一項中「第二種第四号」を

「サフ

カリソ又ハヅルチソ原料ト

スル調味用固型人工甘味料ニ付テハ

サフカリソ又ハヅルチソノ量、第二種第四

号」に改める。

第八條第一項中「第二種第四号」を

「サフカリソ又ハヅルチソ原料ト

スル調味用固型人工甘味料ニ付テハ

サフカリソ又ハヅルチソノ量、第二種第四

号」に改める。

第六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ

物品税表示証(第一種又ハ第二種

ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十

六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ

物品税表示証(第一種又ハ第二種

ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十

六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ

物品税表示証(第一種又ハ第二種

ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十

六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ

物品税表示証(第一種又ハ第二種

ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十

六條ノ二第一項ノ物品税証紙又ハ

物品税表示証(第一種又ハ第二種

ノ物品ノ製造者又ハ販売者ハ第十

ニ付チノ物品税証紙又ハ之ニ代ルベ
キ物品税(課ゼラルベキ物品ナル旨
ノ表示ヲ受ケタル証紙(物品税表示
証ト謂フ以下同ジ)ノ貼付」を加え、
同條に次の四項を加える。

前項ノ規定ニ依リ物品税証紙又ハ
キ物品税表示証ノ貼付ヲ命ゼラタル
者ハ第八條第一項ノ規定ニ依ル申
告書ニ毎月貼付シタル物品税証紙
又ハ物品税表示証ノ種類及枚数ヲ
併セ記載シ申告スベシ

第一項ノ物品税証紙ハ政府之ヲ作
成シ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種
交付ス

又ハ第二種ノ物品ノ製造者ニ之ヲ
交付ス

第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者
シ貼付スル商標其ノ他ノ表示ヲ記
載シタル文書又ハ回函ヲ政府ニ提
出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受クベ
シ

第一種又ハ第二種ノ物品ニ付
シ貼付スル商標其ノ他ノ表示ヲ記
載シタル文書又ハ回函ヲ政府ニ提
出シテ之ニ同項ノ表示ヲ受クベ
シ

セラレタル物品税証紙又へ物品税
キ表示ヲ当該物品以外ノ第一種又
ハ第二種ノ物品ニ対スル同項ノ規
定ニ依ル貼付ニ使用スルコトヲ得
ズ

第一種又へ第二種ノ物品ノ販売者
ハ其ノ販売ノ目的ヲ以テ所持スル
第一種又へ第二種ノ物品ニ貼付シ
アル物品税証紙又へ物品税表示証
ヲ故意ニ破毀スルコトヲ得ズ

第十九條第一項中「前項ノ犯罪ニ
係ル物品」の下に「書画及晉畫ニ在
リテハ小売シタルモノ」を加える。

第十條第一項中「又へ第二項」を
「若ハ第二項又へ第十六條ノ二第一項」
に改め、同條第二号中「第十六
條ノ二」を「第十六條ノ二第一項」に
改め、同條に次の「一」号を加える。

三 第十六條ノ三第一項又へ第二
項ノ規定ニ違反シタル者

内(この法律施行後一月以内にそ
の製造場より移出するときは移出
前にその製造場の所轄税務署に申
告しなければならない。

4 この法律施行前から引き続いて
する調味用固型人工甘味料を原料と
する者は、この法律施行後一月以
内に、その旨を所轄税務署に申告
しなければならない。

5 前項の申告は、その住所、氏名
又は名称、その製造している物品
の品名及びその製造場を記載した
申告書を所轄税務署に提出してし
なければならない。

6 第四項の規定による申告をした
者は、この法律施行の日において
申告書を所轄税務署に提出してし
なければならない。

7 第四項の規定による申告をしなかつたもの
とみなす。

8 印紙等模造取締法(昭和二十二
年法律第百八十九号)の一部を次
のように改正する。

第一條第一項中「印紙」の下に
この法律は、昭和二十六年四月一
日から施行する。

印影」の下に「若しくは物品税法第
十六條ノ二の規定による表示」を加
え「若しくはこれに」を「若しくは
これらに」に改め、「有する印影」
の下に「若しくは表示」を加える。

〔審査報告書は都合により附録に
復興金融金庫に対する政府出資等
に関する法律の一部を改正する法
律案〕

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年三月二十八日

衆議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤尚武殿 譲治

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

付

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

付

復興金融金庫に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

る経費及びその債権を保全するため必要な経費で政令で定めるものに充當した金額を納付しなければならない。

金額を国庫に納付しなければならない。による昭和二十五年度分の国庫納付金を当該回収金の生じた年度において国庫に納付しなければならない。

号) 附則第一項及び第五項」を加え、「回収金」を「国庫納付金」に改める。

第二十三条第一項中「貯蓄場又は公社の定める納付場所」を「貯蓄場、公社の定める納付場所又は葉たばこを原料として農業を製造する場所」に改める。

第十二條第三項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

第二十六條第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十二條第一項中「貯蓄場又は

たばこ専売法の一部を改正する法律案

第二十六條第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十二條第一項中「貯蓄場又は

(農業製造者の農業製造場所の届出の義務)

第二十六條の四 農業製造者は、その葉たばこを原料として農業を製造する場所及びその葉たばこの貯置場所を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならぬ。その場所を変更しようとするときはまた同様とする。

2 農業製造者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農業の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。

3 農業製造者は、農業の製造を休止し、又は廃止したときは、現存する葉たばこについて、公社の指示するところにより、廃棄その他の処理をしなければならない。

(農業用たばこ耕作者等に関する規定の適用除外)

第二十六條の五 第五條、第十八條及び第十九條の規定(第二十六條第一項において準用する場合を含む。)並びに第二十條、第二十一條及び第二十四條の規定は、農業用たばこ耕作者又はその耕作したたばこ若しくはその収穫したたばこには適用しない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(災害補償)

第四十一條の二 一又は二以上の都道府県の全部又は一部にわたる風害、水害その他の天災に因り多数

の小売人がその所有する製造たばこの小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種別数量の二分の一に相当する数量の範囲内で、製造社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い、製造たばこを交付することができる。

2 公社は、前項の規定により交付すべき製造たばこがその製造の停止その他止むを得ない事由に因り交付することができないときは、その製造たばこの価額に相当する価額の他の品種の製造たばこを交付することができる。

第六十五條の次に次の一條を加える。

(包装の製造等の制限)

第六十五條の二 製造たばこの包装(製造たばこの包装に使用する目的をもつて印刷された紙を含む。)以下本條、第六十九條第一項及び第七十五條第一項において同じ。)を製造しようとする者又は営業の目的をもつて製造たばこの包装を所持し、譲り渡し、若しくは譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。但し、公社の委託を受けた者については、この限りでない。

第六十九條第一項中「卷紙」の下に「製造たばこの包装、」を加え、同項第二号中「卷紙製造者、」の下に

「製造たばこの包装の製造者、農業製造者、」を加える。

第七十一條第一号中「第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)」の下に「第一

十六條の三、」を、「第六十五條第一項、」の下に「第六十五條の二、」を加える。

第七十三條第一号中「第十六條、第一項」を「第二十六條の四第三項、」を加える。

第七十四條第三号中「第三十六條第一項」を「第二十六條の四第二項、第三十六條第一項」に改め、同條第

四号中「第三十六條第二項」を、第一十六條の二、第二十六條の四第一項、第三十六條第二項」に改める。

第七十五條第一項中「卷紙」の下に「製造たばこの包装、」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお以前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国税徴収法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年三月二十七日

參議院議長 林 譲治

參議院議長佐藤尚武殿

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律

国税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「並其ノ督促手数料及滞納处罚費」を「及其ノ滞納处罚費」に改め、「以下本條中同ジ」を削り、同條第二項中「並其ノ督促手数料及滞納处罚費」を「及其ノ滞納处罚費」に改め、「以下本條中同ジ」を削り、同條第五項中「公課」を「国税及地方公共団体ノ徵收金」を「他ノ国税及其ノ滞納处罚費並地方公共団体ノ徵收金」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「並其ノ督促手数料及滞納处罚費」を「及其ノ滞納处罚費」に「當該地方公共団体ノ徵收金」を「其ノ差押ニ係ル地方公共団体ノ徵收金」に改め、同項の次に次の二項を加える。

納稅人公課ノ滞納ニ因リ滞納处罚ヲ受ケタルトキ、強制執行ヲ受ケタルトキ、競売ノ開始アリタルトキ又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

同條第五項中「公課」を「国税及地方公共団体ノ徵收金以外ノ公課」に「執達吏」を「執行吏」に、「並其ノ督促手数料及滞納处罚費」を「及其ノ滞納处罚費」に改め、同條第六項中「督促手数料及滞納处罚費」を「滞納处罚費ハ其ノ」に改める。

第四條ノ第七号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の二号を加える。

七 紳士人納稅管理人ヲ定メズシ

テ本邦内ニ住所所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

強制管理人又ハ破産管財人ニ對シ交付ヲ求メタル國稅及其ノ滞納处罚費ハ比等ノ者ニ對シ交付ヲ求メ

テ本邦内ニ住所所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

位ニテ之ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テ此等ノ處分アリタル日前ニ納期ノ到来シタル國稅及其ノ滞納处罚費並地方公共団体ノ徵收金ハ其ノ日以後納期ノ到来シタル國稅及其ノ滞納处罚費並地方公共団体ノ徵收金ニ先チテ之ヲ徵收ス前項後段ノ適用ニ付テハ國稅中利子稅額、過少申告加算稅額、過少納付加算稅額、無申告加算稅額、源泉徵收加算稅額、輕加算稅額及重加算稅額(以下利子稅額及加重稅額ト謂フ)、延滞加算稅額並國稅ノ滞納处罚費並地方公共團體ノ徵收金中督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞金、延滞加算金及滞納处罚費ニ在リテハ此等ノ徵收金ヲ併セ又ハ加算シテ徵收セラル國稅及地方稅ノ納期ヲ以テ其ノ納期ト看做ス

同條第五項中「公課」を「國稅及地方公共團體ノ徵收金以外ノ公課」に「執達吏」を「執行吏」に、「並其ノ督促手数料及滞納处罚費」を「及其ノ滞納处罚費」に改め、同條第六項中「督促手数料及滞納处罚費」を「滞納处罚費ハ其ノ」に改める。

第四條ノ第七号を同條第八号とし、同條第六号の次に次の二号を加える。

七 紳士人納稅管理人ヲ定メズシ

テ本邦内ニ住所所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

強制管理人又ハ破産管財人ニ對シ交付ヲ求メタル國稅及其ノ滞納处罚費ハ比等ノ者ニ對シ交付ヲ求メ

テ本邦内ニ住所所及居所ヲ有セザルニ至ルトキ

第四條ノ二及び第四條ノ三を次の

ように改める。

第四條ノ二 相続ノ開始アリタル場

合ニ於テハ相続人(包括受贈者ヲ)

含ム)又ハ相続財団ハ被相続人(包

括遺贈者ヲ含ム以下同ジ)ニ課セ

ラルベキ又ハ被相続人(納付スペ

キ国税並被相続人(未納ノ国税及

滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

ス但シ限定承認ヲ為シタル相続人

ハ相続ニ因リテ得タル財産ノ価額

ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ相続人又ハ包括

受贈者二人以上アルトキハ此等ノ

者ハ同項ニ依リ納付スペキ国税及

滞納処分費ノ各々ニ付其ノ相続又

ハ遺贈ニ因リテ得タル財産ノ価額

ニ按分シテ計算シタル額ノ国税及

滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

ス此ノ場合ニ於テ此等ノ者ハ其ノ

相続又ハ遺贈ニ因リテ得タル財產

ノ価額ノ限度ニ於テ其ノ納付スペ

キ国税及滞納処分費ニ付互ニ連帶

シテ納付スルノ義務ヲ有ス

第四條ノ三 法人合併ヲ為シタル場

合ニ於テハ合併後存続スル法人又

ハ合併ニ因リ設立シタル法人ハ合

併ニ因リ消滅シタル法人ニ課セラ

ルベキ又ハ合併ニ因リ消滅シタル

法人ノ納付スペキ国税並合併ニ因

リ消滅シタル法人ノ未納ノ国税及

滞納処分費ヲ納付スルノ義務ヲ有

ス

第四條ノ四 法人解散ヲ為シタル場

合ニ於テ当該法人ニ課セラルベキ

又ハ当該法人ノ納付スペキ国税並

当該法人ノ未納ノ国税及滞納処分

費ヲ納付セズシテ残余財産ノ分配

又ハ引渡ヲ為シタルトキハ清算人

及残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ受ケ

タル者ハ連帶シテ之ヲ納付スルノ

義務ヲ有ス但シ清算人ハ分配又ハ

引渡ヲ為シタル財産ノ価額ノ限度

ニ於テ残余財産ノ分配又ハ引渡ヲ

受ケタル者ハ其ノ受ケタル財産ノ

価額ノ限度ニ於テ其ノ責ニ任ズ

前項但書ノ規定ハ第二十九條ノ適

用ヲ妨げズ

第四條ノ四中「督促手数料」を削

り、四條を第四條ノ五とし、第四條

ノ五を次のように改める。

第四條ノ六 納税人国税ヲ滞納シタ

ル場合ニ於テ其ノ有スル同族会社

ノ株式又ハ出資アルトキハ當該株

式又ハ出資ニ付左ニ該当スル事由

アリ且當該納税人ノ財産(當該同

族会社ノ株式又ハ出資ヲ除ク)ニ

就キ滞納処分ヲ執行スルモ仍徴收

スペキ国税及滞納処分費ニ不足ス

ト認メラルトキニ限リ其ノ有ス

ル当該同族会社ノ株式又ハ出資

ノ価額ノ限度ニ於テ當該同族会社

ノ株式又ハ出資ノ數ニ除シタル

額ヲ基礎トシテ計算シタル額ニ依

リ債務ノ總額ヲ控除シタル額ル其

ノ株式又ハ出資ノ數ニ除シタル

額ヲ基礎トシテ計算シタル額ニ依

リ取扱シタル財産及此等ノ財産

ニ起因シテ取得シタル財産ヲ含

シテ其ノ額ヲ控除シタル金額ノ
一 紳税人其ノ資産ニ付難災、風
水害、落雷、火災若ヘ此等ニ類
スル災害ヲ受ケ又ハ盜難ニ罹リ
ノ方法ニ依ルコトヲ妨げズ
二 紳税人又ハ其ノ同居ノ親族疾
病ニ罹リタルトキ
三 紳税人其ノ事業ニ付甚大ナル
限度ニ於テ此等ノ者ヲシテ其ノ資
本ニ保ル國税及滞納処分費ヲ納付
四 紳税人其ノ事業ニ付甚大ナル
損失ヲ受ケタルトキ

納税人ニ対スル求償權ノ行使ヲ妨
ガズ

第一項ノ同族会社トハ同項ノ納稅

ニ付スルモ賣受人ナク又ハ其ノ

法律又ハ定款ニ制限アル為之ヲ

価格見積価格ニ達セザルコト

讓渡スルコト能ハザルコト

前項ノ場合ニ於テ当該同族会社其

ノ國稅及滞納処分費ヲ完納セザル

トキハ當該同族会社ニ對シ滞納處

分ヲ行フ但シ當該同族会社ノ財產

ノ公売ノ政府ニ依ル賣上及隨意約

ヲ以テスル専却ヲ含ム以下本條

中同ジ)ハ納稅人ノ財產ヲ公売ニ

付シタル後之ヲ為スペシ

前項ノ場合ニ於テ当該同族会社前

二項ノ処分ニ付第三章ノ一二依ル

再調查若ヘ審査ノ請求又ハ訴訟ヲ

提起シタルトキハ當該請求又ハ訴

訟ノ権利スル間其ノ財產ノ公売ヲ

為スコトヲ得ズ

第一項ノ同族会社ノ株式又ハ出資

ノ価額ハ同項ノ処分ヲ為ス時ニ於

ケル當該同族会社ノ資產ノ總額ヨ

アルトキハ當該納稅人ニ就キ滞納

キモノノ納期限ノ二箇年前マニニ

贈與又ハ讓渡シタル財產(當該

財產ヲ以テ讓渡シタルモノヲ除ク)

滞納ニ保ル國稅中納期限ノ最古

五項及第六項中同族会社トアルハ

前項ニ依ル処分ヲ受ケタル者トス

第四條ノ六を第四條ノ八として以

下第四條ノ八までを二條ずつ繰り下

げる。

第七條第二項、第三項及第五項乃至

第七項ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用

ス但シ同條第二項、第三項、第

五項及第六項中同族会社トアルハ

前項ニ依ル処分ヲ受ケタル者トス

人稅法第七條の二第一項ノ同族会

社ニ該当スル会社ヲ謂ヒ同族会社

ナリヤ否ヤノ判定ハ第一項ノ処分

ヲ為ス時ノ現況ニ依ル

第四條ノ七 紳税人國稅ヲ滞納シタ

ル場合ニ於テ其ノ財產ノ差押ヲ免

ルル為其ノ親族其ノ他當該納稅人

ト特殊ノ關係アル個人ニシテ政令

ヲ以テ定ムルモノ又ハ當該納稅人

ガ株式者ハ出資ヲ有スル同族会社

ニ對シ贈與シ又ハ善シク低額ノ

ヲ以テ定ムルモノ又ハ當該納稅人

全部又ハ一部ヲ金銭ヲ以テ一時ニ

徵收シ又ハ納付スルコトヲ認メラル金額

ヲ限度トシテ當該納稅人ノ申請ニ

ハ納付スペキ國稅及滞納処分費ノ

認ムルトキハ其ノ徵收シ又ハ納付

スルコト能ハズト認メラル

五 其ノ他前各号ノ事由ニ類スル

納稅人政府ガ其ノ賦課ヲ為ス権利ヲ行使シ得ル時ヨリ一箇年ヲ経過シタル後國稅(利子稅額及計算稅額、延額ヲ除ク以下本項中同ジ)ノ賦課ヲ受ケタル場合ニ於テ當該賦課ノ全部又ハ一部ヲ金錢ヲ以テ一時ニ徵收シ又ハ納付スルコレド能ハザル事由アルトキハ亦前項ニ同ジ但シ其ノ徵收ノ猶予ノ申請ハ當該國稅ノ納期限内ニ為スコトヲ要スルモノトシ、其ノ徵收ヲ猶予スペキ期間ハ當該國稅ノ納期限ヨリ一箇年以内トス

予スル金額ヲ限度トシテ相当ノ担保ヲ徵スベシ但シ其ノ徵收ヲ猶予スル金額が五万円以下ナル場合及
於テ其ノ徵收ヲ猶予スル固稅及滑納處分費ニ付差押ヘタル財產アルトキハ當該担保ノ額ハ其ノ徵收ヲ
猶予スル金額ヨリ当該差押ニ係ル財產ノ価額ヲ控除シタル額ヲ限度トス

一部ニ付其ノ徵收ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徵收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外テ又メ其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ聞クコトヲ要ス
一 分割徵收ヲ認メタル國稅及滞納處分費ヲ期限内ニ納付セザルトキ
二 前條第五項ノ求ニ志ゼアルトキ
三 其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者責力回復シ從前ノ條件ニ依リ徵收ノ猶予ヲ為スコト不適當ト認メラルルトキ
四 第四條ノ各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徵收ヲ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滞納處分費ノ徵收ヲ完ウスルコト能ハズト認メラルルトキ
第七條ニ依リ徵收ノ猶予ヲ受ケタル者其ノ徵收ノ猶予ヲ受ケタル期間及滞納處分費ヲ期限内ニ納付セザル場合ニ又ハ前項ニ依リ徵收ヲ為ス場合ニ於テ其ノ徵收スペキ國稅及滞納處分費ニ付徵收シタル担保アルトキハ滯納処分ノ場合ノ財產ノ処分ノ例ニ依リ該担保物ヲ處分シテ其ノ徵收スペキ國稅及滞納處分費ニ付徵收シタル担保ア
保証人ヲシテ其ノ徵收スペキ國稅及滞納處分費ヲ納付セシム此ノ場合ニ於テ担保物ノ価額徵收スペキ

國稅及滯納処分費並担保物ノ処分費ニ充テ仍不足アルトキハ納稅人ノ他ノ財產ニ就キ滯納処分ヲ行フ
保証人其ノ納付スペキ金額ヲ完納セザルトキハ納稅人ニ對シ滯納処分ヲ行フモ仍不足人ニ對シ滯納處分ヲ行フモ仍不足アルトキ又ハ納稅人ニ對シ滯納處分ヲ行フモ仍不足アリト認ムルトキハ保証人ニ對シ滯納処分ヲ行フ
前項ノ保証人ハ第三十二條ノ適用ニ付テハ之ヲ納稅者ト看做ス
第七條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滯納處分費ニ付差押ヘタル財產中債權又ハ天然若ハ法定ノ果実ヲ生ズル財產アルトキハ政府ハ其ノ徵收ヲ猶予シタル後ニ於テモ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財產又ハ其ノ取得シタル天然若ハ法定ノ果実得シタル天然若ハ法定ノ果実通貨リ給付ヲ受ケタル財產又ハ其ノ取得シタル場合ニ於テ其ノ徵收ヲ猶予シタル國稅及滯納處分費ニ充ツルコトヲ得シ此ノ場合ニ於テ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル財產又ハ其ノ代金ヲ以テ當該國稅及滯納處分費ニ充ツルモノトス
第七條ニ依リ徵收ヲ猶予シタル國稅及滯納處分費ニ付徵シタル担保物ニ付當該國稅及滯納處分費以外ノ公課ノ滯納ニ因ル滯納處分若ハ又ハ第二十五條ニ依リ之ヲ処分シ其ノ代金ヲ以テ當該國稅及滯納處分費ニ充ツルモノトス
強制執行アリタル場合又ハ競売ノ開始アリタル場合ニ合て當該執行

政機関、公共団体、執行裁判所、
所、執行吏又ハ強制管理人ニ対シ
當該固稅及帶納処分費ノ交付ヲ求メタルトキハ當該担保物ノ価格ヲ
限度トシ當該固稅及帶納処分費ヲ為シタル
當該担保物ニ付帶納処分費並地方法公共
國稅及其ノ帶納処分費並督促處
團体ノ徵收金(當該担保物ニ付帶
納処分費シタル國稅ノ帶納処分
費並地方稅ノ帶納処分費及督促處
徵料ヲ除ク)ニ先チテ之ヲ徵收ヲ猶予シ
第八條 第七條第一項第一号若ハ第
二号若ハ昭和二十二年法律第百七十
五号第九條ニ依リ徵收ヲ猶予シ又ハ
タル場合又ハ第十二條第一項ニ依
リ帶納処分ノ執行ヲ停止シタル場
合ニ於テハ其ノ徵收ヲ猶予シ又ハ
ノ金額ノ全部又ハ一部ヲ免除スル
コトヲ得
第九條第一項を次のように改め
る。
前項ノ督促状ニ依リ指定スペキ期
限ハ督促状ヲ發スル日ヨリ起算シ
テ十日以上経過シタル日ナルコト
ヲ要ス但シ第四條ノ各号ノ事由
アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
同條第三項中「所得稅法其ノ他ノ
法律ニ依リ稅額ニ併セ納付スペキ利
子稅額並稅額ニ加算シテ徵收セラル

加算税額、無申告加算税額、源泉
徴收加算税額、軽加算税額、加
算税額及重加算税額」、「利子税額
及加算税額並所得税法第六十二条
の四第一項ニ依ル加算税額」に改
め、同條第九項中「免除スルコトヲ
得」の下に「但シ第三号乃至第五号ノ
場合ニ在リテハ當該猶予又ハ停止ヲ
為シタル期間ニ對応スル部分ノ金額
ニ限ル」を加え、同項第三号を同項
第六号とし、同項第二号の次に次の
三号を加える。

三 第七條第一項又ハ昭和二十二
年法律第七十五号第九條ニ依
リ徵收ヲ猶予シタル場合

四 第十二條第一項ニ依リ滞
納處分ノ執行ヲ停止シタル場合

五 第十二條ノ二第一項ニ依リ滞
納處分ノ執行ヲ猶予シタル場合

六 同條ニ文の一项を加える。
第一項ニ依ル督促ハ民法第一百五十
三条ノ規定ニ拘ラズ時効中断ノ効
力ヲ有ス

第七條第一号中「督促手續料及」を
削る。

第十二條 帰納者左ノ場合ニ該當ス
ルトキハ政府ハ滞納處分ノ執行ヲ
停止スルコトヲ得

一 差押ヘ得ル財産ノ価額滞納處
分費及第三條ニ依リ國稅ニ先于
手徵收スル價額を充て残余ヲ

得ル見込ナキトキ

二 差押ヘ得ル財產ノ凡テ付帯
処分ヲ為シタルモ仍徵收スベ
キ國稅及滞納處分費ニ残余アル
トキ

三 滞納處分ノ執行ニ因リ滞納者
ノ生活ヲ著シク窮迫ノ状態ニ陷
ラシムル虞アルトキ

四 滞納者ノ所在不明ニシテ差押
ヘ得ル財產不明ノトキ

政府ハ前項ニ依リ滞納處分ノ執行
ヲ停止シタルトキハ其ノ旨ヲ滞納
者ニ通知スベシ

政府ハ第一項第一号又ハ第三号ニ
依リ滞納處分ノ執行ヲ停止シタル
場合ニ於テ其ノ停止シタル國稅及
滞納處分費ニ付差押ヘタル財產ア
ルトキハ當該差押ヲ解除スベシ

第一項ニ依リ滞納處分ノ執行ヲ停
止シタル後三箇年ヲ經過シタル時ニ於
行ノ停止ヲ取消シタル場合ヲ除ク
止シタル國稅及滞納處分費ノ納付
ノ義務ハ前項ニ依リ滞納處分ノ執
行ノ停止ヲ取消シタル場合ヲ除ク
ノ外ノ滞納處分ノ執行ヲ停止シ
タル後三箇年ヲ經過シタル時ニ於
行ノ停止ヲ取消シタル場合ヲ除ク
止シタル後三箇年ニ於テ滞納
處分費ニ付差押ヘタル財產ア
ルトキハ當該差押ヲ解除スベシ

第一項ニ依リ滞納處分ノ執行ヲ停
止シタル後三箇年以内ニ於テ滞納
處分費ニ付差押ヘタル財產ア
ルトキハ當該差押ヲ解除スベシ

三 第一項第三号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号ノ事由ナキトキ

四 第一項第四号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

五 第一項第五号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

六 第一項第六号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

七 第一項第七号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

八 第一項第八号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

九 第一項第九号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

十 第一項第十号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

予シタル期間ニ於テ滞納者左ノ
場合ニ該當スト認ムルトキハ政府
ハ爾後其ノ執行ノ猶予ヲ取消スベ
シ此ノ場合ニ於テハ政府ハ其ノ旨
ヲ滙納者ニ通知スベシ

一 第四條ノ一各号ノ事由生ジタ
ルトキ

二 新ニ他ノ國稅ヲ滙納シタルト
キ

三 第一項第三号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号ノ事由ナキトキ

四 第一項第四号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

五 第一項第五号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

六 第一項第六号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

七 第一項第七号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

八 第一項第八号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

同号ノ事由存セザルニ到リ且同
項第一号及第三号ノ事由ナキトキ

九 第一項第九号ニ依リ滞納處分
ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ

三 主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農
業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラ
ザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼
料並次ノ収穫マデ農業ヲ続行ス
ル為欠クベカラザル種子

四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

五 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

六 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

七 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

八 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

九 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十一 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十二 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十三 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十五 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十六 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十七 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十八 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

三 主トシテ自己ノ勞力ニ依リ農
業ヲ営ム者ノ農業上欠クベカラ
ザル器具、肥料、牛馬及其ノ飼
料並次ノ収穫マデ農業ヲ続行ス
ル為欠クベカラザル種子

四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

五 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

六 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

七 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

八 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

九 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十一 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十二 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十三 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十四 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十五 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十六 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十七 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

十八 前号ノ者ヲ除クノ外技術者、
職人、労役者其ノ雇主トシテ自
己ノ知的又ハ肉体的労働ニ依リ
農業ニ從事シ又ハ營業ヲ営ム者
ノ業務上欠クベカラザル物（商
品ヲ除ク）

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

「督促手数料」を削り、同條第三項中「督促手数料及」を削る。

第二十九條中「督促手数料」を削る。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 滞納処分ハ滞納者ノ所轄國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏之官吏ハ其ノ財産所在他ノ所轄國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏ニ滞納処分ノ管轄区域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在他ノ所轄國稅局又ハ稅務署ノ收稅官吏ニ滞納処分ノ引継ヲ為スコトヲ得。

第三十一條ノ五中「督促手数料」を削る。

第三十一條ノ六第一項及び第三項中「督促手数料」を削り、同條第四項中「督促手数料」を削り、「農業確定申告書」を同法第二十九條第一項又ハ第二項ニ依ル申告書に改める。

第三十二條ノ二中「第二十一條ノ二」を「第二十一條ノ三」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 改正後の國稅徵收法(以下「新法」という。)第二條第四項、第五項及び第七項、第四條ノ二から第四條ノ四まで、第七條から第七條ノ三まで、第十二條並びに第十二條ノ二の規定の適用については、當分の間、督促手数料及び延滞金は、滞納処分費とみなす。

3 新法第二條第四項及び第五項の規定は、同條第四項に掲げる者に對しこの法律施行の際現に交付要求中の、及びこの法律施行後交付

を要求する國稅及び滞納処分費と地方公共團體の徵收金(同條第一項に規定する地方公共團體の徵收金をいう。)との間ににおける徵收の順位について適用する。

4 新法第二條第七項の規定は、この法律施行後徵收する國稅と滞納処分費との間ににおける徵收の順位について適用する。

5 新法第四條ノ一及び第四條ノ三の規定は、この法律施行後相続税の規定は、この法律施行後相続税の開始又は法人の合併があつた場合における被相続人(包括遺贈者を含む。)又は合併に因り消滅する法人に係る國稅及び滞納処分費について適用し、この法律施行前に被相続人に係る國稅及び滞納処分費については、なお從前の例によることとする。

6 新法第四條ノ四の規定は、この法律施行後餘余財産の分配又は引渡をする法人に係る國稅及び滞納処分費について適用する。

7 新法第四條ノ六及び第四條ノ七の規定は、この法律施行後滞納し得た國稅及びその滞納処分費について適用する。

8 新法第八條及び第九條第九項第三号の規定は、この法律施行の際現に災害被災者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五号)第九条及び第九條第九項第三号の規定により徵收猶予中の國稅とみなされた期間に係る利子稅額及び延滞加算稅額についても適用する。但し、新法

第八條及び第九條第九項第三号の規定により免除することができる

13 新法第十六條第一項第三号及び

14 新法第三十一條の規定は、この法律施行前にした督促に係る督

15 新法第三十一條ノ六第四項の規定は、当分の間、農業確定申告書と

16 第十七項において「旧國稅」とは、左に掲げる國稅をいう。

17 第二十九年分以前の所得税

18 前項の規定による徵收の猶予

19 政府は、新法第七條第一項各号の一に該當する事由その他の事由

利子稅額及び延滞加算稅額は、この法律施行後の期間に對応する部分の金額に限るものとする。

9 新法第九條第二項及び第十項の規定は、この法律施行後する督

10 この法律施行前にした督促に係る督

11 この法律施行前に徵收した督促

12 この法律施行前に徵收した督促

13 この法律施行前にした督促に係る滞納処分についても適用する。

14 新法第三十一條の規定は、この法律施行の際現に存する滞納に係る督

15 新法第三十一條ノ六第四項の規定は、当分の間、農業確定申告書と

16 第十七項において「旧國稅」とは、左に掲げる國稅をいう。

17 第二十九年分以前の所得税

18 前項の規定による徵收の猶予

19 政府は、新法第七條第一項各号の一に該當する事由その他の事由

20 その他の事由がある場合にお

いて、當該事由に因りその徵收し、又は納付すべき旧國稅(当該

21 旧國稅にあわせ、又は加算して徵收せられるべき又は納付すべき政令で定める稅額、延滞金及び滞納処分費を含む。)の全部又は一部を

22 金額をもつて一時に徵收し、又は納付することができないと認めるときは、同條の規定にかかるわら

23 とができないと認められる金額を

24 とができないと認められる金額を

25 とができないと認められる金額を

26 とができないと認められる金額を

27 とができないと認められる金額を

28 とができないと認められる金額を

29 とができないと認められる金額を

30 とができないと認められる金額を

31 とができないと認められる金額を

32 とができないと認められる金額を

33 とができないと認められる金額を

34 とができないと認められる金額を

35 とができないと認められる金額を

36 とができないと認められる金額を

37 とができないと認められる金額を

38 とができないと認められる金額を

39 とができないと認められる金額を

40 とができないと認められる金額を

41 とができないと認められる金額を

42 とができないと認められる金額を

43 とができないと認められる金額を

44 とができないと認められる金額を

45 とができないと認められる金額を

46 とができないと認められる金額を

47 とができないと認められる金額を

48 とができないと認められる金額を

49 とができないと認められる金額を

50 とができないと認められる金額を

51 とができないと認められる金額を

52 とができないと認められる金額を

53 とができないと認められる金額を

54 とができないと認められる金額を

55 とができないと認められる金額を

56 とができないと認められる金額を

57 とができないと認められる金額を

58 とができないと認められる金額を

59 とができないと認められる金額を

60 とができないと認められる金額を

61 とができないと認められる金額を

62 とができないと認められる金額を

63 とができないと認められる金額を

64 とができないと認められる金額を

65 とができないと認められる金額を

66 とができないと認められる金額を

67 とができないと認められる金額を

68 とができないと認められる金額を

69 とができないと認められる金額を

70 とができないと認められる金額を

71 とができないと認められる金額を

72 とができないと認められる金額を

73 とができないと認められる金額を

74 とができないと認められる金額を

75 とができないと認められる金額を

76 とができないと認められる金額を

77 とができないと認められる金額を

78 とができないと認められる金額を

79 とができないと認められる金額を

80 とができないと認められる金額を

81 とができないと認められる金額を

82 とができないと認められる金額を

83 とができないと認められる金額を

84 とができないと認められる金額を

85 とができないと認められる金額を

86 とができないと認められる金額を

87 とができないと認められる金額を

88 とができないと認められる金額を

89 とができないと認められる金額を

90 とができないと認められる金額を

91 とができないと認められる金額を

92 とができないと認められる金額を

93 とができないと認められる金額を

94 とができないと認められる金額を

95 とができないと認められる金額を

96 とができないと認められる金額を

97 とができないと認められる金額を

98 とができないと認められる金額を

99 とができないと認められる金額を

100 とができないと認められる金額を

101 とができないと認められる金額を

102 とができないと認められる金額を

103 とができないと認められる金額を

104 とができないと認められる金額を

105 とができないと認められる金額を

106 とができないと認められる金額を

107 とができないと認められる金額を

108 とができないと認められる金額を

109 とができないと認められる金額を

110 とができないと認められる金額を

111 とができないと認められる金額を

112 とができないと認められる金額を

113 とができないと認められる金額を

114 とができないと認められる金額を

115 とができないと認められる金額を

116 とができないと認められる金額を

117 とができないと認められる金額を

118 とができないと認められる金額を

119 とができないと認められる金額を

120 とができないと認められる金額を

121 とができないと認められる金額を

122 とができないと認められる金額を

123 とができないと認められる金額を

124 とができないと認められる金額を

125 とができないと認められる金額を

126 とができないと認められる金額を

127 とができないと認められる金額を

128 とができないと認められる金額を

129 とができないと認められる金額を

130 とができないと認められる金額を

131 とができないと認められる金額を

132 とができないと認められる金額を

133 とができないと認められる金額を

134 とができないと認められる金額を

135 とができないと認められる金額を

136 とができないと認められる金額を

137 とができないと認められる金額を

138 とができないと認められる金額を

139 とができないと認められる金額を

140 とができないと認められる金額を

141 とができないと認められる金額を

142 とができないと認められる金額を

143 とができないと認められる金額を

144 とができないと認められる金額を

145 とができないと認められる金額を

146 とができないと認められる金額を

147 とができないと認められる金額を

148 とができないと認められる金額を

149 とができないと認められる金額を

150 とができないと認められる金額を

151 とができないと認められる金額を

152 とができないと認められる金額を

153 とができないと認められる金額を

154 とができないと認められる金額を

155 とができないと認められる金額を

156 とができないと認められる金額を

157 とができないと認められる金額を

158 とができないと認められる金額を

159 とができないと認められる金額を

160 とができないと認められる金額を

161 とができないと認められる金額を

162 とができないと認められる金額を

163 とができないと認められる金額を

164 とができないと認められる金額を

165 とができないと認められる金額を

166 とができないと認められる金額を

167 とができないと認められる金額を

168 とができないと認められる金額を

169 とができないと認められる金額を

170 とができないと認められる金額を

171 とができないと認められる金額を

172 とができないと認められる金額を

173 とができないと認められる金額を

174 とができないと認められる金額を

175 とができないと認められる金額を

176 とができないと認められる金額を

177 とができないと認められる金額を

178 とができないと認められる金額を

179 とができないと認められる金額を

180 とができないと認められる金額を

181 とができないと認められる金額を

182 とができないと認められる金額を

183 とができないと認められる金額を

184 とができないと認められる金額を

185 とができないと認められる金額を

186 とができないと認められる金額を

187 とができないと認められる金額を

188 とができないと認められる金額を

189 とができないと認められる金額を

190 とができないと認められる金額を

191 とができないと認められる金額を

192 とができないと認められる金額を

193 とができないと認められる金額を

194 とができないと認められる金額を

195 とができないと認められる金額を

196 とができないと認められる金額を

197 とができないと認められる金額を

198 とができないと認められる金額を

199 とができないと認められる金額を

200 とができないと認められる金額を

201 とができないと認められる金額を

202 とができないと認められる金額を

203 とができないと認められる金額を

204 とができないと認められる金額を

該國稅に係る未納の延滞金のうち
税額百円につき一日八錢をこえる
割合で計算した部分の金額を税額
百円につき一日八錢の割合で計算
した額に軽減することができる。

20 政府は、新法第七條第一項各号
の一に該当する事由その他相當の
事由に因り加算稅(國稅の延滞金
等の特例に関する法律(昭和二十
七年法律第七十八号)第二條に規
定する額をいう。以下同じ。)を
滞納している者については、その
申請により、当該加算稅のうち昭
和二十四年十二月三十一日以前の
期間に対応する部分の金額を税額
百円につき一日四錢の割合で計算
した額に軽減することができる。

21 政府は、加算稅を計算して納付
した、若しくは徵收する國稅につい
て、左に掲げる事由があるときは、
納稅人の申請により、当該加
算稅のうち昭和二十四年十二月三
十一日以前の期間に対応する部分
の金額を税額百円につき一日四錢
の割合で計算した額に軽減するこ
とができる。但し、当該國稅につ
いて納稅人に詐偽その他不正の行
為があつた場合は、この限りでな
い。

一 当該國稅が申告期限から一年
を経過した後になされた更正又
は決定に係るものであること。

二 当該國稅が更正又は決定の後
になされた修正申告又は更正に
係るものであること。

三 当該國稅が通信、交通その他
の状況によりやむを得ない事情
で申告期限になされた申告に
係るものであること。

22 政府は、前項の規定により加算
稅を軽減した場合においては、納
稅人の申請により、当該加算稅又
は当該加算稅を計算して納付し
た、若しくは徵收した若しくは納
付し、若しくは徵收する國稅に係
る延滞金のうち、税額百円につき
一日八錢をこえる割合で計算した
部分の金額を税額百円につき一日
八錢の割合で計算した額に軽減す
ることができる。

23 この法律施行前に納付した又は
徵收した加算稅又は延滞金のうち
前二項の規定による軽減に因り過
納となつた部分の金額について
は、昭和二十六年六月三十日まで
に還付の請求があつた場合に限
り、これを還付し、又は未納の國
稅、督促手数料、延滞金若しくは
滞納処分費に充当する。

24 国稅徵收法第三十一條ノ六の規
定は、第二十一項又は第二十二項
の規定による軽減に因り過納とな
つた加算稅又は延滞金の金額を還
付し、又は充當する場合には適用
しない。

25 所得稅法の一部を次のよう改
正する。

第三十六條第七項中「、督促手
数料」を削る。

第四十三條第三項中「残余財產
を分配したときは、」を「残余財產
の分配又は引渡をしたときは、」

に、「清算人」を「清算人及び残余
財產の分配又は引渡を受けた者」

に改め、同項に次の但書を加え
る。

但し、清算人は、その分配又
は引渡をした財產の価額の限度
において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

26 同條に次の一項を加える。
前條但書の規定は、國稅徵收
法第二十九條の規定の適用を妨
げない。

27 法人稅法の一部を次のよう改
正する。

第二十六條の三第五項中「、督
促手数料」を削る。

第二十七條中「残余財產を分配
したときは、」を「残余財產の分配
又は引渡をしたときは、」に、「残
余財產の分配」を「残余財
産の分配又は引渡をしたときは、」

に改め、同條但書を次
のように改める。

但し、清算人は、その分配又
は引渡をした財產の価額の限度
において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

28 貨產再評価法(昭和二十五年法律
第百十号)の一部を次のよう改
正する。

第六十三條第一項中「残余財
産」を分配したときは、「」を「残余財
産の分配又は引渡をしたときは、」

29 物品稅法(昭和十五年法律第四
十号)の一部を次のよう改正す
る。

第四十六條第二項中「、督促手
数料」を削る。

第五十條ノ三第二項中「、督促手
数料」を削る。

第六十三條第一項中「残余財
産」を分配したときは、「」を「残余財
産の分配又は引渡をしたときは、」

に改め、同項に次の但書を加え
る。

但し、清算人は、その分配又
は引渡をした財產の価額の限度
において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

30 第四條ノ三第二項中「、督促手
数料」を削る。

砂糖消費稅法(明治三十四年法
律第十三号)の一部を次のよう改
正する。

第五條の二第二項中「、督促手
数料」を削る。

31 振発油稅法(昭和二十四年法律
第四十四号)の一部を次のよう改
正する。

第五條の二第二項中「、督促手
数料」を削る。

32 第二十五項、第二十六項又は第
二十八項の規定による改正後の所
得稅法第四十三條第三項及び第四
項、法人稅法第二十七條又は資產
再評價法第六十三條第一項及び第
二項の規定は、この法律施行後残
余財產の分配又は引渡をする法人
に係る所得稅法第四十三條第一項
の規定により徵收すべき稅金、法

において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

第三十九條の規定の適用を妨げ
ない。

第六十四條中(明治三十年法律
第五号)の一部を次のよう改正す
る。

33 酒稅法(昭和十五年法律第三十
五号)の一部を次のよう改正す
る。

第四十六條第二項中「、督促手
数料」を削る。

第五十條ノ三第二項中「、督促手
数料」を削る。

第六十三條第一項中「残余財
産」を分配したときは、「」を「残余財
産の分配又は引渡をしたときは、」

に改め、同項に次の但書を加え
る。

但し、清算人は、その分配又
は引渡をした財產の価額の限度
において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

34 第二十九條の二第二項中「、督
促手数料」を削る。

第三十九條の二第二項の規定は、この
法律施行後残余財產の分配又は引
渡をする法人に係る所得稅法第四
三十條の規定により徵收すべき稅
金、法

第二十九條の規定の適用を妨げ
ない。

第六十四條中(明治三十年法律
第五号)の一部を次のよう改正す
る。

35 第二十九條の二第二項の規定は、この
法律施行後残余財產の分配又は引
渡をする法人に係る所得稅法第四
三十條の規定により徵收すべき稅
金、法

25 所得稅法の一部を次のよう改
正する。

第三十六條第七項中「、督促手
数料」を削る。

第四十三條第三項中「残余財產
を分配したときは、」を「残余財產
の分配又は引渡をしたときは、」

に改め、同項に次の但書を加え
る。

但し、清算人は、その分配又
は引渡をした財產の価額の限度
において、残余財產の分配又は
引渡を受けた者は、その受けた
財產の価額の限度においてその
責に任ずる。

36 第二十九條の二第二項中「、督
促手数料」を削る。

第三十九條の二第二項の規定は、この
法律施行後残余財產の分配又は引
渡をする法人に係る所得稅法第四
三十條の規定により徵收すべき稅
金、法

別表

統計表

五二八

三〇一	茶 やしの実	ロ その他
三〇二	マーテその他の茶の代用物	
三〇三	コーヒー	
三〇四	チコリー(他のコーヒーの代用物 ココア(砂糖をえたものを除く。)	
三〇五	一 ココア豆	
三〇六	二 その他	
三〇七	三 胡椒 カレー	
三〇八	四 マスターード	
三〇九	五 砂糖	
三一〇	一 しょ糖の重量が全重量の百分の九十入をこえないもの (重糖を除く。)	
三一一	二 その他	
三一二	三 水砂糖、角砂糖、粒砂糖その他これらに類するもの 糖みつ	
三一三	四 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の百分の六十 をこえないもの	
三一四	五 ぶどう糖、麦芽糖及びあめ	
三一五	六 はちみつ	
三一六	七 菓子	
三一七	八 ジャム、フルーツゼリー類	
三一八	九 ピスケット(砂糖をえたものを除く。)	
三一九	一〇 マカロニー、パームセリーその他各種のめん類	
三一〇	一一 果じゅう及び糖水	
一一一	一二 果じゅう(砂糖をえたものに限る。)及び糖水	
一一二	一 その他	
一一三	二 ソース	
一一四	三 鳥獸肉類	
一一五	一 生のもの	
一一六	二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	
一一七	三 ハム、ベーコン及びソーセージ	
一一八	四 食酢	
一一九	五 塩	
一一一〇	六 鱼介類	
一一一	七 一生のもの 二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの 三 甲 いわしの油漬 乙 その他	
一一一	四 四 その他 バター、人造バター及びゼー チーズ コンデンスマilk(粉乳を含む。) インファントフード	
一一一	五 肉エキス ベントン、スマートーゼ、ヘモグロビンその他のこれらに類する 滋養食料	
一一一	六 一 ベントン 二 その他	
一一一	七 生の鳥卵(ふ化用のものを含む。) 烏卵液及び烏卵粉	
一一一	八 一 卵黄粉 二 卵白粉	
一一一	三 三 その他 アルコールを含まない飲料のあと(固形、でい状又は液状のも のに限るものとし、砂糖を含むもの及び別号に掲げるものを除 く。)	
一一一	四 飲水、ソーダ水その他の砂糖又はアルコールを含まない飲料 清酒(合成清酒を含む。)	
一一一	五 ビール	
一一一	六 ピル 七 ぶどう酒(ポート、シェリー、ベルモット、マデラ、マルサラ、 サンラフニエル等を含む。)でアルコール分が二十四度をこえな いもの シヤンパンその他のスペーカリングワイン	
一一一	八 酒類(別号に掲げるものを除く。)	
一一一	九 飲食物(別号に掲げるものを除く。)	
一一一	一〇 一 砂糖をえたもの	
一一一	二 その他	
一一一	たばこ	

六二九	酒石酸及びく、えん酸 硫酸	二割
六三〇	ビロガロール及び没食子酸	一割五分
六三一	タソニン酸	一割五分
六三二	六三三	一割五分
六三四	石炭酸	一割五分
六三五	無水アンモニア	一割五分
六三六	ソーダ灰及び天然ソーダ	一割五分
六三七	苛性ソーダ	一割五分
六三八	重炭酸ソーダ	一割五分
六三九	硫化ソーダ、芒硝(硫酸ソーダ)、過酸化ソーダ、珪酸ソーダ、 塩素酸ソーダ、重クロム酸ソーダ、ヨードソーダ、フェロ青化 ソーダ及びフェリ青化ソーダ	一割五分
六四〇	硝酸ソーダ(チリ硝石を含む。)	一割五分
六四一	二 その他 硼酸ソーダ	一割五分
六四二	苛性カリ、塩素酸カリ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、 ヨードカリ、黄血鹽(フェロ青化カリ)及び赤血鹽(フェリ青化 カリ)	一割五分
六四三	硝石(硝酸カリ)	一割五分
六四四	一 精製したもの 二 その他 生石膏	一割五分
六四五	青化ソーダ及び青酸カリ(青化カリ)	一割五分
六四六	プロム水素酸及びプロムカリその他の別号に掲げないプロム 類	一割五分
六四七	炭酸マグネシア、塩化バリウム及び過酸化バリウム	一割五分
六四八	塩化アンモニウム、炭酸アンモニウム及び重炭酸アンモニウム	一割五分
六四九	硫酸アンソノン	一割五分
六五〇	一 精製したもの 二 その他 過酸化水素	一割五分
六五一	明礬	一割五分
六五二	硫酸ニッケル及び硫酸ニッケルアンソノン	一割五分
六五三	硝酸トリウム、硝酸セリウム、ラジウム、ラジウム塩類及びロ ジウム塩類	一割五分
六五四	硫酸石灰及びく、えん酸石灰灰	一割五分

六五五	アセトン及びブタノール	二割
六五六	ホルマリン	一割五分
六五七	メタノール	一割五分
六五八	アルコール	一割五分
六五九	クロロホルム	一割五分
六六〇	グリセリン	一割五分
六六一	ロングリット、ハイドロサルファイトその他のこれらに類する 変性アルコール	一割五分
六六二	還元剤	一割五分
六六三	デキストリン	一割五分
六六四	乳糖	一割五分
六六五	醋酸鋼維素	一割五分
六六六	合成樹脂(原料用のものに限るものとし、別号に掲げるものを 除く。)	一割五分
六六七	一 塩化ビニール系及び醋酸ビニール系のもの 二 その他 合成ゴム	一割五分
六六八	サツカリン、グルチソその他これらに類する甘味料	一割五分
六六九	ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤	一割五分
六七〇	コールタール分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの(別 号に掲げるものを除く。)	一割五分
六七一	同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く。) マハルゾール、マハルゾールの誘導体、サルファダイアジン及 びヘキシルレザルシン	一割五分
六七二	ジクロロ・ジフェニール・トリクロールエタン(D.O.T.)及び その製剤	一割五分
六七三	ベニシリン、ストレプトマイシン及びこれらの製剤	一割五分
六七四	サントニン	一割五分
六七五	塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、塩酸シン コニネ及び硫酸シンコニネ	一割五分
六七六	塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、磷酸コデイン、エクゴニン、コ カイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン	一割五分
六七七	ミルクカゼイン	一割五分
六七八	ペプシン	一割五分
六七九	ペーキングパウダー	一割五分
六八〇	無税	一割五分
六八一	無税	一割五分

物品税法の一部を改正する法律案外五件

八一三	大麻綿及び黄麻綿(英式番手七番をこえる單織糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十一グラムをこえないものに限る)並びに大麻糸及び黄麻糸(織糸を除く)	七分五厘
八一四	羊毛、やさ毛及びらくだ毛(カード又はコームしたもの)を含む	毛糸
八一五	毛糸	毛糸織糸
八一六	織糸	織糸
八一七	真綿及びベニ	真綿
八一八	生糸(よつたものを除く)	生糸
八一九	野蚕糸	野蚕糸
八二〇	その他	その他
八二一	野蚕糸のもの	野蚕糸
八二二	その他の 織糸(別号に掲げるものを除く)	その他の 織糸
八二三	人造纖維(單纖維の長短を問わないものとし、よつたものを含み、長さ十メートルの重量が五グラムをこえないものに限る)	人造纖維
八二四	一 合成纖維及び醋酸纖維等纖維 二 その他の 糸(別号に掲げるものを除く)	合成纖維
八二五	天然でぐす 一 絹、人造纖維又は金属を交えたもの 二 その他の 糸(別号に掲げるものを除く)	天然でぐす 絹
八二六	綿粉、毛粉、綿粉及び人造纖維粉	綿粉
八二七	くず纖維、古纖維、くず織糸及びくず糸	くず纖維
八二八	線、ひも、なわ及び網(別号に掲げるものを除く)	線
八二九	一 合成纖維又は醋酸纖維等纖維で作つたもの 二 その他の 古線、古ひも、古なわ及び古網(トリミングを除く) 第九類 織物類及びその製品	合成纖維
1	この類において織物類には、フェルト及び織物を含むものとする。	一割五分
2	この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものとみなす。但し、合	二割五分
3	いものとする。 この類において「絹」とは、天然絹をいう。	三割五分
4	この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。但し、合	四割五分

一一〇一七	衣類、衣類の附属品及びその部分品（別号に掲げるものを除く。）	一 毛皮類若しくは毛皮付のもの又は貴金属、贵金属をめつ きした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ若しく はべつ甲を用いたもの	四割 三割 二割 三割 一割五分
一一〇一八	二 その他	二 甲 ししゅうしたもの	一 白紙帳簿
一一〇一九	乙 その他	二 乙 その他	一 ペーパーレース及びペーパーホーダー
一一〇二〇	印刷用紙	一 アートペーパー	一一二一 書式簿
一一〇二一	二 その他（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	二 甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの (碎木ペルブを含むもので巻取のものに限る。)	一一二二 電状用紙（箱入のものに限る。）
一一〇二二	乙 その他	二 乙 その他	一一二三 封筒（電状用紙とともに箱入にしたものをおぬす。）
一一〇二三	筆記用紙	一 一〇二四 国画用紙	一一二四 アルバム
一一〇二四	吸収紙	一 一〇二五 ろ紙	一一二五 一 革又は織物類で表装したもの
一一〇二五	包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一 一〇二六 たばこ用紙	一一二六 試験紙
一一〇二六	壁紙	一 一〇二七 板紙（一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限る。）	一一二七 写真用パライタペーパー及び寫明紙
一一〇二七	一 一〇二八 板紙	一 一〇二九 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二八 印画紙、感光性のものに限る。
一一〇二八	一 一〇二九 壁紙	一 一〇二九 たばこ用紙	一一二九 カーボンペーパー
一一〇二九	一 一〇二九 板紙	一 一〇二九 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限る。）	一一二九 ウオールボード
一一〇三〇	一 一〇三〇 壁紙	一 一〇三〇 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 レーベル
一一〇三一	一 一〇三一 壁紙	一 一〇三一 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 ブレイイングカード
一一〇三二	一 一〇三二 壁紙	一 一〇三二 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 写真
一一〇三三	一 一〇三三 壁紙	一 一〇三三 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 書画
一一〇三四	一 一〇三四 壁紙	一 一〇三四 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 一 二 その他
一一〇三五	一 一〇三五 壁紙	一 一〇三五 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 カレンダー
一一〇三六	一 一〇三六 壁紙	一 一〇三六 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 絵葉書
一一〇三七	一 一〇三七 壁紙	一 一〇三七 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 クリスマスカード類
一一〇三八	一 一〇三八 壁紙	一 一〇三八 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）
一一〇三九	一 一〇三九 壁紙	一 一〇三九 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 地図、海図及び学術図
一一〇四〇	一 一〇四〇 壁紙	一 一〇四〇 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券
一一〇四一	一 一〇四一 壁紙	一 一〇四一 包装用紙及びマチ用紙（一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。）	一一二九 くず紙
一一〇四二	一 一〇四二 壁紙	一 一〇四二 紙製品（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 鉱物及びその製品
一一〇四三	一 一〇四三 壁紙	一 一〇四三 壁紙	一一二九 珪砂、クオルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除く。）
一一〇四四	一 一〇四四 壁紙	一 一〇四四 壁紙	一一二九 フリント
一一〇四五	一 一〇四五 壁紙	一 一〇四五 壁紙	一一二九 無税
一一〇四五	一 一〇四五 壁紙	一 一〇四五 壁紙	一一二九 無税
一一〇五	一 一〇五 壁紙	一 一〇五 壁紙	一一二九 無税
一一〇六	一 一〇六 壁紙	一 一〇六 壁紙	一一二九 無税
一一〇七	一 一〇七 壁紙	一 一〇七 壁紙	一一二九 無税
一一〇八	一 一〇八 壁紙	一 一〇八 壁紙	一一二九 無税
一一〇九	一 一〇九 壁紙	一 一〇九 壁紙	一一二九 無税
一一〇一〇	一 一〇一〇 壁紙	一 一〇一〇 壁紙	一一二九 無税
一一〇一一	一 一〇一一 壁紙	一 一〇一一 壁紙	一一二九 無税
一一〇一二	一 一〇一二 壁紙	一 一〇一二 壁紙	一一二九 無税
一一〇一三	一 一〇一三 壁紙	一 一〇一三 壁紙	一一二九 無税
一一〇一四	一 一〇一四 壁紙	一 一〇一四 壁紙	一一二九 無税
一一〇一五	一 一〇一五 壁紙	一 一〇一五 壁紙	一一二九 無税
一一〇一六	一 一〇一六 壁紙	一 一〇一六 壁紙	一一二九 無税
一一〇一七	一 一〇一七 壁紙	一 一〇一七 壁紙	一一二九 無税

一一〇一八	一 金屬の箔又は粉を用いたもの	一 甲 黄金属を用いたもの	四割 三割 二割 三割 一割五分
一一〇一九	二 その他	二 乙 その他	一 ペーパーレース及びペーパーホーダー
一一〇二〇	白紙帳簿	一一二一 書式簿	一一二二 電状用紙（箱入のものに限る。）
一一〇二一	ペーパーレース及びペーパーホーダー	一一二三 封筒（電状用紙とともに箱入にしたものをおぬす。）	一一二四 アルバム
一一〇二二	書式簿	一一二五 革又は織物類で表装したもの	一一二六 試験紙
一一〇二三	電状用紙（箱入のものに限る。）	一一二七 写真用パライタペーパー及び寫明紙	一一二八 写真用パライタペーパー及び寫明紙
一一〇二四	アルバム	一一二九 印画紙、感光性のものに限る。	一一二九 研磨紙（金剛砂等の研磨材料を附着させたものに限る。）
一一〇二五	革又は織物類で表装したもの	一一二九 カーボンペーパー	一一二九 カーボンペーパー
一一〇二六	試験紙	一一二九 ウオールボード	一一二九 ウオールボード
一一〇二七	写真用パライタペーパー及び寫明紙	一一二九 レーベル	一一二九 レーベル
一一〇二八	印画紙、感光性のものに限る。	一一二九 ブレイイングカード	一一二九 ブレイイングカード
一一〇二九	研磨紙（金剛砂等の研磨材料を附着させたものに限る。）	一一二九 写真	一一二九 写真
一一〇三〇	カーボンペーパー	一一二九 書画	一一二九 書画
一一〇三一	ウオールボード	一一二九 一 二 その他	一一二九 一 二 その他
一一〇三二	レーベル	一一二九 カレンダー	一一二九 カレンダー
一一〇三三	ブレイイングカード	一一二九 絵葉書	一一二九 絵葉書
一一〇三四	写真	一一二九 クリスマスカード類	一一二九 クリスマスカード類
一一〇三五	書画	一一二九 書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）
一一〇三六	一 二 その他	一一二九 地図、海図及び学術図	一一二九 地図、海図及び学術図
一一〇三七	カレンダー	一一二九 紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券	一一二九 紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券
一一〇三八	絵葉書	一一二九 くず紙	一一二九 くず紙
一一〇三九	クリスマスカード類	一一二九 鉱物及びその製品	一一二九 鉱物及びその製品
一一〇四〇	書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 珪砂、クオルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 珪砂、クオルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除く。）
一一〇四一	書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 フリント	一一二九 フリント
一一〇四二	くず紙	一一二九 無税	一一二九 無税
一一〇四三	鉱物及びその製品	一一二九 無税	一一二九 無税
一一〇四五	珪砂、クオルツサンドその他の砂れき（別号に掲げるものを除く。）	一一二九 無税	一一二九 無税
一一〇五	フリント	一一二九 無税	一一二九 無税
一一〇六	無税	一一二九 無税	一一二九 無税

いたもの

二 その他

甲 電気用のもの

乙 その他

ガラス塊

陶磁器の破片

ガラス粉及び粒(フリットを含む、別号に掲げるものを除く。)

ガラス棒及びガラス管

板ガラス(別号に掲げるものを除く。)

無色平面のもの(厚さが四ミリメートルをこえるものを除く。)

乙 その他

第十四類 金属鉱及び金属

この類の第一四三三号以外の各号に掲げる金属で、当該各号において形状の区分がされていないもの(水銀を除く。)は、塊、片、粒、粉、棒、板、帶、線、管及び箔状のもの並びに改造用のみに適するくず及び古のものに限り、当該各号に掲げる金属に分類するものとする。

金属鉱(焼いたものを含む。)、マット及び鉱石、

白金、イリジウム、オスミウム、ペラジウム、ロジウム、インジウム及びルセニウム

銀(別号に掲げる特殊鋼を除く。)

鐵鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)

一 塊及び片

甲 鋼鐵

乙 フェロマンガンその他の合金鉄

丙 鋼塊及び鋼片(シートバーを含む。)

丁 その他

二 棒(断面が丁形、アンダル形等の形状を有するものを含む。)

三 軌條(鍍金板を含む。)

四 線材(卷いたものに限り。)

五 板

六 線(リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。)

七 電線

八 管(リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。)

九 管(別号に掲げるものを除く。)

十 線索、機繩及び有刺鉄線

十一 電線

十二 電線

十三 電線

十四 電線

十五 電線

十六 電線

十七 電線

十八 電線

十九 電線

二十 電線

二十一 電線

二十二 電線

二十三 電線

二十四 電線

二十五 電線

二十六 電線

二十七 電線

二十八 電線

二十九 電線

三十 電線

三十一 電線

三十二 電線

三十三 電線

三十四 電線

三十五 電線

二類

三割五分

二割五分

二割

一六一四	はかりの部分品(鍼を含む。)	一割五分
一六一五	ガスマーテー	一割五分
一六一六	水流量計	一割五分
一六一七	温度計	無税
一六一八	一 体温計(ケース付のものを含む。) 二 その他	二割
一六一九	アンペアメーター、ボルトメーター及びボルトアンペアメーター(ワットメーター(ワットアワーメーターを含む。))	五割
一六二〇	一 晴雨計 二 圧力計(真空計を含む。)	二割
一六二一	タコメータ、シップスログ、スチームエンジンインジケーター、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ベドメータ(その他これらに類するもの)	一割五分
一六二二	電池の部分品(電気用カーボンを除く。)	一割五分
一六二三	一 医療用機器、整形外科用機器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。) 二 製図器及びその部分品	一割五分
一六二四	一 金錢登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのもの部分品 二 その他の部分品	一割五分
一六二五	一 金錢登録機及び手動式計算機 二 その他の部分品	一割五分
一六二六	一 理化学用機器及びその部分品(別号に掲げるものを除く。) 二 映写機、写真引伸機、幻燈機及びこれらの部分品	一割五分
一六二七	一 映画用のもの 二 顯微鏡用のもの及び航空機用のもの	一割五分
一六二八	一 その他の部分品	一割五分
一六二九	一 レンズ 二 暗箱	一割五分
一六三〇	甲 映画用のもの 乙 顯微鏡用のもの及び航空機用のもの	一割五分
一六三一	丙 その他	三割
一六一〇	望遠鏡	一割五分
一六一一	顯微鏡及びその部分品	一割五分
一六一二	直尺、曲尺、分度器、ワイヤゲージ、スクリューピンチ ゲージ、シックネスゲージ、マイクロメーター、キナリバー、デバイダー、レベルその他これらに類するもの	一割五分
一六一三	はかり(鍼の無いものを含む。)	三割

三 製版用スクリーン	二割
四 その他	一割
一大三三一 音響機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)の部分品及び附屬品(ラジオ受信装置用のものを除く。)	一大五〇 ポイラーの部分品及び附屬品(別号に掲げるものを除く。)
一大三四 著音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)の部分品及び附屬品(ラジオ受信装置用のものを除く。)	一六五一 メカニカルストーカー
一大三三六 楽器	一六五二 フィードウォーターヒーター
一大三三七 電信機、電話機及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一六五三 インゼクター及びエゼクター
一大三三八 電信機、電話機及びこれららの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一六五四 蒸気機関車(鉄道機関車以外のものに限る。)及びボータブルスチームエンジン
一 小銭	一六五五 蒸気タービン及びその部分品
甲 真空管	一六五六 蒸気機関(別号に掲げるものを除く。)
乙 その他	一六五七 内燃機関
銃砲及びその部分品	一六五八 自動車用又は自転車用のもの
一 その他	一六五九 ウオータータービン及びベルトン水車
一大三九 鉄道機関車及び鉄道機関車用炭水車	一六六〇 発電機、電動機、回転発流機、周波数交換機、回転変相機及び電機子
一大四〇 鉄道車両(別号に掲げるものを除く。)	一六六一 變圧機
一大四一 鉄道機関車、鉄道機関車用炭水車及びその他の鉄道車両の部分品(別号に掲げるものを除く。)	一六六二 原動力機と発電機とを結合したものの
一大四二 自動車(自動三輪車及び原動力機の付いたシャシを含む。)	一 その他
一 乗用車	二 その他
二 その他(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含み、無限軌道式のものを除く。)	一六六三 原動力機(別号に掲げるものを除く。)
一大四三 自動車の部分品(自動車用トレーラーを含み、原動力機を除く。)	一六六四 ブロック及びチーンブロック
一 機関付のもの	一六六五 クレーン
二 その他	一六六六 キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)
一大四四 自転車(サイドカー付のものを含む。)	一六六七 ロードローラー
一 その他	一六六八 コンクリートミキサー
一大四五 自転車の部分品(原動力機及びチャーンを除く。)	一六六九 しゅんせつ機
一大四五 車両及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一六七〇 パワーハンマー
一大四六 航空機及びその部分品(原動力機を除く。)	一六七一 気体圧縮機
一大四七 船舶	一六七二 ミシン(ミシンの頭部を含む。)
一大四八 ボイラ	一六七三 ミシンの部分品及び附屬品(針を除く。)
一 機関付のもの	一六七四 潜水器及びその部分品
二 その他	一六七五 ポンプ(別号に掲げるものを除く。)
一大四九 自転車の部分品(原動力機及びチャーンを除く。)	一六七六 送風機(扇風機を含む。)
一 その他の車両及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一六七七 水圧機
一大四九 船舶	一六七八 ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)
一 機関付のもの	一六七九 金属工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドローリングマ
二 その他の車両	一
一大四九	二
一 機関付のもの	三
二 その他の車両	四
一大四九	五
一 機関付のもの	六
二 その他の車両	七
一大四九	八
一 機関付のもの	九
二 その他の車両	十
一大四九	十一
一 機関付のもの	十二
二 その他の車両	十三
一大四九	十四
一 機関付のもの	十五
二 その他の車両	十六
一大四九	十七
一 機関付のもの	十八
二 その他の車両	十九
一大四九	二十
一 機関付のもの	二十一
二 その他の車両	二十二
一大四九	二十三
一 機関付のもの	二十四
二 その他の車両	二十五
一大四九	二十六
一 機関付のもの	二十七
二 その他の車両	二十八
一大四九	二十九
一 機関付のもの	三十
二 その他の車両	三十一
一大四九	三十二
一 機関付のもの	三十三
二 その他の車両	三十四
一大四九	三十五
一 機関付のもの	三十六
二 その他の車両	三十七
一大四九	三十八
一 機関付のもの	三十九
二 その他の車両	四十
一大四九	四十一
一 機関付のもの	四十二
二 その他の車両	四十三
一大四九	四十四
一 機関付のもの	四十五
二 その他の車両	四十六
一大四九	四十七
一 機関付のもの	四十八
二 その他の車両	四十九
一大四九	五十
一 機関付のもの	五十一
二 その他の車両	五十二
一大四九	五十三
一 機関付のもの	五十四
二 その他の車両	五十五
一大四九	五十六
一 機関付のもの	五十七
二 その他の車両	五十八
一大四九	五十九
一 機関付のもの	六十
二 その他の車両	六十一
一大四九	六十二
一 機関付のもの	六十三
二 その他の車両	六十四
一大四九	六十五
一 機関付のもの	六十六
二 その他の車両	六十七
一大四九	六十八
一 機関付のもの	六十九
二 その他の車両	七十
一大四九	七十一
一 機関付のもの	七十二
二 その他の車両	七十三
一大四九	七十四
一 機関付のもの	七十五
二 その他の車両	七十六
一大四九	七十七
一 機関付のもの	七十八
二 その他の車両	七十九
一大四九	八十
一 機関付のもの	八十一
二 その他の車両	八十二
一大四九	八十三
一 機関付のもの	八十四
二 その他の車両	八十五
一大四九	八十六
一 機関付のもの	八十七
二 その他の車両	八十八
一大四九	八十九
一 機関付のもの	九十
二 その他の車両	九十一
一大四九	九十二
一 機関付のもの	九十三
二 その他の車両	九十四
一大四九	九十五
一 機関付のもの	九十六
二 その他の車両	九十七
一大四九	九十八
一 機関付のもの	九十九
二 その他の車両	一百

一七一八	白金、ワナジウム、鉄又はこの化合物を含む触媒 製品用さなど	無税
一七一九	むしろ(植物性材料で作ったものに限るものとし、穀物類に用 いる穀類で作ったものを除く。)	一割
一七二〇	一 包装用のもの	無税
一七二一	二 その他 表わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、竹、 籠、葛その他これらに類するものの製品(別号に掲げるものを除く。)	一割
一七二二	一 あんペラ袋 二 その他 かさの柄、つえ、むち及びこれらに類するもの	無税
一七二三	一 貴金属、貴金属をめっきした金属、貴石半貴石、真珠、 さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他	一割
一七二四	一 絹製又は絹入のもの 二 その他 木製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一七二五	一 貴金属、貴金属をめっきした金属、貴石半貴石、真珠、 さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 二 その他 甲 かりん、つけ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀の製 品 乙 その他 タードフェルト、タードベーベーその他これらに類するもの(屋 根、階底等に用いるものでタール、アスマカルト、樹脂等を施 したものに限る。) ボイラーフェルト	一割
一七二六	ゴム製品(ガタバー、チャ製品を含み、別号に掲げるものを除く。) 一 インディアラバーリー液、インディアラバーベーストその他 のバルカニゼーションを施さないインディアラバー 二 デンタルラバー 三 その他 くず又は古のゴム(ガタバー、チャを含み、改造用のみに適する ものに限る。) バルカナイズドファイバー(棒、板及び管等のものを含む。) セルロイド及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	五分
一七二七	一 その他 ガラス及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一七二八	二 その他 その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属 品(ブレイブ、カーボードを除く。)	一割
一七二九	一 野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チエス用具 その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属 品(ブレイブ、カーボードを除く。) 二 分品及び附属品	二割
一七三〇	二 その他	三割
一七三一	一 安全燈、船燈、白熱電球、ソケット、シェード、水ール ダーリ及びガスマントル 二 医療用ランプ 三 家電用ファイル(現象したもの)を含む。	一割五分
一七三二	一 レントゲン機用のもの 二 その他	一割
一七三三	一 ゼラチンベーパー 二 花造の葉、果実等を含む。及びその部分品 三 化粧具箱	二割
一七三四	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめっきした金属、貴 石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたも のの部分品 二 万年筆(ボールペンを含む。)、縫用鉛筆、鉛筆、ペン及びこれら の部分品 三 その他 甲 下年筆及び練用鉛筆 乙 鉛筆及び鉛筆の芯 丙 その他 イ ベン先 イの一 金製のもの ロ その他	三割
一七三四	一 その他 野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チエス用具 その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属 品(ブレイブ、カーボードを除く。) 二 野球用具、庭球用具その他戸外運動用具並びにその部 分品及び附属品	四割
一七三五	一 ランプその他の照明具及びその部分品(別号に掲げるものを除く。) 二 その他 ランプその他の照器具及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	五割
一七三六	一 安全燈、船燈、白熱電球、ソケット、シェード、水ール ダーリ及びガスマントル 二 医療用ランプ 三 家電用ファイル(現象したもの)を含む。	二割
一七三七	一 レントゲン機用のもの 二 その他 ゼラチンベーパー	一割
一七三八	一 花造の葉、果実等を含む。及びその部分品 二 その他 ゼラチンベーパー	三割
一七三九	一 化粧具箱 二 その他 ゼラチンベーパー	四割
一七四〇	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめっきした金属、貴 石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたも のの部分品 二 万年筆(ボールペンを含む。)、縫用鉛筆、鉛筆、ペン及びこれら の部分品 三 その他 甲 下年筆及び練用鉛筆 乙 鉛筆及び鉛筆の芯 丙 その他 イ ベン先 イの一 金製のもの ロ その他	五割
一七四一	一 その他 野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チエス用具 その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属 品(ブレイブ、カーボードを除く。) 二 野球用具、庭球用具その他戸外運動用具並びにその部 分品及び附属品	一割五分

一七四二 玩具

一七四三 ひな形

一七四四 飼料

一七四五 飼料

一七四六 米ぬか

一七四七 油かす、食用に適しない乾魚、骨粉、血粉、グアノ、過磷酸石

一七四八 灰、石灰、窒素その他の肥料(別号に掲げるものを除く。)

一七四九 別号に掲げない物品

一七五〇 未製品

一七五一 その他

一七五二 附則

一七五三 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

一七五四 左に掲げる法律は、廃止する。

一七五五 豊沢品等の輸入税

一七五六 輸入税の従量税率に関する法律(昭和十三年法律第二十四号)

一七五七 食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第二百八十八号)

一七五八 改正前の關稅定率法第九條第一項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の全部又は一部の免除を受けた物品については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。

一七五九 關稅定率法別表輸入税表第七百五号合成染料の項中第六項建築染料の

一七六〇 別表の税率にかかるつづり

一七六一 南西諸島の生産に係る物品で、政令をもつて定まる原產地證明書を添付するものの輸入税は、当分の間、免除する。この場合において南西諸島とは、獨逸定期法第十一条の規定によつて外國とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいう。

一七六二 國稅定期法別表輸入税表に掲げる物品で、この項の別表單号に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、これを免除し、この項の別表單号に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、國稅定期法別表輸入税表によらうが、この項の別表單号の税率を適用する。

一七六三 別表單号

一七六四 附則

一七六五 一

一七六六 二

一七六七 三

一七六八 四

一七六九 五

一七七〇 六

一七七一 七

一七七二 八

一七七三 九

一七七四 一〇

一七七五 一一

一七七六 一二

一七七七 一二

一七七八 一三

一七七九 一四

一七八〇 一五

一七八一 一六

一七八二 一七

一七八三 一八

一七八四 一九

一七八五 二〇

一七八六 二一

一七八七 二二

一七八八 二三

一七八九 二四

一七九〇 二五

一七九一 二六

一七九二 二七

一七九三 二八

四割
無税
無税
無税
無税五分
五分
五分
五分内燃機関
内燃機関

船用

内燃機関

五一九

炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)

一 既油、重油及び粗油

二 コークスのうち石油マークス

三 空港及びその部分品(原動力機を除く。)

一六四九 航空機

二 その他のうち航空機用のもの

一六五八 内燃機関

二 その他のうち航空機用のもの

一六五九 内燃機関

三 その他のうち航空機用のもの

一六六〇 内燃機関

四 その他のうち航空機用のもの

一六六一 内燃機関

五 その他のうち航空機用のもの

一六六二 内燃機関

六 その他のうち航空機用のもの

一六六三 合成燃料

七 その他のうち航空機用のもの

一六六四 合成燃料

八 その他のうち航空機用のもの

一六六五 合成燃料

九 その他のうち航空機用のもの

一六六六 合成燃料

一〇 その他のうち航空機用のもの

一六六七 合成燃料

一一 その他のうち航空機用のもの

一六六八 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六六九 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六七〇 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六七一 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六七二 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六七三 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一六七四 合成燃料

一二 その他のうち航空機用のもの

一五六

一五七

一五八

一五九

一六〇

一六一

一六二

一六三

一六四

一六五

一六六

一六七

一六八

一六九

一七〇

一七一

一七二

一七三

一五九 鉄の輸入税免除に関する法律(昭和十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第一項中「第四百六十一号ニ掲タル鉄(別号ニ掲タル特殊鋼ヲ除ク)」を「第十四百五号ニ掲タル特殊鋼(別号ニ掲げる特殊鋼を除く。)」に改める。

一六〇 貨金庫管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

一六一 別表を次のよう改める。

一六二 別表

一六三 別表

一六四 別表

一六五 別表

一六六 別表

一六七 別表

一六八 別表

一六九 別表

一七〇 別表

一七一 別表

一七二 別表

一七三 別表

五五六

<p>〔小串清一君登壇、拍手〕</p> <p>○小串清一君 只今議題となりました</p> <p>物品税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>このたびの改正の主要点を申上げますと、その第一はサッカリン又はグルチソを原料とする殺虫甘味料につきましては、現在原料段階で課税しておる</p> <p>このたびは、今後は製品段階で課税することとしたことであります。そのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果については、現在原料段階で課税しておる</p> <p>このたびは、移出の際販売されるような物品のうち、特に必要なものにつきましては、移出の際、税額の額減を期するため、製造場から移出される際のまま小売店舗で陳列販売されることとしたことであります。本案につきましては委員諸君から熱心な質疑があり、これに対し政府</p> <p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>	<p>から懇切な答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。</p> <p>次は鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>先ず本案の内容について申上げます。鉱工品貿易公団の経理内容及び商品売買差損の内訳、売掛金回収不能の実情、被害未収金の内訳及びその処理状況、保有法等について詳細なる質疑がなされたのであります。それらの内容は速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永義雄委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見がそれべられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。</p> <p>次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>
<p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>	<p>から懇切な答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。</p> <p>次は鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>先ず本案の内容について申上げます。鉱工品貿易公団の経理内容及び商品売買差損の内訳、売掛金回収不能の実情、被害未収金の内訳及びその処理状況、保有法等について詳細なる質疑がなされたのであります。それらの内容は速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永義雄委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見がそれべられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。</p> <p>次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>
<p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>	<p>から懇切な答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。</p> <p>次は鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>先ず本案の内容について申上げます。鉱工品貿易公団の経理内容及び商品売買差損の内訳、売掛金回収不能の実情、被害未収金の内訳及びその処理状況、保有法等について詳細なる質疑がなされたのであります。それらの内容は速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永義雄委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見がそれべられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。</p> <p>次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>
<p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>	<p>から懇切な答弁がありましたが、その詳細は速記録によつて御了承願います。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたした次第であります。</p> <p>次は鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>先ず本案の内容について申上げます。鉱工品貿易公団の経理内容及び商品売買差損の内訳、売掛金回収不能の実情、被害未収金の内訳及びその処理状況、保有法等について詳細なる質疑がなされたのであります。それらの内容は速記録によつて御承知を願います。かくて質疑を終了し、討論に入り、松永義雄委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見がそれべられ、採決の結果、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。</p> <p>次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。</p> <p>〔別表を次のように改める。〕</p> <p>つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>（別号に掲げるものを除く。）</p> <p>機械、別号に掲げるものを除く。）</p> <p>ニユーマチックツール及びニユーマチックマシン</p> <p>ドリフター</p> <p>試験機、物理探鉱機、エヤー</p> <p>ストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械</p>

第一点は、農薬用たばこに関する特例法を設けたことであります。即ち農薬用葉たばこは日本專売公社においてその収納を行わないこととすると共に、この措置に関連してその取締に関する規定を整備いたしました。その規定を整備いたしましたのであります。その製造たばこを常備しなければならないことになつておりますが、その手持債の規定を整備したことであります。

即ち製造たばこの小売人は、一定数量の製造たばこを常備しなければならないことになつておりますが、その手荷又は不可抗力によつて、品質の悪変、包装の汚染等、販売に不適当となつた場合には、現行法では引換制度によつて救済することとなつておりますが、今回更に天災によつて滅失した場合には、その滅失した製造たばこの二分の一程度までは補償をすることができるということにいたしましたのであります。

その第三は、たばこ専売法違反事件の取締の必要上、新たに包裝の製造又は營業の目的を持つた所持、譲渡し及び譲受けについて公社の許可を要することとしたしたことであります。本案の審議に当りましては、委員諸君から種々熱心な質疑が行われまして、これに対し政府からも詳細懇切な答弁がありましたが、それらの詳細は速記録を御覧になつて御参考願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定をいたした次第であります。

次は国税徵收法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、最近における滞納の発生及びその処理の状況に鑑み、納稅者に特

別の事情がある場合における国税の
収及び滞納処分につき、その合理化を
図る所とするものであります。その概
要を申上げますと、第一は、分納及び
收納の制度を新たに設けたことであ
ります。即ち納稅者が灾害、盜難、病
病、産業等により、又は申告期限が
一年以上たつて、更正、決定を受け
ることにより、その税金を一時に納付で
きない場合には、その申請によつて
年以内の分納又は徵收の猶予を認めら
れることとしたのであります。なお四
和二十四年分以前の所得税、相続税
物品税及び増加所得税、財産税等の口
稅についても、徵收猶予をなし得る組
合の條件を若干緩和すると共に、猶予
期間を二年以内とするなどの措置が取
られております。第二は滞納処分の緩
和制度を新設したことであります。即ち
滞納処分の執行により滞納者の事業
の継続を著しく阻害する虞れがあり、
且つその処分を一時猶予して置くこと
が徵稅上有利であると認められるとき
には、二年以内において適宜その処分の
の執行を猶予することとしたのであります。
第三は滞納処分の停止の制度であります。
これが無財産の場合、著しく生活窮迫し
陥る虞れがある場合、又は所在不明の
場合には、三年間滞納処分の執行を停
止することができます。即ち滞納
物件の範囲を拡張すると共に、昭和二十
四年以前の加算稅及び延滞金につき
地方稅との徵收の順位を同一とし、督
促手数料を徵收しないこととし、差押
整備いたしております。

本案の審議に当たりましては、委員各位と政府委員との間に種々質疑応答が行われましたが、それらの詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。質疑を終了いたしまして、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決されました。次は開税定率法の一部改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、戦後激変した我が国の経済事情に対処し、且つ関税及び貿易に關する一般協定及び国際貿易機関等の国際的関税率引下げの傾向に即応するため、開税率の全面的改正及び規定を整備しようとするものであります。改めて、開税率の全面的改正及び規定を下落したために、従量税率が殆んど無税に等しい状態になつておりますので、これを是正し、従価税率に統一しようとすることであり、その二は、従価100%の賄沢品関税を廃止し、課税品目を整理する等不合理な開税体系を是正し、且つ税率を引下げて、従価税率最高5%から最低5%の間において重要産業の維持育成、輸出加工貿易の保護振興を図るために、輸入原材料等は無税又は低率とし、完成品等は高率とすると共に、民生安定のために、実用品及び生活必需品等は低率とし、贅沢品等は高率とするなどの妥当な税率に改正しようとしてあります。その三は、我が農業の特殊性を考慮いたしまして、輸入主要食糧に対しては適当な開税率を設けるが、国民外の市価が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に開税を免除

規定期を整備しようとする事であります。

次に、本案は衆議院において修正されて送付されたのであります。その修正点を申上げますと、政府原案では規定する原産地証明書を添付するものの無税となつておりますアンチモニーについては一割の課税をする事とし、南西諸島の生産品に対するは政令で規定する原産地証明書を添付するものの関税は当分の間免除することとし、更に、とうもろこし、大豆、落花生、原油、重油及び粗油、石油コードクス、航空機及びその部分品、(これは原動力機は除きます)船舶、内燃機関のうち航空機用のもの等についてはそれらの税率を一割引下げ、人造藍を除く建築染料については、昭和二十七年三月三十一日までの輸入について免税として、原油、重油及び粗油以外の炭化水素油についてはそれらの税率を適用することとした点であります。

さて委員会の審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府委員より懇切丁寧な説明があつたのであります。これらの詳細は速記録によつて御存知頂きたいと思います。只今私の申上げましたうちの建築染料については一割五分の税率を適用すると申しましたが、これは一割五分の税率になつて、一割五分を削除したのは、皆さんのお手許にある関税の改正表を御覽願いたいと思います。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢半次郎委員より、こ

うりやんは重要な飼料であり、大部 分輸入品であるが、海外市価が高騰している折柄、無税としても国内産業の 壓迫にはならないから、昭和二十七年三月三十一日まで無税とすべきであ る。茶種及びからし茶の種につきましては、食用油の原料であり、国内増産 を図るため関税によつて保護する必要はあるのであります。輸入価格が国内 内価格を甚だしく上廻つてゐる現在では、關稅を課することは国民生活に重 大な影響を與えるから、昭和二十七年三月三十一日まで無税とすべきであ る。人造藍を除く建築染料については、国産化完成途上にある建築染料工業保護のために、昭和二十七年三月三十一日まで一割五分課税することとなつてゐる暫定的規定を解除し、本年四月一日から一割五分課税すべきであるとの修正意見が述べられ、次に杉山昌作委員より、我が国産業の設備更新と近代化の急速な要請に応づるために、新式又は高性能の産業機械類で、我が国において製作が困難であり、且つ我が国経済の自立達成に資する産業の用に供するもので、政令で定めるものについては、昭和二十七年三月三十一日まで免税とすると共に、他に転用した場合の処置等、規定を整備すべきであるとの修正意見が述べられました。更に油井賢太郎委員からは、この両修正案に賛成する。吉田法晴委員からは、修正についてはいる／＼意見はあるが不満ながら賛成をするとの発言がありました。

先づ物品税法の一部を改正する法律
案、復興金融金庫に対する政府出資等

に関する法律の一部を改正する法律案

ひ国税徴収法の一節を改正する法律
、以上三案全部を問題に供します。

案に賛成の諸君の起立を求めます。

議長（佐藤尚武君）　過半數と認めま

よりて二案は可決せられました

議長(佐藤尚武君) 次に鉱工品貿易
団の損失金補てんのための交付金

する法律案全部を問題に供します。

衆に賛成の諸君の起立を求めます。

（佐藤證誠） 四半額心置め

「少數」「只今の探偵に異議あり」

「參議として宣告辭みた」一記名投票」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤尚武君） 只今の採決は、
是は多數と認めました。（拍手）

「謀虎」君、採決に対する異議があり

記名投票をれんことを要求いた
す。

正明君　只今の動議に賛成します

議長(佐藤鉄三君) 記名投票の要求

（あいだじたが、『異議あり』と呼んでおり）出席者総数の五分の一の賛成

〔起立者少數〕

（長（佐藤尚武君））少數と認めま
（採決の仕方が違つて）〔採決〕して

な」「議長横暴」と呼ぶ者あり(よ
林繁は可決士氣も一
九

本多に可かせられました

〔「定期數下足」と呼ぶ者あり〕
〔起立者多数〕
○議長（佐藤尚武君）過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。
議事の都合により暫時休憩いたしました。
午後零時十七分休憩。

午後一時五十九分開議

○議長（佐藤尚武君）休憩前に引続き、これより会議を開きます。

國稅本法の一部を改正する法律案を採決をいたします。本案全部を問頭案と供します。委員長の報告は修正議決告でござります。委員長報告の通り正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

議長（佐藤尚武君）総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

〔総員起立〕

議長（佐藤尚武君）日程第十四、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。先づ委員長の報告をます。通商産業委員長深川栄左二門司を可決した。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律
四年法律第百八十一号の一部を次のように改正する。
第五條第一項中「前項に掲げる」を「事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合である」と示すに、同條第三項中「第二十一条」を「第二十一條」に改める。
第十一條第四項中「二人」を「五人」に改める。
第二十七條第六項中「第二百三十条第四項、第二百四十條を「第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで」と、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十條」に改める。
第二十七條の次に次の「條を加える。
(定款の認証)
第二十七條の二 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款につき、行政庁の認証を受けなければならぬ。
2 行政庁は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証をしなければならない。
3 定款は、第一項の認証を受けなければ、その効力を生じない。
第二十八條中「創立総会終了後」を「第二十八條中「創立総会終了後」に改める。
第三十一條中「定款及び」及び「定款又は」を削る。
第三十二條第一項第七号中「時期及びを削り、同條中第三項を削る。
第三十六條の次に次の「條を加え

(理事会)

第三十六条の二 組合の業務の執行
は、理监事会が決する。

第三十八条を次のようく改める。

(理事の自己契約)
第三十八条 理事は、理监事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治三十九年法律第八十九号)第八百八條(自己契約)の規定を適用しない。

第三十八条の次に次の二條を加える。

(理事の責任)
第三十八條の一 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。

二 理事がその職務を行つにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

三 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

第三十九條の見出し中「閲覧」を「監査等」に、同條第一項中「及び総会」を「並びに総会及び理监事会」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は監査」を加える。

第四十條の見出し中「閲覧」を「監査等」に改め、同條第一項中「及び総会」を「並びに総会及び理监事会」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は監査」を加える。

第四十條の次に次の二條を加え
(会計帳簿等の閲覧等)

の十分の一以上との同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は勝手を求める事ができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第四十二条を次のように改める。

(商法等の準用)

第四十二条 理事及び監事について
は、商法第二百五十四條第三項
(取締役と会社との關係)、第二百六
六十七條から第二百六十八條に三
まで(取締役に対する訴)及び第二
百八十四條(取締役及び監査役の
責任の解除)の規定を、理事につ
いては、民法第五十五條(代表権
の委任)並びに商法第二百五十四
條ノ二(取締役の義務)、第二百六
十一條から第二百六十一條まで
(会社代表)及び第二百七十二條
(株主の差止請求権)の規定を、監
事については、第三十八條の二、
商法第二百七十四條(報告を求め
調査をなす権限)及び第二百七十一
八條(取締役と監査役との連帯責
任)の規定を、理事会については、
商法第二百五十九條から第二百五
十九條ノ三まで(取締役会の招集)
第二百六十條ノ二及び第二百六十一
條ノ三(取締役会の決議及び議事
録)の規定を準用する。この場合
において、商法第二百八十四條中
「前條第一項」とあるのは「中小企
業等協同組合法第四十條第二項」
と読み替えるものとする。

第四十三条及び第四十四條第一項
中「理事の過半數」を「理事会」に改め
る旨を可否の決定の日に改める。

第四十六條を次のように改める。

(総会の招集)

第四十六條 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七條第一項を次のように改め、同條第一項中「理事」を「理事会」に、「臨時総会を招集しなければならない」を「臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。」に改める。

臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

第四十八條前條第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

第五十一條に次の二項を加える。

3 前項の認証については、第二十七条 定款の変更是、行政庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。 第五十二条の規定を適用する。

第五十四条 総会について、商法

(商法の適用)

第五百三十一條(総会の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第一項(特別利害関係人の譲渡権)、第二百四十三條(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主総会の議事録)、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二条(取締役の執行及び会社代表)、第二百五十三条(株主総会

の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商

法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二條及び第二百八條から第二百十一條まで」を「中小企業等協同組合法第六十二條及び第二百八條から第二百十一條まで」に、「及び非訟事件手続法」を「並びに非訟事件手続法」に改めることとする。

第六十六条中「第二百四條から第二百五十一條まで」を「第二百四條、第二百五十二条及び第二百八條から第二百十一條まで」に、「及び非訟事件手続法」を「並びに非訟事件手続法」に改めることとする。

十一條まで」を「第二百四條、第二百五十二条及び第二百八條から第二百十一條まで」に、「及び非訟事件手続法」を「並びに非訟事件手続法」に改めることとする。

第六十九條前項の規定によることとする。

第六十九條を次のように改める。

條ノ三まで(取締役に対する訴)、

第二百七十二条(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商

法第二百二十二条中「第九十四条第十四條中「前條第一項」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十

九條又ハ第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

について調査することができる。

2 行政庁は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度

において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第三号第一項に「若しくは前條第一項」を加え、「同條第三項」を「第二百四條第三項」に改め、「認める」とは、「」の下に「この法律の目的を達成するために必要な限度において、」を加える。

第三号第一項に「若しくは前條第一項」を「認める」とは、「」の下に「この法律の目的を達成するために必要な限度において、」を加える。

條ノ三まで(取締役に対する訴)、

第二百七十二条(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商

法第二百二十二条中「第九十四条第十四條中「前條第一項」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十

九條又ハ第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

九條又ハ第六号」と、同法第二百八

二条第一項第六号」とあるのは「中

小企業等協同組合法第六十二條

附則

(施行の期日)

1 この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百

六十七号)の施行の日(昭和二十六

年七月一日)から施行する。但し、第十一條第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(定義)

2 この附則において「新商法」とは、商法の一部を改正する法律に

よる改正後の商法をいい、「旧商

法」とは、改正前の商法をいい、「新

法」とは、この法律による改正後

の中小企業等協同組合法をいい、「旧法」とは、改正前の中小企業等協

同組合法をいう。

(原則)

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じ終つた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款及び規約の定並びに契約の條項は、この法律の施行の日から効力を失う。

(解散命令)

5 この法律の施行前に、裁判所が請求を受け、又者は手した旧商法第

五百八條第二項又は第三項に定めた事件及びその事件に関連するこ

れらの規定に定める事件について

は、この法律の施行後もなお從

前の例による。その事件について

な報告書の提出を命じ、その事実

五六十

「療養、助産者ハ蘇生」に改める。

第八條ノ十一第一項中「保険者」を「保険者地方税法ノ規定ニ依リ国民健康保険税ヲ課スル市町村ヲ除ク」に改める。

第八條ノ十二を次のように改める。

第八條ノ十二 保険給付ノ種類、範囲、支給期間及支給額、保険料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金額、徴収方法及減免其ノ他保険給付、保険料及一部負担金ニ関シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第八條ノ十四第三項を次のように改める。

三 国民健康保険税又ハ保険料及一部負担金ニ関スル事項

第八條ノ十五第一項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改め、同條に次の二項を加える。

第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスルコトヲ得禁治産者」を削る。

第三十七條ノ四第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ十一」に改める。

第八條ノ十二を第九章とし、第九章を第十章とし、第七章の次に次の二章を加える。

第八章 診療報酬請求書ノ審査

第四十七條ノ一 保険者ハ社会保険診療報酬審査委員会ニ療養担当者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審査ヲ

診療報酬支拂基金又ハ国民健康保険税ヲ課スル市町村ヲ除ク」に改める。

第八條ノ十二を次のように改める。

第八條ノ十二 保険給付ノ種類、範囲、支給期間及支給額、保険料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金額、徴収方法及減免其ノ他保険給付、保険料及一部負担金ニ関シ必要ナル事項ハ條例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第八條ノ十四第三項を次のように改める。

三 国民健康保険税又ハ保険料及一部負担金ニ関スル事項

第八條ノ十五第一項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ九及第八條ノ十一」に改め、同條に次の二項を加える。

第一項本文ノ規定ニ拘ラズ特別ノ事由アル市ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ在リテハ其ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスルコトヲ得禁治産者」を削る。

第三十七條ノ四第二項中「第八條ノ八及第八條ノ十」を「第八條ノ十一」に改める。

第八條ノ十二を第九章とし、第九章を第十章とし、第七章の次に次の二章を加える。

適用ノ付テハ当該市ノ当該区域ヲ市ノ区域ト看做ス但シ国民健康保険ヲ行フ社團法人ニ付テハ此ノ限

對シテハ都道府県知事ハ旅費、日当及宿泊料ヲ支給スベシ但シ其ノ提出セル診療報酬請求書又ハ診療

診療報酬支拂基金又ハ国民健康保険ヲ行フ社團法人ニ付テハ此ノ限

第五回中第一項を次のように改め、第二項を削り、第三項中「五千円」を「三万円」に改め、「又ハ科

料」を削る。

審査委員会ノ委員又ハ之等ノ職ニ在

リタル者職務上知得シタル医師若ハ歯科医師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ故ナク漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ三万円以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條ノ八 保険者ハ第四十七條ノ二第二項ノ審査ヲ為スニ當リテハ療養担当者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者各七人以下ノ同數ヲ之ニ参加セシムベシ

都道府県ノ区域トセル連合会ハ第四十七條ノ二第二項ノ審査ヲ行フ

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、從前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

第五十二条ノ十八 削除

第五十四条中「第八條ノ十二」を「第八條ノ十三」に改め、第二項の次に次の二項を加える。

第八條ノ十五第三項ノ規定ニ依リ市ノ一部ノ区域内ノ世帯主及其ノ世帯ニ属スル者ヲ以テ被保険者トスル條例ニ付其ノ制定ノ認可アリタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ノ

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法(昭和二十三年法律第

六十八号)の一部を次のように改正する。

第一章中第六條の次に次の二條を加える。

第六條の二 定期的予防接種を受けるべき者が、その定期内に、市町村長以外の者について当該予防接種を受けたときは、十日以内に、第十九條の二の規定による証明書を市町村長に提出しなければならない。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 削除

第九條 疾病その他やむを得ない事故のため定期内に予防接種を受けられることができなかつた者は、その事故の消滅後一月以内に、当該予防接種を受けなければならぬ。

但し、事故消滅の際当該予防接種を受けるべき定期に該当しているときは、この限りでない。

第十九條中「すべての予防接種」の下に「(第六條の二)の規定により證明書の提出を受けた予防接種を含む。」を加える。

第三章中第十九條の次に次の二條を加える。

参議院議長佐藤尚武殿

譲治

第三章中第十九條の次に次の二條を加える。

第十九條の二 予防接種を行つた医師は、予防接種に関する説明書の交付の求があつたときは、正當な理由がなければ、これを拒んではならない。

第十六條第三項の規定は、前項の説明書の交付についてこれを準用する。

第二十條中「第六号」を「第六條」に改める。

第二十三條中「この法律の定めるところにより、」の下に「予防接種を行つたときは、」を加える。

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により 附録に掲載〕

第一章 総則 (この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受け、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に對して照射(撮影を含む)以下同じすることを業とする者をいふ。

第三章 免許、診療エックス線技師及び登録

〔免許〕

〔免許証〕

第六條 免許は、診療エックス線技師に登録することによつて行う。(登録)

第七條 都道府県に診療エックス線技師簿を備え、氏名、本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者は、田籍名)、登録年月日その他免許に關し省令で定める事項を登録する。

第八條 都道府県知事は、免許を與えたときは、免許証を交付する。

第九條 都道府県知事は、免許証を失い、又は破損した者に対して、その申請により免許証の再交付をすることができる。

第十條 都道府県知事は、当該処分を受けた後、失つた免許証を発見したときは、旧免許証を十日以内に、住所地の都道府県知事に返納しなければならない。

第十一條 免許を與えた者は、一年以下の懲役又は一円以下の罰金に処する。

第十二條 診療エックス線技師が第四條(絶対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。

第十三條 診療エックス線技師が第五條(絶対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。

第十四條 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地及び後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

第十五條 診療エックス線技師が死亡し、又は失そらの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)による死亡又は失そらの届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第十六條 診療エックス線技師は、業務停止の処分を受けたときは、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

第十七條 診療エックス線技師試験(第十七條第一項)の結果を公表する。

第十八條 診療エックス線技師試験(第十八條第一項)の結果を公表する。

第十九條 診療エックス線技師試験(第十九條第一項)の結果を公表する。

第二十條 都道府県知事は、前項の規定による処分に違反して業務を行つた者は、一万円以下の罰金に処する。(罰金)

第二十一条 都道府県知事は、前條第一項又は第二項の処分をしようとするときは、处分の理由並びに聽問の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聽問を行わなければならぬ。

第二十二条 聽問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために証明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

第二十三条 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。(住所の変更届)

第二十四条 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地及び後の住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十五条 診療エックス線技師が死

亡し、又は失そらの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)による死亡又は失そらの届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第二十六条 診療エックス線技師は、業務停止の処分を受けたときは、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

第二十七条 診療エックス線技師試験(第二十七条第一項)の結果を公表する。

第二十八条 診療エックス線技師試験(第二十八条第一項)の結果を公表する。

第二十九条 診療エックス線技師試験(第二十九条第一項)の結果を公表する。

第三十条 診療エックス線技師試験(第三十条第一項)の結果を公表する。

第三十一条 診療エックス線技師試験(第三十一条第一項)の結果を公表する。

第三十二条 診療エックス線技師試験(第三十二条第一項)の結果を公表する。

(氏名等の変更届)

第三十三条 診療エックス線技師は、その氏名又は本籍(日本の国籍を有しない者)を変更したときは、免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者については変更後の国籍を証明する書類)を添えて、三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条 前項の場合には、診療エックス線技師簿を訂正の上免許証を書き換えて交付する。

第三十五条 第二項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。

第三十六条 第二項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第三十七条 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。

第三十八条 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第三十九条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十一条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十二条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十三条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十四条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十五条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十六条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十七条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十八条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

第四十九条 前項の規定に違反した者は、五千元以下の過料に処する。

(登録)

第五十条 登録することによって行つて行う。

第五十一条 都道府県知事は、前條第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聽問の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聽問を行わなければならぬ。

第五十二条 聽問においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために証明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

第五十三条 前項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。

第五十四条 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地及び後の住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十五条 診療エックス線技師が死

亡し、又は失そらの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)による死亡又は失そらの届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第五十六条 診療エックス線技師は、業務停止の処分を受けたときは、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

第五十七条 診療エックス線技師試験(第五十七条第一項)の結果を公表する。

第五十八条 診療エックス線技師試験(第五十八条第一項)の結果を公表する。

第五十九条 診療エックス線技師試験(第五十九条第一項)の結果を公表する。

第六十条 診療エックス線技師試験(第六十条第一項)の結果を公表する。

第六十一条 診療エックス線技師試験(第六十一条第一項)の結果を公表する。

第六十二条 診療エックス線技師試験(第六十二条第一項)の結果を公表する。

第六十三条 診療エックス線技師試験(第六十三条第一項)の結果を公表する。

第六十四条 診療エックス線技師試験(第六十四条第一項)の結果を公表する。

第六十五条 診療エックス線技師試験(第六十五条第一項)の結果を公表する。

第二章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受け、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に對して照射(撮影を含む)以下同じすることを業とする者をいふ。

第三章 免許、診療エックス線技師及び登録

〔免許〕

〔免許証〕

第三章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受け、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に對して照射(撮影を含む)以下同じすることを業とする者をいふ。

第三章 免許、診療エックス線技師及び登録

〔免許〕

〔免許証〕

第四章 業務

(この法律の目的)

第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受け、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に對して照射(撮影を含む)以下同じすることを業とする者をいふ。

第三章 免許、診療エックス線技師及び登録

〔免許〕

〔免許証〕

第五章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第六章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第七章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第八章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第九章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十一章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十二章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十三章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十四章 附則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、昭和二十六年三月三十一日参議院会議録第三十四号(その二)の規定による改正する法律案外三件

第十五章 附則

(この法律の目的)

(省令への委任)
第十六条 この法律に規定するもの
の外、免許の中請及び診療エック
ス線技師等に関する必要な事項
は、省令で定める。

第三章 診療エックス線技師

試験

(試験の目的)

第十七条 診療エックス線技師試験
は、診療エックス線技師として具
有すべき知識及び技能について行
う。

(試験の実施)

第十八条 診療エックス線技師試験
は、厚生大臣が行う。

(試験委員)

第十九條 診療エックス線技師試験
の問題の作成、採点その他診療エ
ックス線技師試験の実施に関する
必要な事項をつかさどらせるた
め、厚生省に診療エックス線技師
試験委員を置く。

2 診療エックス線技師試験委員
は、診療エックス線技師試験に
関する者のうちから、厚生大臣
が任命する。

3 前二項に定めるものの外、診療
(受験資格)
エックス線技師試験委員に関し必
要な事項は、政令で定める。

第十條 診療エックス線技師試験
は、左の各号の一に該当する者で
なければ受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法
律第二十六号)第五十六條第一
項(大学への入学資格)の規定
により大学に入学することがで
きる者で、文部大臣が指定した
学校又は厚生大臣が指定した診

療エックス線技師養成所におい
て二年以上診療エックス線技師
として必要な知識及び技能の修
習をおえたもの

二 外国で診療エックス線技術に
関する学校若しくは養成所を卒
業し、又は外国で診療エックス
線技師免許に相当する免許を受
けた者で、厚生大臣が前項に掲
げるものと同等以上の学力及び
技能を有すると認めたもの

(不正行為の禁止)

第二十一条 診療エックス線技師試
験に關して不正の行為があつた場
合には、その不正行為に關係ある
者についてその受験を停止させ、
又はその試験を無効とするこ
とができる。この場合において
は、なお、その者について期間を
定めて診療エックス線技師試験を
受けることを許さないことができ
る。

(試験手数料)

第二十二条 診療エックス線技師試
験を受けようとする者は、省令の
定めるところにより、試験手数料
を納めなければならない。

(省令への委任)

第二十三條 この法律に規定するも
のの外、試験の科目、受験手続そ
の他診療エックス線技師試験に
して必要な事項及び第二十條第一
号の学校又は診療エックス線技師
養成所に関する必要な事項は、省
令で定める。

第四章 罰金

第二十四条 医師、歯科医師又は診
療エックス線技師等を人体に對
して照射した者は、一万円以下の
罰金に処する。

第二十五条 診療エックス線技師で
なければ、診療エックス線技師と
いう名稱又はこれに紛らわしい名
称を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、五
千円以下の罰金に処する。

3 前項の規定に違反した者は、
(業務上の制限)

第二十六条 診療エックス線技師で
は、医師又は歯科医師の具体的な
指示を受けなければ、エックス線
を人体に対して照射してはなら
い。

2 診療エックス線技師は、病院又
は診療所以外の場所においてその
業務を行つてはならない。但し、左
に掲げる場合はこの限りでない。
一 医師又は歯科医師が診察した
患者について、その医師又は歯
科医師の指示を受け、出張して
照射をする場合

二 多数の者の健康診断を一時に
行う場合において、医師又は歯
科医師の立会のもとに照射をす
ること。

3 前二項の規定に違反したとき
は、一万円以下の罰金に処する。

4 第一項の規定に違反した者は、
(施行期日)

5 都道府県知事は、第三項に規定
する者が第四條(絶対的欠格事由)
各号各号の一又は第五條(相對的
欠格事由)各号の一に該当するに
至つたときは、その業務を禁止す
れども、又は當該職員に照射録を
提出させ、又は当該職員に照射録を
検査させることができる。

6 前項の規定によつて検査に從事
する職員は、その身分を證明する
証票を拂帶し、且つ、関係人の請
求があるときは、これを呈示しな
ければならない。

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二
月三十一日までの間に、第二項の
届出をした者に對して、特に試験
を行う。この場合には、第十八條
(診療エックス線技師試験の実施)
及び第二十一條(不正行為の禁止)
の規定を準用する。

8 前項の試験に關して必要な事項
は、省令で定める。

9 都道府県知事は、第七項の試験
(免許の特例)

に合格した者に対し、第三條(免
許)の規定にかかわらず、診療エ
ックス線技師の免許を與えること
ができる。

10 厚生省設置法(昭和二十四年法
(業務の暫定的継続))

療エックス線技師でなければ、エ
ックス線を人体に對して照射する
ことを業としてはならない。

1 興射を受けた者の住所、氏
名、性別及び年齢

2 前項の規定に違反した者は、一
年以下の懲役又は一万円以下の罰
金に処する。

3 照射の年月日

4 前項に規定する者については、
第二十六條(業務上の制限)及び第
二十七條(照射録)の規定を准用
する。

5 都道府県知事は、第三項に規定
する者が第四條(絶対的欠格事由)
各号各号の一又は第五條(相對的
欠格事由)各号の一に該当するに
至つたときは、その業務を禁止す
れども、又は當該職員に照射録を
提出させ、又は当該職員に照射録を
検査させることができる。

6 前項の業務禁止の処分に違反し
た者は、一年以下の懲役又は一万
円以下の罰金に処する。

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二
月三十一日までの間に、第二項の
届出をした者に對して、特に試験
を行う。この場合には、第十八條
(診療エックス線技師試験の実施)
及び第二十一條(不正行為の禁止)
の規定を準用する。

8 前項の試験に關して必要な事項
は、省令で定める。

9 都道府県知事は、第七項の試験
(免許の特例)

に合格した者に対し、第三條(免
許)の規定にかかわらず、診療エ
ックス線技師の免許を與えること
ができる。

10 厚生省設置法(昭和二十四年法
(業務の暫定的継続))

をするまでの間、同項の届出をし
た者は、その届出をした後昭和三十
一年十二月三十一日までの間、第
二十四條(禁止行為)の規定にか
かわらず、第二條の業務を行つこ
とができる。

律第百五十一号の一部を次のよう
に改正する。

第五條中綴
男を加える

第五條中第三

三十七の二 診療エッセス線技師

の試験を行ふ」と

〔河崎ナツ君登壇、拍手〕
○河崎ナツ君 只今上程されました船員保険法の一部を改正する法律案外三案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

法律について申上げます。

て、その主眼とするところは、養老年金支給額の増額を図らうとする事であります。即ち現行法によりますと、養老年金の額の計算の基礎となる平均標準報酬月額は被保険者であつた期間の全期間の平均標準報酬月額となつておられます。が、これにより計算した養老年金の額は、他の年金給付による寡婦年金、鳏夫年金及び遺児年金と比較いたしまして甚だしく、不均衡を生ずることとなりますので、養老年金の額を適正な額とするために、その計算の基礎となる一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額を昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間において均標準月額に改め、この場合においても養老年金の額が二万四千円を超えるときは、これを二万四千円に抑えることいたしております。その他、厚生年金保険法の関係條文との調整をいたしましたのであります。以上が本法案の改正の主眼点でございます。

厚生委員会におきましては、本案の審議に当りまして種々質疑応答がありましたが、その一二について申上げますと、上條委員から、船員は危険な職務に従事するにかかわらず、その養老年金の額を二万四千円で抑えるのは余りに過過ぎると思うがどうか。又養老年金額の計算の基礎となる平均標準報酬月額のとり方について、社会保険審議会から厚生大臣の諮問に応じて申上げたところによると、昭和二十一年十二月一日以後の期間を基礎とすることになつて、提案者並びに厚生省専務當局から、養老年金の額を二万四千円で抑えたのは、現在の保険給付の実状及び保険料率等との見合いの上、この程度が適当と考えたからである。又平均標準報酬月額について昭和二十一年十二月一日以後の期間を基礎とするに失しますので、この際、戦後初めて標準報酬を改訂したところの昭和二十一年四月一日以後の被保険者であるとの答弁でございました。その外期間の平均標準報酬月額とした次第ですが、詳細は速記録によつて御了承を願います。

保険者であつた期間の平均標準報酬月額とする。二、養老年金の額を最高一万四千円に制限しないことの二点であります。他の委員もこれに同調されましたがので、右の事項を要望することにいたしまして、採決の結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に国民健康保険法の一部を改正する法律案について申上げます。

本案も衆議院提出の法案であります。御承知の通り、国民健康保険法は昭和十三年に実施されて以来、急速に普及発達いたし、今や社会保障制度の一環として、ますへその重要性を加え、現在保険者数五千百、被保険者数二千五百万人に達しておりますが、今回更に国民健康保険の運営を適正且つ合理的ならしめるため所要の改正をいたさんとするものであります。改正案の要点の第一は、国民健康保険の診療報酬審査委員会を設置することとし、な保険者の自己審査及び都道府県を区域とする連合会に対し審査の委託をなし得る規定を設けようとするのであります。第二点は、特別の事由のある市において公営企業で国民健康保険を行ひ得る途を開くこととすることといたします。第三点は、一部負担金を療養担当者の窓口で支拂うこととし、又特別の事由のある者は、その市の一部の区域において公営企業には一部負担金を減免する等の措置を講じ得ることといたしております。第四点は、今回地方税法の改正により、国民健康保険の行う市町村は、保険料

に代えて国民健康保険税を課し得ることとなりますので、これと関連して保険料に関する規定を整理しようとすることがあります。以上がこの改正案の要点であります。

厚生委員会におきましては、診療報酬点数の問題、審査機構の問題、一部負担金の窓口拂の問題その他に關して熱心な質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて討論省略の上、採決いたしました結果、本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に予防接種法の一部を改正する法律案について御報告申上げます。

先ず本法案の提出理由は、予防接種法は昭和二十三年第二国会において制定されまして、今日まで伝染病予防対策上重要な役割を果して來たのであります。現行法におきましては、定期の予防接種は必ずしも市町村長の行うものを受けなければならないことになつてゐたのであります。これは、當時としては新らしい制度であり、予防接種の普及を確実に行うため市町村長の行うものだけに限定し、体系の複雑化を避けたのであります。が、今日、予防接種の普及に伴いまして、市町村長のみにとどまらず、一般医師の接種をも法律上有効なものと認めるよう改正して、國民の便宜を圖ることとしたのであります。

以上が本法案の概要であります。厚生委員会におきましては、予防接種法を一層普及徹底するために改正されました。本法案は極めて適切なる立法と認められまして、質疑及び討議を省略いたしまして、本法案の採決に入り、原案

通り全会一致を以て可決すべきものと
決定いたしました次第であります。
次に診療エックス線技師法案について
御報告申上げます。
この法案は本院各議員はか六名に
よる議員提出法案であります。先ず提
案理由について簡単に申上げます。診
療エックス線の業務に従事する者の資
格を定めて、その資質の向上を図ると
共に、その業務が適正に運用されるよ
う規律する必要があるためであります。
次に本法案の内容について概要を申
上げます。先ず第一に、エックス線の
照射は、これに関する十分な知識と熟
達した技術とを有する者によつて行わ
れなければ、人体に恐るべき障害を起
させる危険の大きいものであります
で、かような危害を防止いたしました
めに、エックス線を人体に照射する業
務は免許を受けた者でなければ行うこと
ができるないことと、その免許は一定
の国家試験に合格した者に対するでな
ければ與えられないこととなつております。
なお、その受験資格といったしま
して、高等學校卒業の後、更に二年間
エックス線に関する知識技能の修習を
終えたことを必要とすることに規定いたしておられます。これに関連して、現
在業務に従事している者及び過去にお
いて三年間の業務経験を有する者に対
しましては届出制をとつた上、暫定的
に五年間を限つてその業務の继续を認
め、その間に届出者に対する試験を行
うことによつて新制度へ移行させるよ
ういたしております。

みが行い得る診断の分野にまで入ることがないよう、診療の補助者としての性格を明確にいたしております。即ちエックス線照射を行なうには、必ず医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければならぬこととし、又その業務は従事する場所を原則として病院又は診療所内に限ることとして、その業務が常に医師の監督下に行われるよう規定いたしております。又エックス線照射に関する指示を與えた医師又は歯科医師の署名を受けさせることとしているのであります。

以上が本法案の大要であります。

本法案は七名の原生委員の発議であります。

よりして、従来より十分研究いたして

おりましたので、厚生委員会において

は質疑並びに討論を省略して本法案の

採決に入りましたが、原案の通り全会

一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。先

づ船員保険法の一部を改正する法律案

及び予防接種法の一項を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に診療エック

ス線技師法案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 権員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業エック

ス線技師法案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 権員起立と認め

ます。よつて本案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業協同組合及

業法等の一部を改正する法律案(衆議院提出) を議題といたします。

先づ委員長の趣旨を求めます。水産

委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 日程第十九、漁

業法等の一部を改正する法律案(衆議

院提出) を議題といたします。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。先

づ船員保険法の一部を改正する法律案

及び予防接種法の一項を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致を以て可

決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に漁業法等の一部を改正する法律案

、以上両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長起立〕

俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)若しくは特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

年額	恩給年額の計算の基礎となる つてはいる俸給	前二項の規定による恩給年額	
		改定は、裁定庁が受給者の請求を 待たずに行なう。	附則別表第一号表
三八、二一〇八円	四六、一〇〇四円	四六、一〇〇四円	四六、一〇〇四円
三九、三〇〇	四八、〇〇〇	四九、八〇〇	四九、八〇〇
四〇、四二八	五一、六〇〇	五一、六〇〇	五一、六〇〇
四一、五九二	五三、四〇〇	五三、四〇〇	五三、四〇〇
四二、七八〇	五五、二〇〇	五七、〇〇〇	五七、〇〇〇
四四、〇〇四	五六、八〇〇	六〇、六〇〇	六〇、六〇〇
四五、二六四	六二、四〇〇	六四、二〇〇	六四、二〇〇
四六、五六〇	六六、〇〇〇	六八、四〇〇	六八、四〇〇
四七、八九二	七〇、八〇〇	七〇、八〇〇	七〇、八〇〇
四九、二六〇	七三、二〇〇	七五、六〇〇	七五、六〇〇
五〇、六七六	八〇、四〇〇	八二、八〇〇	八五、二〇〇
五二、一二八	八八、〇〇〇	八七、六〇〇	八七、六〇〇
五三、六一六	九〇、〇〇〇	九三、六〇〇	九三、六〇〇
五五、一五二	九〇、〇〇〇	九七、二〇〇	九七、二〇〇
五六、七二四	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
五八、三五六	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六〇、〇二四	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六一、七四〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六三、五〇四	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六五、三一八	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六七、二〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
六九、二二〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
七一、一〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
七三、一二八	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
七五、二二八	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
七七、三七六	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
七九、五九六	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
八一、八七六	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
八四、二一六	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
八六、六二八	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇

八九、一一一	一一三、四〇〇
九一、六五六	一二六、〇〇〇
九四、二八四	一二九、六〇〇
九六、九八四	一三三、二〇〇
九九、七五六	一三六、八〇〇
一〇二、六一二	一四〇、四〇〇
一〇五、五五二	一四五、二〇〇
一〇八、五六四	一五〇、〇〇〇
一一一、六七二	一五四、八〇〇
一四、八七六	一五九、六〇〇
一八、一六四	一六四、四〇〇
二一、五四八	一七〇、四〇〇
二五、〇二八	一七六、四〇〇
二八、六〇四	一八二、四〇〇
三三、二八八	一八八、四〇〇
三六、〇六八	一九四、四〇〇
三九、九六八	二〇〇、四〇〇
四三、九七六	二〇六、四〇〇
四八、〇九二	二一一、四〇〇
五一、三四〇	二一九、六〇〇
五六、六九六	二二六、八〇〇
六一、一八四	二三三、〇〇〇
六五、七九二	二四一、二〇〇
一七、五四四	二四九、六〇〇
一七五、四二八	二五八、〇〇〇
一九六、三八〇	二九一、六〇〇
二〇一、〇〇八	二六六、四〇〇
二一九、八四〇	二七四、八〇〇
二三九、一八〇	二八三、二〇〇
二六〇、四〇〇	三七二、〇〇〇
二八三、四四〇	四四四、〇〇〇

(イ) 稽書官又はそ の遺族の恩給		附則別表第二号表
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額	
一三二、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円	(ロ) 稽書官又はそ の遺族の恩給以外 の恩給
一四〇、〇〇〇円	一九一、〇〇〇	
一五九、二〇〇	二一六、〇〇〇	
一五六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
一六八、〇〇〇	二六四、〇〇〇	
一八〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇円	
二三六、〇〇〇	三八八、八〇〇	
二六四、八〇〇	四一〇、四〇〇	
二八四、〇〇〇	四三一、〇〇〇	
三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
四一〇、〇〇〇	五一六、〇〇〇	
四一〇、〇〇〇	五四〇、〇〇〇	
四一〇、〇〇〇	五七六、〇〇〇	
七二〇、〇〇〇		

			造幣局	一、九七一人
			印刷局	八、七五七人
文部省	本省 文化財保護委員会	六四、三七四人	一八六、四八八人	うち六二、六〇〇人は、立学校の職員とする。
厚生省	本省 引揚援護局	四五、一六六人	四一〇人	
農林省	本省 食糧局 林野局 水産局	二八、八一二人 三一、二五六人 二三、八〇一人 四七、五二五人	四七、五二五人	
通商産業省	本省 資源局 工業技術局 特許局 中小企業局	一〇、五八三人 六二八人 四、六九六人 六九五人 二〇四人	八五、二二七九人 一、四一〇人	
鉄道省	本省 計	一六、八〇六人	一四、七九〇人	
船舶労働委員会	本省 計	五九人		

			海上保安庁	一三、二七四人
			海難審判庁	九三三人
運輸省	本省 航空厅	二五九、八七四人	四八〇人	
郵政省	本省 計	一五二、八七四人	二八、六九六人	
電気通信省	本省 計	一一、五六五人	九九人	
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専賣公社地方調停委員会 五八人	一九人	一五人	
建設省	本省 本部 物価局 経済調査局 外資委員会	一〇、八三九人 八二三三人 一二三五人 二、五四三人 一六人	一一、八〇二人	
經濟安定本部	本省 計	三、六一七人	八八七、二七七人	
合	計			

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 政正後の行政機關職員定員法第二條第一項の規定にかかるべき事務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができることにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、整備処理事業費、特殊財産処理附帶事務費、賠償施設処理事業費の支弁に係る事務並びに前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

5 賠償施設処理附帶事務費及び賠償施設による賠償事業費の支弁によつて管

理され、いた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である国有財産となつた場合におけるその財産の管理及び処分の事務に従事させるため、各行政機関を通じて三千五百五人以内の職員を置くことができる。

6 商産業省の本省の職員の定員は、一万一千百六十六人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一萬四千八百九十人とし、経済安定本部の本

部の職員の定員は、八百四十人とし、物価局の職員の定員は、二百八十七人とする。

7 各行政機関においては、改正後の行政機関職員定員法第二條の規定による定員(前項の規定が適用される場合においては、同項の規定によつて置くことができる定員とする)をこえる員数の職員は、昭和二十六年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができ

る。

8 [審査報告書は都合により附録に掲載]

9 運輸省設置法等の一部を改正する法律案

10 右の内閣提正案に本院においてこれを可決した。

11 よつて国会法第八十三條により送付する。

12 昭和二十六年三月二十七日

參議院議長佐藤尚武殿

法律案

運輸省設置法等の一部を改正する法律

第一條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次

のよ^うに改正する。

二條〔〕を削る。

第四條第一項第三十二号の次に
次の二号を加える。

三十二の二 鉄道公安職員を指

名及び鐵道公安職員の搜査に関する職務を監督すること

240

第四條第一項第四十四号の次に
次の二号を加える。

四十四の二 國際觀光事業を助

四十四の三 通訳案内業の試験

を行なうこと。

備を図るため、ホテル及び旅

館を遊覧する。アーヴィング。

第四條第一項第一号中「船舶運
營会」を「商船管理委員会」に、

同條同項第二号を次のように改め

二、外航船舶の使用に關し、承

卷之三

第四回第一項第二号のよう
に改める。

三 削除

第六條第二号中「船舶運営会による期間より船料を除く。」を削る。

第十五條の次に次の二條を加える。

(審理官)

第十五條の一 次條の公聽会を主宰して事実の審理を行わせ、その他運輸審議会の事務を補助させるため、運輸審議会に審理官を置く。

2 審理官は、運輸省の職員のうちから、運輸大臣が命ずる。

第十六條の次に次の五條を加える。

(公聽会の主宰)

第十六條の二 公聽会は、運輸審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要な場合において運輸審議会が公聽会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聽会を主宰させることを妨げない。(報告書の作成)

第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、公聽会の審理によつて知ることができた事実を報告書として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。

(報告書の提示)

第十六條の四 運輸審議会は、前條の報告書を運輸審議会の定め

第六條の五 前條の報告書の提示を受けた利害関係人は、報告書に誤があると認めるときは、その提示を受けた日から十五日以内にその旨の申立をすることができる。

(申立)

第六條の六 運輸審議会は、前條の申立を審査して、報告書に誤があつて運輸審議会の決定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再び公聽会を開かなければならぬ。

第十八條第一項中「運輸審議会の決定」を「運輸審議会の決定及び第十六條の三の報告書」に改める。

第二十三條第二項第二号中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改める。

第二十四條第一項第一号を次のよう改める。

第二十七條第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 削除

第二十七條第一項第五号を次の
よう改める。
五 鉄道公安機員の指名及びそ
の職務の監督並びに鉄道司法
警察に關すること。
第三十四條第一項中「兵庫県武
庫郡本庄村」を「神戸市」に改め
る。
第三十八條第一項の表中期間
、
よ、
ら
料
審
議
会
の
項
を
削
る。
第五章を削る。
第二條 國家行政組織法（昭和二十
三年法律第二百二十号）の一部を次
のよう改定する。
別表第一公團の欄中「船舶公團」を
削る。
附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 航運審議会の行う公團会は、運
輸省設置法の改正後の第十六條の
二の規定にかかわらず、昭和二十
七年三月三十一日までは、運輸審
議会の指名する委員が主宰するこ
とができる。
〔河井彌八君登壇・拍手〕
○河井彌八君 只今上程せられました
法律案四件、これの内閣委員会におけ
る審査の経過並びに結果を御報告申上
げます。

恩給法の一部を改正する法律案、この法律案は衆議院の答案にかかるものでありますて、内閣委員会におきましては、委員会を開くこと二回、昨日全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。

國家公務員の俸給、給與の額が、先に給與法令の改正に伴いまして増額せられたのであります。これに伴いまして恩給年額を改定すると共に、恩給の多額所得による普通恩給の一部停止の基準となる金額の水準をば、普通恩給金額の増加と経済事情の推移に鑑みまして、これを引上げる必要があります。もう一つ恩給法と恩給法臨時特例の規定の統合整備を行い、又、公務員制度等諸制度の改正に伴いまして恩給法に所要の改正を加えるというのが此案を提出いたしました理由であります。

本案の改正の要点を簡単に説明申上げますれば、その第一点は、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されている恩給年額の増額改定に関するものであります。昭和二十六年一月一日から國家公務員の給與法令が改正せられまして、公務員の給與が引上げられました結果、今年の一月一日以後に退職する公務員の恩給金額は、それより前、即ち一月一日前に退職した公務員の恩給金額よりも高くなつておるのであります。この不均衡を調整いたしますために、現行給

きまして、その推定された俸給に相当する金額を基礎といたしました場合の恩給年額にこれを改定いたしまして、本年一月一日分から増額改定された恩給を支給して、恩給支給の水準を統一調整いたそろとするのであります。第二点はいわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行の恩給法臨時特例によりますと、普通恩給年額三万円以上で、恩給外の所得年額二十万円を超える者につきまして、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額に応じまして、普通恩給の一部を停止することになつておるのでありまするが、この法律案によりまするとして、現行給與法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が増額改定されることになりまするところ、最近の経済等の諸般の情勢の推移に鑑みまして、この基準金額の水準を引上げ、普通恩給年額五万円以上で、恩給外の所得年額二十五万円を超える者につきまして、現行法のよくなつておるのであります。その第三点は、恩給法臨時特例を廃止いたしまして恩給法の規定を整備するための改正であります。恩給制度に関しましては、恩給法とは別に、昭和二十三年に閣

給法臨時特例が制定せられまして、新
たに確立を見るに至りました今日におきま
しては、増加恩給年額その他恩給金額
の計算等に関する恩給法の規定は、現
行法のままでは存在の意義を失うに至
つたので、これらの規定をばこれに伴
する恩給法臨時特例の規定と書き換える
趣意を以て、恩給法の規定を整備いた
しまして、恩給法臨時特例はこれを廢
止することいたしました。

大体以上がこの法律案の改正の主な
点であります。このほかに、なお、議
制度の改革に伴いまして、例えば教育
職員、待遇職員又は公務員に準すべき
者等に関する不要となつた規定の削
除、整理、或いは国家公務員制度の改
革に伴うところの恩給法上の公務員た
る文官の意義に関する所要の註釈的の
改正、或いは又は監察職員の職名の
変更及び看守部長設置規定の改正に伴
う警察監察職員の定義に関する字句の
修正等のような簡単な改正が加えら
れておるのであります。そうして、この
改正法律案は本年の四月一日から施行
せられることになつておるのであります
す。

委員会におきましては熱心な質疑応
答が重ねられたのでありまして、その
結果明らかになつた主な点を申上げま
す。その一つは、公務員の給与水準が
本年一月から上りましたのに応じて四

和二十六年百九十二万十一億七千のあります。このれは、このによつて本のありますのであります。このは全部このに支拂われるのであるのである。このは全部このに支拂われるのであります。

たしまして討論が立案せられたのであります。新恩給法は公金で支拂成したのであると、いふ意旨です。

改正法律案が公金で恩給受給者の年金の支拂成したと云ふことをうなづくべきものと認定するに至りましたと云ふべき事実を述べます。

やはり衆議院の審査の経過を述べておきたいと思います。内閣は審査するため、又電気通信局と一回開いたのを致を以て可決を下すところは、

この法律案の審査員長及び委員会の服務の状況について、

する必要があると認められました。この

監理委員会は昨年の六月一日に監理委員会設置法によつて明瞭かつ定せられておるのみならず、更に法律によりまして、國家公務員定める服務の根本基準、職務に対する義務、政治的行為の制限等の適用を受けておるのであります。次に委員長及び委員の服務の状況に関するのに、事実上常勤の状態でのみならず、委員会の所掌事務のから現在極めて繁忙の状態にあります。この繁忙の状態は将亘つても継続するものと予想せらるであります。そのように、この食及び委員は、その職務の性質との状況とが一般公務員と格段の差ないものであるにもかかわりませ現行の法制上におきましては、恩賞上の官吏であることが明らかでなく、恩給を受ける権利がないといふことになつております。この法律案のような不合理を除しまして、電波委員会の委員長及び委員に対しても、委員長及び委員をば恩給法十條に規定する文官とする旨を規定するものであります。この改

正法律は電波監理委員会が設置せられた
ました昨年六月一日から適用すると
いうことになつておるのであります。
内閣委員会におきましては、電波監
理委員会の委員長及び委員の性質等か
ら見まして、これを恩給法第二十條に
規定する文官とすることが妥当である
と認めまして、討論を省略いたしまし
て、全会一致を以て可決すべきものと
議決いたしましたのであります。
次に行政機関職員定員法の一部を改
正する法律案について御報告を申上げ
ます。
この法案につきましては委員会を開
くこと「予備審査」と共に三回であります。
す。昨日全会一致を以て可決すべしも
のと議決いたしました。この案の提案
の理由及び法律案の内容について簡単
に申上げます。
本案は昭和二十六年度予算の内容に
即して、行政機関の職員の定員を改正
せんとするものであります。即ち一方
におきましては、経済統制の解除等に
よるところの事務の減少乃至廃止に伴
つて定員を縮減すると共に、他方にお
きましては、電気通信、海上保安、主
要食糧配給及び失業保険等の業務、國
立医療機関、國立学校及び矯正保護機
関の運営等について必要な増員を行ひ
まして、行政機関全般の定員について
適当なる配分を行おうとするものであ
ります。この改正点の主なるものは四
つあるのであります。

第一には、總定員額におきまして八十七万五千八百三十三人であつたものが八十八万七千二百七十七人となりまして、差引一万千四百四十四人の増加となるのであります。その主要な増減の内訳を申上げますと、先ず定員減の主なものといたしましては、經濟統計調査關係が三千八百九十六人、農林統計調査關係が千四百八十人、國稅徵收關係が五百人、電波監理業務關係が五百十九人、及び引揚援護業務關係が三百三十二人等であります。又定員増の主なものといたしましては、電信電話施設の拡充によるものが一万四百三十一人、海上保安關係一千三百三十四人、食糧配給全國廢止に伴う食糧配給事務の増加によるもの千七百三十五人、失業保険業務關係千五百四十三人、國立結核療養所の職員千三百四十四人、密貿易の取締關係が千一人、國立學校關係の職員七百五十三人、並びに監獄及び少年院の職員七百三人等、これが定員増となつておるのであります。

つきましては二百人以内という限度があつたのであります。

第三には、終戦処理事務費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきましては、その数を現行の二千四百七十六人から三千五十五人に加いたしましたが、これは主として防空保安施設の維持運営に從事する職員の定員をここに振替えたからであります。

第四に、定員減少に伴う措置といしまして、先づ一律に二ヶ月の猶予期間を設けて、六月三十日までは新定員を超える員数の職員をば定員のはかに置くことができるということにしてました。更に統制経済の解除の關係今まで、比較的多數の減員が行われますと林省、通商産業省、運輸省及び経済安定本部につきましては、九月三十日までの間は新定員を超える員数の職員を定員外に置くことを認めることとしまして、事實上その整理をば九月半日まで延期する措置をとつておるのであります。これが改正法案の主要な点でありますするが、この改正法は昭和十六年四月一日から施行せられることになつております。

内閣委員会におきまして本案の審査の結果明らかになりました点を簡単に申上げます。總定員の数におきまして一万一千四百四十四人増加となるのであるが、この中には定員法の改正によらずして政令を以てすでに増加

してはいる職員数が電気通信省の本省において一千百九十九人、税關の特派吏の数二百人が含まれておるのでありますから、今回の定員法の改正について実際に増加する定員の数は九千十五人であります。大体一%の増員合であるということであります。政府においては、国民の輿論に副うたにも行政機構を合理的に且つでき得限り簡素化するという方針で進んだ結果、一般の行政機関においては却つ減少しているけれども、特定の行政機関においては定員増の必要が出て来るので、全体としては只今申した約九千人の増加となつておるという説明であります。而してこの特定の行政機関定員増加は實に必要むを得ざる増であることを説明したのであります。更に又この改正については、大蔵省をば行政管理庁において慎重に検討いたしました結果、個々の行政機関の定員については配分において若干変更を定いたしました。行政機関の職員の定員についても、その他のときましに加えただれども、その他におきましは大体において適当と認めたのであります。總務においては大蔵省の査定から、總務においては大蔵省の査定より定員改定に入れたといふ説明であります。

官に由り政務課長が、このようないくつかの傾向に對しては政府は如何なる態度を以て臨むつもりであるかという質問があつたのであります。これに対する政府の答弁は、行政簡素化の綱に沿つてできるだけ不要な人員を削減することは今後においても一貫した政府のとる方針である。併し情勢によつて實に必要止むを得ない部面においては増員することも止め得ないだらうという考え方であると申述へたのであります。更に農林省の統計調査事務所の定員の減少についても止むを得ないだらうといふ考へであると申述へたのであります。更に農林省の統計調査事務所の定員を二千名近くも減少させるのは甚だ遺憾なことである。このように縮減した理由は何であるかということ、又統計調査の事務は人手不足であつて、事務の運営の上に困難を來しているのが現状であるから、定員を増加すべきであるにもかかわらず却つて減少せしめたのは遺憾である。それ故に事務はますゞ過重となり、超過勤務の必要が更に加わつて来ると思うが、これに対し手当等をも政府は考えておるかどうかといふ質問があつたのであります。これに対する政府の答弁は、主食供出に関する事務量割合が事後割当に変つたこと、更には「いも類、雑穀等二十二品目の統制」が廢止せられたこと等のために事務量は減少するであろうから、その定員を縮減したのである。而してこの程度の定員減であれば何ら支障は起らないも

且つ、その薬効が公定規格に適合している当該種類の他の農業の薬効に比して劣るものであるとき。

第四條第二項中「農業資材審議会の議決を経て」を削る。

第六條を次のように改める。
(登録を受けた者の義務)

第六條、第二條の登録を受けた者は、登録票を製造業者にあつては、登録票を輸入業者にあつては、登録票をその他の製造場に、輸入業者にあつては、登録票を主たる製造場に、輸入業者にあつては、登録票を主たる事務所に備え付け且つ、その写をその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならぬ。

第二條の登録を受けた者は、同

第三條第一号又は第三号から第九号までの事項中に変更を生じたときは、その変更を生じた後二週間以内に、その理由を附してその旨を農林大臣に届け出、且つ、変更のあつた事項が登録の記載事項に該当する場合にあつては、その書類交付を申請しなければならない。

3 登録票を滅失し、又は汚損した者は、農林大臣にその旨を届け出、その再交付を申請しなければならない。

4 前二項の規定により登録票の書類交付又は再交付の申請をする者は、二百円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納

付しなければならない。

第七條各号を次のように改める。

一 登録番号

二 公定規格に適合する農業にあつては、「公定規格」という文字

三 登録票に記載された農業の種類、名称、物理的化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量

四 内容量

五 適合病害虫及び使用方法

六 人畜に有毒な農業について

七 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農業については、その旨

八 貯蔵上又は使用上の注意事項

九 製造場の名稱及び所在地

十、製造業者の製造し、又は加工した農業については、製造年月及び包装年月

十一、製造業者の宣伝等の禁止

十二、販売業者は、その製造し、加工し、輸入し、又は販売する農業の有効成分の含有量又はその効果に関する虚偽の宣伝をしてはならぬ。

十三、登録票を滅失し、又は汚損した者は、農林大臣にその旨を届け出、その再交付を申請しなければならない。

十四、前二項の規定により登録票の書類交付又は再交付の申請をする者は、二百円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納

果に關して誤解を生ずるおそれのある名稱を用いてはならない。

第十二條第一項中「農業資材審議会の議決を経て」及び第三項中「農業資材審議会の議決を経て」を削る。

第十三條中「検査官吏」を「検査官吏その他の関係職員」に改める。

第十四條農林大臣は、製造業者、輸入業者又は販売業者がこの法律の規定に違反したときは、これら

の者に對し、農業の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造業者若しくは輸入業者に係る第二條の規定による登録を取り消すことができる。

第十五條 第十四條の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農業について更に登録を受けることができない。

第十六條 第十四條第一項又は第三項の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするととき、又は第十四條第二項に規定する農業の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、當該農業の販売を制限し、又は禁止することができる。

第十七條第一号中「第七條又は第八條」を「第七條」に改め、同條第一項又は第三項の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするととき、又は第十四條第二項に規定する農業の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするときは、當該農業の販売を制限し、又は禁止することができる。

第十八條第一号中「第六條」を「第十九條中前二條」に改め、同條に次の二條を加える。

六條第二項に改める。

第十九條中前二條を「前二條」に改め、同條に次の二條を加える。

六條第二項に改める。

第十八條第一号中「第六條」を「第十九條中前二條」に改め、同條に次の二條を加える。

六條第二項に改める。

第十九條中前二條を「前二條」に改め、同條に次の二條を加える。

六條第二項に改める。

第十四条の二 農林大臣は、前條第一項の規定により登録の取消をしようとする者に対し、あらかじめ期日、場所及び取消の原因たる事由を通じて、公開による聽聞を行ふ。

い、その者又はその代理人が証明を呈示して意見述べる機会を與えなければならない。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十七条第一号中「第七條又は第八條」を「第七條」に改め、同條第一号中「处分」を「命令又は禁止」に改め、同條第二号を「次のように改める。

九條」を「第七條、第九條又は第十條」に改め、同條第一号中「処分」を「命令又は禁止」に改め、同條第二号を「次のように改める。

第十八条第一号中「第六條」を「第十九條中前二條」に改める。

第十九條中前二條を「前二條」に改める。

者は、この法律の施行の日から起算して六箇月以内に、登録票の書替交付を申請しなければならない。この場合には、第六條第四項の規定を適用しない。

3 前項の者が同項の期間内に書替交付の申請をしない場合には、その登録は、第五條第一項の規定にかかるまで、前項の期間内に書替交付を申請した場合と同様に適用される。

4 この法律の施行前に、改正前の第七條の規定により表示をされた農業に関しては、この法律の施行の日から起算して一年を限り、第七條及び第九條の規定の適用について、なお従前の例による表示をもつて足りる。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

農林漁業資金融通法案

(目的)

農林漁業資金融通法案

(目的)

第一條 この法律は、農林漁業の生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通することを目的とする。

(資金の貸付)

第一條 政府は、前條に掲げる目的を達成するため、改令の定めるところにより、農業、○林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人(以下「農林漁業者」という。)に對し、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる資金を貸付けることができる。

一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金

年五分五厘

年七分

年八分

年八分五厘

年九分五厘

年一割五厘

年十五年

年二十年

年三十年

年四十年

年五十年

年六十年

年七十年

年八十年

年九十年

年一百年

年一百二十年

年一百三十年

年一百四十年

年一百五十年

年一百六十年

年一百七十年

年一百八十年

年一百九十年

年一百百年

年一百二十年

年一百三十年

年一百四十年

年一百五十年

年一百六十年

年一百七十年

年一百八十年

年一百百年

の貸付を受けた者(その者の包括承認人を含む。以下同じ。)は、貸付金についていつでも繰上償還を請求することができる。

4 政府は、前項の規定にかかるわらず、左の各号の一に該当する場合には、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 農地の改良、造成又は復旧に必要な資金

年五分五厘

年七分

年八分

年八分五厘

年九分五厘

年一割五厘

年一割五厘

年十五年

年二十年

年三十年

年四十年

年五十年

年六十年

年七十年

年八十年

年九十年

年一百年

年一百二十年

年一百三十年

年一百四十年

年一百五十年

年一百六十年

年一百七十年

年一百八十年

年一百百年

年一百二十年

年一百三十年

年一百四十年

年一百五十年

年一百六十年

年一百七十年

年一百八十年

年一百百年

年一百二十年

年一百三十年

年一百四十年

年一百五十年

に対する融資は不可能である。併し今後において資金の増加と待つて、これら施設に対しても融資ができるよう努力したいと答えられ、又業務を委託すべき金融機関として都道府県信用農業協同組合連合会を指定することについて、信連は農林中央金庫系統機関の一環として補助的機関とみなすとの意向であり、又今後、資金源として米国対日援助見返資金特別会計からの繰入が困難になつた場合は、その分は一般会計から繰入れることに考えていくと述べられ、農林漁業の育成危難を期するためには、これら産業の現況においては必ず以て補助政策がとられなければならないのであるが、今回融資施設が施行せられることとなれば、金融政策に藉口して補助政策が輕視抑制せられるようない結果を来たすことがないかとの質問に対し、事業分量を増大し、その実施を促進するためには、補助政策と共に金融政策が必要であるとの答弁があり、又水産業に対する融資の拡充改善について強い主張がありました。

資金特別会計からの繰入金四十億円、計六十億円を資本とし、これは無論無利子でありますて、こゝに於て、この六十年利六分を以て借り入れることとなり、これら合計百二十億円をあらかじめめた資金計画に従つて融通し、本特別会計の收支を合せているのであります。ところが衆議院の修正のように、一部分でも利率が引下げられることになりますれば、本特別会計の收支上利子を伴う資金運用部からの借入金を減らさなければならぬことになります。而もこの六十億円に減らさなければならぬことから、農林當局の推算によれば、初年度六十億円の予定は四十五億円くらいのことになります。而もこの六十億円に減らさなければならぬことから、農林漁業者からの需給の盛んな共同施設関係のものに引当てられてあるのでありますまして、かかる性質の資金が減額せられることは重大と言わなければならぬのであります。勿論どの項目についても貸出利率が引下げられることは誰しも望ましいことではありますて、衆議院の修正はその趣旨において異論はないのであります、併し利害十分であるところでありますから直ちに承服しがたいのでありますて、この点に対し政府の所信が質されたところ、政府においてもこれを認め、適当な対策の工夫実施に努力したい旨の答

るため、新たに農業の公定規格制度を設けること。第二は、農業の有効成分又は効果について虚偽の宣伝をなし或いは誤解を生ずる虞のある名称の使用を禁止すること。第三は、從来農業の登録、防除業者の監督及び登録農業の取締等に關して、議決機關として設けられていた農業資材審議会を改めて、公定規格の設定、変更及び廃止並びに農業の境目二方法の決定及び変更に関する事項についての諸問題閣とすること。その他三行 政措置に関する規定の整備を圖らんとするものであります。委員会におきましては、政府当局との間に農業の需給の現況及び今後の見通し並びにこれが確保及び廉価供給対策、農業検査機関の抜充、農業資材審議会の性格改変の可否等について質疑が交され、詳細に逐條審議が行われたのでありますて、これが詳細は會議録に譲ることいたしたいのです。

かくして質疑を終り、討論に入り、特に発言もなく、採決に入り、全会一致を以て原案通り可決せられました。

右御報告いたします。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先づ農業取締法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

臨時物資需給調整法（昭和二十二年法律第三十一号）の一部を次のよ
う改正する。

當に開し必要な事項は、政令で定める。

第一條第一項第一号中「物資」を

同項第三号を次のように改め、同項
第四号を削る。

第三條第一項中「第一條の規定の適用に關して」と「経済安定本部總裁が定める方策に基き」に改める。

第七條第一項中「第一條第一項第四号の規定により物資若しくは設備

四

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 経済安定本部設置法
四年法律第六十四号
次のように改正する。

同條第一項中「前項第三号に掲げる物質の生産、出荷若しくは輸送若しくは工事の施行又は第四号に掲げる事項に関する命令」を前項第三号に

に掲げる物質の生産 講演又は引題
の命令」に改める。

第一條 経済安定本部」、物資需給調整審議会（以下「審議会」と）

審議会は、經濟安定本部總裁の
諸間に応じ、經濟安定本部總裁が

前條の規定により定める方策に関する審議し、その結果を経済安全保障本部總裁に報告する。

審議会は、特に必要がある場合においては、前項に規定する事項

審議会の組織、所掌事務及び運
に關して、統合軍方面會議表に記
議する」とがである。

官報号外 昭和一十六年三月三十一日 参議院会議録第三十四号(その二)

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案

資源調査会	資源開拓審議会
重要資源の総合的な利用に関する、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。	重要資源の総合的な利用に関する、調査審議し、総裁に対し、必要な報告及び勧告を行うこと。
臨時物資需給調整法の規定により、総裁に対し、必要な報告及び建議をするること。	物資需給調整審議会

すと、最近における内外の経済情勢の推移に対処するためにその一部を改正せんとするものであります。その主要な改正点は次の二点であります。
おの／＼次のことを理由が申述べられております。第一は、同法の有効期間を一年間延長するといふこと。

臣三日付電に記載のとおりであります。それから第三に、同法に基く主務大臣の権限を縮小することになります。即ち産業の振興回復に伴つて不要になつた主務大臣の命令権限の範囲をこの際可及的に縮小して、同法の円滑な運用を図りたいというのが理由であります。

るようになつて、經濟安定委員会の審議中に、經濟安定委員会宛に強い要望がありましたことを附加えます。

この法案に対しまして、審議の過程におきまして熱心な各委員から質疑がありましたが、その主なるものを整理して見ますと次のようになります。第一に、統制存続の理由はどこにあるか

は、その重要性に鑑みまして、証人として日産協の商業部長仲矢虎夫君、全中協副委員長中島英信君、専修大学教授小林義雄君の三君の意見を徵したのであります。詳細は速記録に譲りますが、ただこの発言のうちで、今度の改正の中心をなしまするところの審議会設置の問題につきまして、従来の官僚統制の弊を避けるため民間の意見を反映させることを目的としておる点は全く賛成であるが、ここに反映される、つまり審議会に反映される意見が国民の全般のそれでない危険があること、及び実際は意見を聞いても、政府のはうで従来の同様な制度の運用の仕方から見てこれを本当に取上げるといふことは少いのではないか。それでは却つて偽善的な制度となる虞れがあるので、むしろ、これは、やめたほうがよいという意見さえあつたことををよりつと附加えて置きます。なお本案に対し通産委員長より、特に審議会の委員に広く学識経験者を入れ、その任免につ

という点。それから更に世界各国は統制を実施し、これを強化しつつあると

いうにかかわらず、日本は統制を外し

つてあるのは、物資需給の見通しが確

実現された結果であるのか、或いはそ

の他の原因にあるのかというようなこ

と。現在実施中の各種物資の配給統制

は引続きまだ行うお考えであるかどう

か。更に統制の存続は軍需生産を増強

するのではないか。或いは又いわゆ

る日米経済協力体制との関係はどうい

うことか。更に事業者団体法及び独禁

法の改正の見通しと本案との関係。そ

れから政府は物資の統制を中心としてお

ることか。更に事業者団体法及び独禁

法の改正の見通しと本案との関係。そ

方針である。ただ、今直ちに統制解除を困難とする物資も相当あり、又世界情勢の推移から見て、国際的に割当を行われるような物資等については最小限度の統制は止むを得ない事情にある

といふこと。又政府はこの統制によつて軍需生産を増強させようといふもの

ではなく、又日米経済協力という問題については何ら関知しない。事実生産

の需要を緩和して、国民生活の安定

確保を図ろうとする意図以外には何も

ないといふ点。審議会につきましては、

自主統制方式採用が困難な事情がある

ので、その設置を因つたのであり、運営につきましては審議会の意見を十分に尊重するつもりである。又その人選に當つては本委員会におきましていろいろ希望その他が述べられましたことを十分に取入れたいといふような答弁があつたわけあります。その他は省略いたしました。

討論に入りましたところ、共産党兼

岩委員から反対、それから緑風会の藤

野委員から反対、それから賛成の意見

成、自由党の中川委員から賛成の意見

の開陳がありまして、多数を以て原案

の通り可決すべきものと決定した次第

であります。

御報告を終ります。

○議長(佐藤國武君) 本案に対し討論

の通告がござります。発言を許しま

す。兼岩博一君(拍手)

〔兼岩博一君登壇〕私は日本共産党を代表

して、この一部改正に反対の意を表明するものであります。

物調法の有効期間を一年延期して統

制し確保しようとするところの供給の

特に不足する物資とは何であるか。國

民大衆のための生活必需品であるの

も根本的な問題と考えまして、私は委

員会で質問いたしましたのであります。

これと戦争に必要な軍需品であ

るのか。これがこの法律案に對して最

も根本的な問題と考えまして、私は委

員会で質問いたしましたのであります。

これらに對して周東安本長官は答えて曰

く、日本では軍需品は製造いたしてお

りません、又生活必需品の統制をやる

べき、日本では軍需品を製造いたしてお

りません、又生活必需品の統制をやる

と、國際物価が騰貴したこと、船舶の不足などのために輸入が不振となりまして需給のバランスが崩れ、欠乏インフレとなつて、現に物調法の統制下にありますところの銅鉄、ニッケル、青銅ソーダその他の闇物価が暴騰いたしましたのであります。加うるに、無

いと國会を欺くこと、これより甚だしい

ことはないのです。〔その通りだ〕要點だけ簡単にやれ」と呼ぶ者あり

り、拍手〕現にアメリカは国家安全保

障会議において日本の軍需生産の下請

のために必要な原材料を供給するとい

うことを決定している。又この統制の延长期はそれに必要な国際的な軍需資材

の割当を受けるためであるということ

は、通産省を初めとする経済官吏団が

国際原料割当会議に臨むためにすでに

出発したということで明瞭であります

。(「そらだ／＼」と呼ぶ者あり)ドワジ・ラインの名の下に、平和産業と中小企業、人民大衆の生活を破壊させて来た吉田内閣は、今や以上述べます。(「そらだ／＼」と呼ぶ者あり)ドワジ・ラインの名の下に、平和産業と中小企業、人民大衆の生活を破壊させて来た吉田内閣は、今や以上述べました関係で生活必需品の暴騰と人民の生活の困窮を來たしませんたけれども、それには見向きもしないで、軍需生産に必要な物資について、曾つて我の経験した官僚統制どころか、祖国を焦土とするような大戦争準備のために、外國のために、最悪の統制をやろうとしているのです。(「ソヴィエトの最善の対策か」と呼ぶ者あり、笑言)昨年の紛糾争で自由党は、官僚制に対する國民の強い反感を利用

と呼ぶ者あり)今や国民は自由党的いわゆる自由経済が何ものであるかといふことを十分に知つたのであります。(「そうだ〜」はつきりわかつた「天下周知だ」「よくわかる」「共産党的宣言」と呼ぶ者あり)たとえ政府がこの法律の第一條で、統制の範囲を非常に圧縮するために、「供給の特に不足する物資」というような字句に改正をして見たり、そして自由経済はどうまでも守りますぞといふゼスチニアをいたしましても、又最悪の官僚統制、日本的でない官僚統制に進むにもかかわらず、法律第二條で新らしく審議会といふロボット的な諮問機関を作つて見せても、民主的であり且つ自主的であるなどと強弁いたしましても、「その通り」と呼ぶ者あり)今や来たるべき地方選挙において冷感な国民の審判を難解することは絶対に不可能であるといふことは、近き将来の事実が証明するであろうことを断じて、私の反対討論を終ります。

○議長(佐藤同武君)　この際、日程第一「議院送付」、日程第二「外事局所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)」、日程第三「十七、世界保健機関憲章を承認する」とについて承認を求めるの件(衆議院送付)を一括して議題とすることに異議はない旨をさせんか。

第一條第一項の表由

在シアル日本政府
在外事務所
トル市
アメリカ合衆国シア

卷

第九條第一項中「別表に定める額とする。但し、第二條第二項の規定によつて設置される在外事務所については、在動手及び住居手当の支給年額は、」を「アメリカ合衆国に設置される在外事務所については別表にては、」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 日本政府在外事務所増置令（昭和二十五年政令第三百三号）は、廃止する。

〔検査報告書は都合により 附録不
掲載〕

七

について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三條により送付
する。

昭和二十六年三月二十七日

卷之三

世貿保經理談新單之詳

とたついて承認を求めるの件
世界保健機関憲章を受諾すること

について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、國会の承認を求める。

官報
戶外

昭和十六年三月二十一日 案内印会議(昭和十四年)モニタリ

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案外一件

以上の請願三件、陳情一件は、いたゞ
れも法律制定に関するもので、慎重に

〔木下源吉君登壇、拍手〕

十三萬だよりまして、その主なる題

ず、探査機式は北海道と同じくストップによつており、これに要する燃料は

千百七十七号及び千三百五十二号は、それ／＼北海道における名寄町、天塢

審議いたしました結果、願意はおおむね妥当なるものと認め、これを採択し、議院の会議に付し、且つ将来の立法について慎重なる考慮を加えると共に、内閣にも送付を要すべきものと決定いたしました次第であります。

諸願九十四件、陳情四件につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

恩給受給者の生活を換算すると共に、現職公務員をしてその職務に専念せしめるため、先になされたロバート・イヤーズ氏の勧告に沿い、国家公務員法の精神に基き、その規定にふさわしい民主的な新恩給法を速かに制定せら

北海道の石炭に対し秋田原は薪と木炭を用いている等、生活上に及ぼす自然的條件の影響は北海道や青森と同じであるから、石炭手当に相当する薪炭手当を支給せられたいとの要請であります。これら寒冷地手当及び薪炭手当

附 鹿嶋市からのものであります
願第千三百七号は東北における宮城県
塙釜市浦戸地区からのものであります
す。次に関東地方からの請願であります
が、諸願第千百七十九号、千百四十四
八号、一千二百二十三号及び千三百三
三号は、千五百四百一十五件申立ての

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

く、すべての職員は、郵便業務、貯金業務及び保険業務に従事し、ために他官庁に比し役附職員も少く、又同一職務に終身従事している者が相当多數に上っているため、俸給の頭打ちによって事業の能率促進に重大な悪影響をもたらしているから、郵政事業の特質に適応した相当幅の広い特別俸給表を設定せられたいとの要旨であります。これに關しましては、前回御報告す。

当であり、政府をして努力せしめる要
ありと思われる。

以上の請願十五件は、それぐの意
味において、これを議院の会議に付
し、内閣に送付すべきものと決定いた
しました。

次に寒冷地手当に関する請願二十一件
についてであります。これらは請願
第千百一十七号から千百四十六号まで
のものであり、それへ、三重県内にお

見受けられるもので、やより、政府をして十分研究せしめる必要があると認め、して、これを議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

原町と東京都の神代村並びに千葉市からものであります。次に中部地方からであります。講題第千二百九号、千三百二十三号、千三百二十四号、千三百六十三号、千三百六十四号、千一百六十五号は、それく愛知県内における岩津町、上野町、常滑町、田原町、福江町、二川町からの請願であります。次に請願第千三百号、千三百四号は、それく岐

○副議長(三木治郎君)　この際、日程の順序を変更して、日程第三十二より
第一百十一までの請願及び日程第一百八十六
三より第一百八十六までの中情を一括して
議題とすることに御異議ございませんか。

を同じくするものと思われ、職階制度による給與進則が制定せられ、その矛盾が除去されるまで、積極的な考慮が必要とする意味において妥当であると思われる。

喜町、東藤原村、石崎村、古美村、野
登村、椿村、柄田村、玉瀧村、阿波村、
関町、菰野町、白川村、加太村、柏原町、
名張町、朝上村、立田村からであります
して、これらの地方は錦鹿山脈の山麓
もあり、冬四五カ月間を垂にして日照少

望をその主なる内容とするものであり、全国的な範囲に亘り非常に熱に提出せられている美情であります。本委員会におきましては、地域区分に関する法律の立案又は審議に当り、得る限りの正確な結論を導くため

郡からのものであり、請願第千三百九
号は山梨県の石和町からでございま
す。次に近畿地方からの請願でありま
すが、請願第千百六十四号から千百
十四号まで及び千百八十三号、千百五
十四号、千二百四十三号は、兵庫県に

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。人事委員長木下源吾君。

件についてであります。これは講義

く、積雪も四五センチにも及ぶ寒冷の地であるから、実情勘案の上、寒冷地手当の支給地として指定せられたいとの要望であります。

一環としても、「これらの諸種陳情の旨要を重んじ、深く検討する」と、慎重な審議を行なつてあるものであります。

【審査報告書は複合により附録に掲載】

号、千三百四十号、千三百五十七号、

方に詰原駅十四廿一一年に和田県の
新農手当に関する件でござりますが、

さて、回復率申上にて地域別に
する請願を都道府県別にして順次申
げます。此等請願第千百四十二件

官書卷外

であり、請願第千百四十一号は三重県の一身田町からでござります。次に中国地方からは八件ございまして、請願第千百五十一号及び千百七十八号、千四百五十四号は広島県のそれへ大竹町へ(これは二件ございます)可部町からであり、請願第千二百九十九号、千三百六十九号、千三百三十四号及び千四百十二号は、それへ山口県の内日村及び德山市と岡山県の岡山市と瀬戸町からのものでございます。又請願第千百七十六号は鳥取県の全地域に關するものであります。次に四国地方からは、請願第千百八十万から千百八十二号まで及び千三百五十六号、千三百八十四号の香川県内におけるそれへ土床町、宇多津町、坂出市、丸龜市、多度津町と、請願第千百七十五号の高知県後免地区であります。次に九州地方からの請願でございますが、請願第千百六十三号、千二百七号及び千三百四十一号は、佐賀県内のそれへ佐賀市及び武雄町、嬉野町からであり、請願第千二百五号、千二百六号、千二百四十二号、千三百一号は、福岡県内の久留米市及び筑紫郡と新宮村、宗像郡からでござります。請願第千二百八号は宮崎県の全地域に関するものであります。

百七十一号、二百八十六号は、それぞれ岡山県の玉野市と、埼玉県の明石市、広島県の吳市からのものであります。

これらの請願陳情は、深く検討すればするほどそれ／＼その趣旨要望に妥当なる点が見受けられるものでもあります。本委員会におきましては、前回御報告申上げました地域給に関する請願陳情と同様に取扱うべきであり、今後なおこれらの地方からの資料その他の提出を要望すると共に、深く検討して、これに関する法律の立案審議に当たり、でき得る限り正確な結論を以て当該地方の要望を十分考慮しつゝ再検討することが妥当であるとする意味において、その願意を探査すべきものと認め、又速かに政府をして十分研究の上、所要の措置をとらしめる必要があるものと認めまして、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、「これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔終貢起立〕

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第百十二号より第百四十までの請願及び日程第百八十七より第二百八までの陳情を一括して、地方行政委員会理事権未治君に議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(三木治朗君) 御異議ないとい認めます。先ず委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により 附録に掲載〕

〔堀末治君登壇、拍手〕

○堀末治君 只今議題となりました請願及び陳情について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本委員会においては、前回報告したとして、同日までに付託されました請願陳情を、地方財政、地方行政及び警務の三つに分類して、順次審査を行いました。

先ず地方財政関係から申上げますと、請願第四十七号並びに陳情第一号、第三十号、第二百三十五号は、現下の地方財政は甚だしく窮乏しているから、これが確立強化の措置を講せらるべきといいのであります。請願第二十二号、第七十九号、第三百三十八号、六号、第七十九号、第三百三十八号、第三百五十二号、第三百五十三号及び

千十八号は、地方財政平衛交付金の増額が公正妥当でないから是正されたいとのことであり、請願第四十八号、第五百四十四号、第六百八十三号及び第千三百九十九号並びに陳情第十二号、第十九号、第一号並びに陳情第二十号、第七百八十一号、第五百五十七号、第六百六十七号及び第一百八十号は、いずれも平衛交付金の増額を願うものであり、請願第六百二十一号並びに陳情第四十号、第六十七号、第九十九号及び第五百八十四号は、平衡交付金の算定基準には実情に副わぬものがあるから改正されたいとのことであり、又陳情第二百二十二号は、平衡交付金決定後、法令等に基く地方の義務的負担が多くなつてゐるから、その財源措置を望むとのことです。請願第五百五十九号並びに陳情第六十六号、第二百三十九号は、地方事業費の起債の枠の扩大を望み、陳情第二百十八号は六三制校舍整備費の起債の枠を拡張されたいとのことであり、請願第三百五十五号は地方債の許可制を廃止されたいとのことです。又請願第三百七十九号は北海道の市町村の水道事業の全額担保に対する旅費飲食料の廃止を、陳情第六百二十五号は旅館の宿泊料金と食糧配給公団の廃止に伴う主要食糧配給事務費の国庫負担分が少いから、これも増額されたいとのことであります。又請願第千三百二十九号は、全額に対する旅費飲食料の廃止を、陳情

二百八十七号は映画劇入場税の軽減を、同第二百八十八号は特種者税の軽減を願うものであります。委員会におきましては政府当局と質疑応答を重ね、慎重審議いたしました結果、いずれも願意妥当と認めまして、これを議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

次に地方行政関係について申上げます。請願第八十四号は、地方公務員法附則第二十項に下水道事業を追加して、上水道事業と同等の取扱をして欲しいというのであります。請願第八十八号、第四百二十号並びに陳情第二百六十六号は地方自治法にある監査委員制度の改善強化を願うものであり、請願第三百三十三号は地方議會議員の議案提出権を臨時会に對しても除外なく認められたたいというのであり、請願第三百五十七号は地方議会の常任委員会は議会の閉会中にも活動し得るよう法律を改正せられたいとのことであります。次に陳情第百十九号は、行政事務の再配分、地方自治確立、治安の確保、国土開発、食糧自給、社会保障制度の確立等の実施を請うるものであり、陳情第百二十四号、第百二十八号及び第百七十一号は行政事務の再配分を行されたいとのであります。本委員会におきましては、政府当局と質疑応答を重ね、慎重審議いたしました結果、いずれも願意妥当と認めまして、これを議院の会議に付すべきものと決定いたしました。

次に請願第五百六十六号は、地方公務員法第三十六條第二項を改めて、都道府県立高等学校教職員の政治的行為の制限をその学校の所在する市、区若しくは郡にされたいといふのであります。

請願第一百五十五号及び陳情第八十二号は、行政書士の業務を他の法律又は都道府県の條例規則において制限し得るよう改められたいといふのであり、

請願第二百三十一号は、代書人を行政書士として、その資格、業務等に関する統一法を制定されたいといふのである。

請願第三百三十九号は、消防防護を以て

後顧の憂いなく任務に挺身せしめるた

めに、その公傷の場合の治療費はこれ

を全額國庫負担にされたいとの要望で

あり、請願第三百四十九号は、現下の

国際情勢等に鑑み、消防署未設置都市

に対し設置を促すと共に、消防施設の充実を図り、これらの経費に於て國

庫支弁の方法を講ぜられたいとの要望

であり、請願第四百二十五号は、現行

消防法第十七條を改正して、学校、工

場等のほか、舟車の所有者、管理者又

は占有者は、政令の定めるところによ

り、國家消防庁の検定に合格した火災報告器、消火器その他の設備しなけれ

ばならないことに規定されたいとの趣

旨であり、陳情第二十二号は、消防の重要性に鑑み、速かに消防大学を設置

されたいとの要望でありまして、以上

四件の消防関係の請願陳情は、いずれ

も願意おおむね妥当なりと認められま

すので、これを議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。

○副議長（三木治郎君） 別に御発言を

なれば、これより採決をいたしま

す。これらの請願及び陳情は委員長請

告の通り採決し、日程第一百三十七より

第百四十までの請願及び日程第一百八

の陳情のほかは内閣に送付することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔経賀起立〕

○副議長（三木治郎君） 経賀起立と認

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採決し、内閣に送付

することに決定いたしました。

〔経賀起立〕

○副議長（三木治郎君） 経賀起立と認

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採決し、内閣に送付

することに決定いたしました。

〔経賀起立〕

○副議長（三木治郎君） 経賀起立と認

めます。よつてこれらの請願及び陳情

は全会一致を以て採決し、内閣に送付

することに決定いたしました。

〔経賀起立〕

○副議長（三木治郎君） この際、日程

第一百四十六より第一百七十九までの請願

及び日程第一百十三より第一百三十一

までの陳情を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔経賀なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三木治郎君） 御異議ないと

認めます。先ず委員長の報告を求めま

す。農林委員会理事西山龜七君。

〔西山龜七君登壇、拍手〕

○西山龜七君 請願及び陳情に付託の請願及び陳情につ

いて説明をば原所有者に返還せられる

事務事業をば原所有者に返還せられる

事

定価一部六円五十銭
送料実費所行発

東京都新宿区市谷本村町
電話九段五三二
郵便東京一九〇〇〇官報課